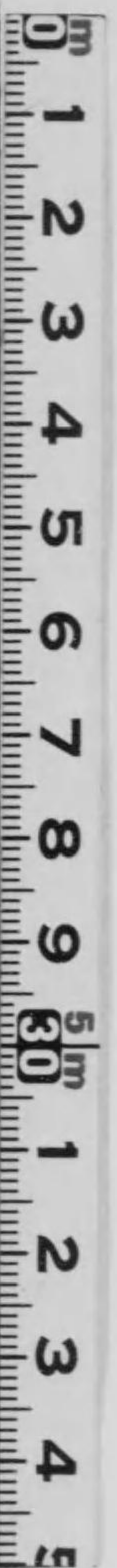


387  
Ku55



始



1-3449

~~57~~ 74  
387  
KUSS

781  
2007



藏田國秀著

現代國民  
民法精義

東京二松堂發行

大正  
8. 1. 15  
内交

## 緒言

社會に禮法の必要なことは、今更暇々するを要せず、社會あれば必ず禮法ありて、全く是を缺く社會はこれ有らざるべし。唯社會により禮法の整頓するものと、然らざるものとの別あるのみ。而して文明の度高き社會は、概して禮儀正しく、其の度低き社會は、禮儀概して整はず。我が現時の状態を観察するに、未だ新時代に適應する禮儀定まるに至らず、實に昭代に於ける遺憾の大なるものなり、當局ここに見る處あり、近時小學校及び師範學校、中學校、作法教授要項を選定し以て其の據るべき所を指示せり。蓋し學校に於て禮法確立の基礎を置かんと趣旨に外ならざるべし。此の如きは元來本末を顛倒するものなりと雖も、社會に確立せる禮法なき今日に於ては、洵に已むことを得ざるなり、諒かへりて我が中等學校に於ける作法教授の現状を見るに徹底せざるもの多きは大に歎すべきなり、茲に於てか其の缺陷を救済し、又以て余が奉職せる置賜農學校教養の趣旨を達する方法の一として、禮法教授に、意を注ぐ所ありしが、爾來生徒、居常の態度、及び禮儀作法等舊態を改め、師弟の親和一層濃かなるものあるを認むるに至れり、吾人聊か茲に鑑みる所ありて、公務の餘暇、文部省選定の師範學校中學校作法教授要項に據り、これ

を補足し以て本書を編述し、生徒の参考に資する所以なり。

本編は學生社會の間にのみ應用すべき禮法にあらず、他日活社會に出で、心得置かざるべからざることなり、されば如何なる階級の人に對しても、亦必ず好參考となるべきものあるを信するなり、幸にして作法の形式を統一し、醇厚の風を助長するを得ば、編者の本懐之れに過ぎざるなり。

終に臨み我が敬愛する山形縣立置賜農學校長梁田斌先生には懇切なる助言と校閱を賜はり、又本書を出版するに至れるは一に窪田頼次郎先生の賜なり茲に謹んで感謝の意を表す

大正八年一月

編者識す

### 目次

第一章 居常の心得	一
第二章 姿勢及び進退	七
第一節 姿勢	七
第二節 歩行及び廻旋	九
第三節 着袴・離袴並著座・起座	一四
第四節 寢具の開閉・出人	一七
第三章 敬禮	一九
第一節 敬禮の心得	一九
第二節 普通禮	二〇
第三節 最敬禮	二二
第四節 行幸啓拜觀の場合の敬禮心得	二三
第五節 御陵・神社等に参拜する心得	二四
第六節 通過・行達及び教室内の敬禮心得	二六
第七節 着帽したる場合の敬禮心得	三〇

第四章 服裝

- 第一節 服裝の心得
- 第二節 禮服

三十一

三十一

第五章 授受進撤

- 第一節 授受進撤の心得
- 第二節 茶菓
- 第三節 用具
- 第四節 文書

三十五

三十五

三十五

三十五

第六章 招待及び應招

- 第一節 招待の心得
- 第二節 應招の心得

四十六

四十六

第七章 食事及び饗應

- 第一節 食事の心得
- 第二節 日本食及び其の饗應
- 第三節 洋食と其の饗應

五十五

五十五

五十五

第八章 言語應對

六十八

第九章 訪問の心得

- 第一節 稱呼及び敬語
- 第二節 應對の心得

第十章 祝賀・告送別・慰問・弔問等の心得

- 第一節 祝賀の心得
- 第二節 告送別の心得
- 第三節 慰問の心得
- 第四節 弔問の心得
- 第五節 會葬の心得

七十九

七十九

七十九

七十九

七十九

第十一章 接遇の心得

八十九

八十九

八十九

第十二章 紹介の心得

九十九

九十九

九十九

九十九

第十三章 贈答の心得

一一五

一一五

一一五

第十四章 集合の心得

一二二

一二二

一二二

第十五章 通信及び交通

一二六

一二六

第十六章 祝祭日の心得 . . . . . 一三三

第十七章 家例及び禁忌 . . . . . 一四五

附 錄

第一章 居常ノ心得 . . . . . 一五三

第二章 姿勢及進退 . . . . . 一五四

  第一節 姿勢 . . . . . 一五四

  第二節 歩行及廻旋 . . . . . 一五五

  第三節 著椅・離椅・並著座・起座 . . . . . 一五六

  第四節 道具等の開閉・出入 . . . . . 一五七

第三章 敬 禮 . . . . . 一五八

  第一節 敬禮の心得 . . . . . 一五八

  第二節 普通禮 . . . . . 一五九

  第三節 最敬禮 . . . . . 一五九

  第四節 行幸啓拜觀ノ場合ノ敬禮心得 . . . . . 一六〇

  第五節 通通行達及教室内ノ敬禮心得 . . . . . 一六一

第六節 著帽シタル場合ノ敬禮心得、(附)握手禮 . . . . . 一六三

第四章 服 裝 . . . . . 一六三

  第一節 服裝ノ心得 . . . . . 一六三

  第二節 禮 服 . . . . . 一六四

第五章 授受進撤 . . . . . 一六六

  第一節 授受進撤ノ心得 . . . . . 一六六

  第二節 茶 菓 . . . . . 一六七

  第三節 用 具 . . . . . 一六八

  第四節 文 書 . . . . . 一六九

第六章 招待及應招 . . . . . 一七〇

  第一節 招待ノ心得 . . . . . 一七〇

  第二節 應招ノ心得 . . . . . 一七二

第七章 食事及饗應 . . . . . 一七三

  第一節 食事ノ心得 . . . . . 一七三

  第二節 日本食及其饗應 . . . . . 一七四

  第三節 西洋食及其饗應 . . . . . 一七五

第八章 言語應對 . . . . . 一七七

第一節 稱呼及啓語	一七七
第二節 應對ノ心得	一七八
第九章 訪問ノ心得	一八〇
第十章 祝賀・告送別・慰問・弔問ノ心得	一八二
第十一章 接遇ノ心得	一八四
第十二章 紹介ノ心得	一八六
第十三章 贈答ノ心得	一八八
第十四章 集會ノ心得	一九〇
第十五章 通信及交通	一九一
第一節 通信ノ心得	一九一
第二節 交通ノ心得	一九二
第十六章 祝祭日ノ心得	一九三
第十七章 家例及禁忌	一九四

目次終

現代國民作法精義

藏田國秀編著



第一章 居常の心得

禮を學ぶ者の最も大切なるは、居常の心得にありとす。禮儀作法とて吾人が常に行ふべき行爲と飛び離れて別に六ヶ敷き規則あるものにあらず。唯々吾人の日常行ふべき行爲として常軌を逸せざるやうに注意し、正しき道を上品に行ひ得るやうに爲すにあり。されば居常の振舞によくよく注意し、高潔なる品格と圓滿なる常識を養成せざるべからず。

一、男子は常に男らしかるべし、優柔又は輕卒の風を避け、端正にして而も濇容毅然として動かざるの貌あるを良とす、語に曰く威ありて猛からずと、これ男子の貴ぶ所なり、氣取りたる、又にやけたる共に最も醜し。

「附記」

一、相貌は人の徳を表すものなり、徳高ければ相貌自ら高尚に、心に悪念起らば相貌も亦卑しくなるものなり、故に人は相貌を修め儀容を整へんと欲せば、先づ心を清潔にして徳を磨き、悪念を去らざるべからず、然れども人の相貌を修め、容儀を整ふることによりて、却て心を清め、人品を高くすること多し、之を以て人は内心の徳を修むと同時に、外部の相貌を整へて自己の品位を高め、社交の圓滿を圖り、以て其の生活を全うせざるべからず、蓬髮垢面は他人に對して禮を失するのみならず、衛生にも亦害を及ぼすものなり。

二、起臥、食事其他日常自己の爲すべき事につきては、一定の規律は確守するやうに勤むべきなり。

「附記」

一、何れの家庭に於ても、夫れくの習慣、家風あるものなれば、朝夕の起床、就寢、食事等の時刻はその家庭の習慣、家風に從ひて實行すべし。

二、我が國民の日常生活は極めて不規律にして、總て秩序正しからず、起床の時刻、集會の時刻、其他一旦定めたる事、約束したることも正確に守らざる場合多し、これ等は將來是非

改めざるべからず。

三、日常の生活不規律ならば、従つて種々の方面に不利益を及ぼすこと多し。例へば時間の不經濟、仕事の手おくれ、身體の墮落、不規律、無節制など其弊害の重なるものなり。

三、己れのみよくば、他人の迷惑を思はず、己の便宜のみ圖るが如き、利己の振舞あるべからず。

「附記」

一、湯屋、温泉場等の浴場に於て他人入浴者あるにも拘らず、己れ一人にて數個の湯桶を占領し、或は詩を吟じ、唱歌を歌ひ、或は鼻唄を謠ひ、又は唾痰を吐き、或は汽車電車等にて必要以外の座席を占め、他人の著すべき席なきに困却するにも拘らず、左右に荷物を置き、擅に横臥すなどは、人に不快を與へ、迷惑を感せしむるのみならず、誠に無作法なり。つゝしむべきなり。

四、毎朝盥嗽する際は、皮膚を清潔にし、且之を強壯ならしめん爲めに、毎朝冷水摩擦、又は冷水浴等己れの體質に應じて、適當に之を行ふべし。是れ修養上にも、衛生上にも、必要なることなり。

「附記」



- 一、身體を清潔にすることは、常に衛生上必要なるのみならず、品位を保つ上に於ても、必要なることなれば、盥嗽には揚枝、齒磨粉又は鹽を用ひて口腔を清潔ならしむべし。夜間就寝前、又毎食後嗽ぐは最も良し。すべて盥嗽は寒暑に拘はらず、清水を以て行ふ習慣を養ふべし。清水を以てするときは顔面に潑瀾たる生氣を表はし、且つ爽快を感ずるものなり、昔武士の家庭にては、必ず清水にて顔を洗はしめ、決して湯など用ひしめず清水にてせば死顔の變らぬ爲めなりと教へしなど、大に味ふべきことなり。
- 二、鼻腔は、常に清潔ならしむべし。時々鼻汁を除き、之を啜り込まざる様にすべし。頭部は洗ひ頭垢を落すべし。頭髮は五分刈にして短く、理髪は凡そ毎月一回の割合にて可ならん。
- 三、爪は沐浴の際など、時々鋏み取るべし。爪長きは不潔物附着し易し。又齒にて爪を噛み切る癖を付けぬやうにすべし。
- 四、盥嗽を了へ、容儀を整へたる後、父母、長者に對して、朝の挨拶を爲し、然る後、食事を済まし、當日の日課に従ふべし。
- 五、自身の身邊、及び机上等は常に整頓すると共に、其の居室の内外をも、清潔に洒掃すること肝要なり。

「附記」

- 一、物品を整頓するは、身の始末をよくし、精神を正しくし、又物事に注意する善習慣を養成するものなれば、大に勤むべきことなり。
- 二、常によく整頓し置かば、暗夜に燈火を用ひずして、何は何處にありやといふこと、直ちに分りて、いかなる場合にも狼狽することなし。軍隊の整頓せるさまは大に見習ふべきなり。
- 三、女は勿論、男子たりとも衣服を脱したる時は、これを疊みて一定の場所に片附け、靴下駄等の類も用ひざる場合は、清掃して下駄箱にしまひ置くやう注意すべし。
- 四、すべて服装は、自己の身分と、位置とを考へて相當のものを用ふべく、端正にして容儀を保つにあり。猥りに世の流行を追ひ、又甚だしく人の目につくものを用ひ、或は人と華美を競争するやうのことあるべからず。

「附記」

- 一、相貌を整ふるにも、自然の形容に従ふべし、妄に修飾を施すは卑しきものなり。必ず衛生に反せざるやうに注意し、故らに人工を加ふるの要なし。
- 二、外出せんとする時は、豫め行先、用向、歸宅の時刻等を告げて、父母、長者の許可を受くべ

し。歸宅の時間は豫定に違はざる様に注意すべし。

九、歸宅したるときは、直ちに父母、長者に挨拶すべし。

「附記」

一、用事を果して歸りたるときは、「只今歸りました」又は「只今」といひて禮をなし、それより返り事を述べべきなり。

十、寢床に就かんとするときは、父母、又は長者に夜の挨拶をなし、燈火を消して靜かに寢に就くべし。就寢後は妄りに談笑等を爲さず、安靜に眠るべし。

十一、人の談を立聞し人の家、屋敷を隙見するは極めて下等なる行にして、男子の苟且にもなすべきことにあらず、これが爲め、いまはしき嫌疑を受くることあり、心すべきなり。

「附記」

一、耳語及び外國語等の如き、一般に通せざる言語を會話中に用ふるは、卑しき行なり。こはその傍にありし人の感情を害し易し、決して爲すべきにあらず。

十二、他人の手紙を許可なくして、開封するは勿論、披かれたるものと雖も、見るべからず。人の披見中、のぞき見るなどの行爲も、深く戒むべきことなり。

## 第二章 姿勢及び進退

姿勢及び座作進退は、作法の根本にして、人の品格を表はすものなり。座するに法あり、立つに則あり、一舉一動禮に適はざれば面目を損す、されば男子は尊大傲慢、鄙屈陋劣、輕忽喧騒の舉動を慎み、從容迫らざる動作なかるべからず。今左に姿勢及び座作進退の作法に關する心得を述べん。

### 第一節 姿勢

一、直立の姿勢

先づ胴體を正しく据ゑ、頭は仰向かず、俯向かず、眞直に肩は平かにして、背を曲ぐるることなく、胸を張り、兩足の踵を接けて、足尖を凡そ六十度に開き、下腹に稍力を入れ、兩手は之を自然に垂れ、口を閉ぢ眼は前方を正視し、足元より凡そ二十尺位の所を見るやうにすべし。

「参考」

禮法家は、容儀又は胴作りと稱して、凡そ進退を學ぶ第一に心得べき事とす。これ容儀を正

くする根本なればなり、斯道の大家小笠原清務翁の體用論の要旨に曰ふ「五體其の本を正しくすれば、末自ら直し、臍を張る心にて腰を据うべし、胸に心在れば落着きて體備はる、若し腰すはらざるときは放心す、故に腰は本なり、中なり、腰よりして胴、胴より肩、肩に付きたる肘、肘に付きたる手先なり、又腰よりして股、股に付きたる脚、脚に付きたる趾と、一身の内先づ本末を分かち、その本を直くすれば、その末なる筋骨は自ら直かるべし」と熟讀翫味して、須らく實地に練習の功を積まむことを要す。

二、著椅の姿勢

上體は直立の時の姿勢を保ち、成る可く深く腰を掛け、足を正しく床上に揃へ、兩手は掌を下にして膝の上に置き、口を閉ち、眼は前方を正視すべし。

「附記」

一、下脚を寛に交叉するは可なれど、下脚を前に伸ばし、又は膝の上に他脚を重ね、或は椅子を動搖せしむるが如きは、不作法なりと心得べきなり。

三、正座の姿勢

座する時も、上體は直立の時の姿勢に同じくし、兩足の拇指を少しく重ね、兩手を膝の上に置

き、若くは軽く之れを組み、口を閉ち眼は先方凡そ十尺位の處を正視すべし。

「附記」

一、男子の正座は兩膝頭五寸位の間隔を有すべきなり、拇指を少しく重ねるには左足の拇指を右足の上に重ねるを正法とす、されど時々取り代ふるも悪しといふにはあらず。

二、正座の際、衣服の間より膝頭の表はれざるやう注意すべし、又は胡座し、或は懷手、拱手等をなすは長上の前にてはせぬことなり、尤も安座を勧められたるときは、挨拶して其の通りになすも可なり、さりとて、身分のいたく隔りたる人と對したる時は、進められたりとして遠慮すべきなり、安座する場合は上座の足を下座の足の前方に出して座し、其の爪先を下座の方に向くるが法なり。

三、他人と對座するとき、眼は通例其の人の襟の邊に注目し、時としては先方の顔を見るもよろし。

第二節 歩行及び廻旋

一、歩行する時は、體の上部は直立の姿勢を保ち、身體を上下左右に動搖せしめず、手は軽く自

然に垂れ、不知不識の間に歩調を整ふべし、緩急交々來るは可ならず、股間廣きは傲慢に見え、狭くして早きは輕躁の風なり、中庸を得る様歩むべし。

二、室内は勿論廊下、階段等にては成るべく足を高く上げず、平に靜かに歩むやうすべきなり、靴の儘にてよき室にては、爪先に稍々力を入れ音のせぬやう注意すべし。

「参考」

昔宮中にて、公卿などの歩行の作法は、嚴肅を極めたるものにして、一步たりとも等閑にせざりしといふ。今それ等を全部習ふ必要なしといへど、最も嚴肅たるべき場合は踵を下げず、爪先を上げ、一間を五足位に歩むの心得はありたきものなり。

三、室内を歩行するときは、敷居を踏み、又は物を跨ぎ越え、若しくは器物等に躓かざるやうに注意し、其の通路に物品ある時は、なるべく之を片附けて通るべし、又疊の縁等も踏まぬやうに心得べし。

「参考」

敷居又は疊の縁を踏むことを禁せしは、昔高貴の人の室には周圍に長押といふものありて疊の薄縁の押へとして置きしものなれば、若しそれを踏む時は、ギーツと音して疊も持ち上る

を以て、失禮なれば、決して之を踏まぬやうに戒めたるなり。然るに後世この長押は、敷居に代りたれど、依然これを踏まぬ様に教ふるなり、實際敷居は組み込みたるものにして、踏めば音するものなれば踏まぬをよしとす。又疊の縁も通常縁ならば踏むとも別に不都合なからんも、昔高貴の家にては纏網縁とか、高麗縁とかいふものを用ひられ、是等は白地に黒き紋を織りたるものなれば、若しそれを汚れたる足袋などにて踏まば、直に疊の上に汚點を残すことあれば、之を踏むことを戒めたるなり、されば古來の習慣に従ひて踏まぬやうにするがよかるべし。

四、道路は一般に左側を通行し、若し軍隊に逢ひたるときは右側に避け、又人道車道の區別ある所に於ては、其の區別に従ひ、之を紊さぬやう注意すべし。

「附記」

一、途上にありては姿勢を正し、堂々たる威風を具へ、卓然として歩行すべし。左顧右眄視線定まらざるは沈着の風を缺き、頭を垂れ少歩するは、貧相に見ゆ、宜しく此の如きことをなさず、直立の姿勢を保ち、男らしき態度を以て歩むべし。

二、左側を歩む習慣をつけ置くべきなり、東京市などは法令を以て左側通行を勵行せり、長上

に逢ひたるときは、左に避くるを禮とす。

五、尊長と同行するときは、一二歩後れて尊長の斜左に隨行し、尊長を案内するときは、其斜左約一二歩前に立つて歩むべし。隨行の際は濫に他人と談話等を爲すべからず。

「參考」

古語に「弟子七尺を去つて師の影を踏ます」といへり。

六、老人、幼者、婦人等に出逢ひたるときは、道を譲り、又同行の際は成るべく之を保護救助するやうに注意すべし。

「參考」

二人以上同行するときは、歩調を揃へるやうに注意せよ。西洋人は長者と共に歩む場合には、其の人を右に立て、三人ならば最長者を中に立つるやうにするを禮とし、女と同行の際は女子を危険なき方に立て、歩むやうにするを禮とせりといふ。

七、道路、市街を歩行する時、杖を振廻し、又は履物を引摺るなどは見苦しき事なれば注意すべし。

八、道路の中央に於て長時間の立話をなし、又は通行人を凝視し、若しくは其の容貌、服装等を

指笑し、或は之を批評する等は野鄙なる行爲なり。

九、歩行中食物を口にし、又は道路に於て放歌高吟し、或は口笛を吹き、其の他喧噪に涉り、野卑に流るゝ如き言動を慎むべし。

十、街路には痰唾を吐き、又は紙屑等を棄つべからず。

十一、廻旋せんとする時は、向はんとする方の足を斜に後に引くと同時に、體を其の方に徐に廻るべし。

十二、廻旋するには上座に向ひて廻り、臀部を上座に向けぬを禮とす。

「附記」

最も高貴の人に對しては、廻旋せず面したるまゝ、後進して退くものとす。

十三、座したる時の廻旋は先づ、兩足を爪立て、上體を踵の上に置き、次に向はんとする方の膝を起し、他の片膝は其の儘にして手は膝の上に置き、徐ろに爪先にて靜かに廻るべし。

### 第三節 著椅、離椅竝に著座、起座

#### 一、著椅

「椅子に著くには、先づ下座に當る椅子の側、(例へば右方上座なるときは椅子の左側、左方上座なるときは椅子の右側)に立ち、兩足を揃へて小敬をなし、左側に直立せる場合は右手を椅子にかけ、右足より進みて著椅すべし、著椅の姿勢は前にいへる如し、右側に直立せる場合はその反對と知るべし。」

「附記」

一、人と相對して著椅する場合は、足を組まざるを禮とす、殊に貴人の前、或は式場等に於いて著椅せる時は足を組まぬやう注意すべし。

上、離椅

椅子を離るゝには、先づ椅子の前に立ち、下座(下座右ならば、左手を椅子の傍に手を掛くべし)に著椅、離椅共に小敬は著したるまゝなすべからず、著椅せんとする時、離椅してなすべきものなりと心得べし。

「附記」

一、己れ椅子に倚れる時、教師其他尊長者の來られたる場合は、椅子を離れ(椅子を離るゝ作法は前の如し)起ちて敬禮すべし。

三、著座

著座せんには、先づ兩足を揃へ、兩手を膝に添へ、左足を靜に少しく引き(左足の爪先が右足の踵につく位に引くをよしとす)左膝を突き、次に右膝を突き、一時跪座(跪座とは兩足を爪立て、踵を揃へ、其の上に臀部を軽く置くをいふ)して後兩膝を揃へて座すべし。

「參考」

古禮によれば上座の膝より突くを例とす、即ち右上座ならば右膝より突き、左上座ならば左膝より突くべきなり、席に上下の別なきときは左膝より突くものとす。

四、起座

起座せんには先づ兩手を膝に置き兩足を爪立て一時跪座し、次に右足を立て、(此時其爪先は左足の膝頭と並行せしめ)徐に立ち上ると同時に、左足を進めて右足と揃へ、直立の姿勢をとるべし。

「參考」

古禮によれば下座の足より立つるを禮とす、席に上下の別なき時は進左退右起右座左として古來より起居進退の原則とせり、即ち進むに左より、退くに右より、起つに右膝より、座する

に左膝よりするなり、文部省にて議定せられしものもその原則によられしものなるべし。

「附記」

一、對座の場合は、著座したる後小敬し、起座せんとする時は、小敬して後、起つべきものと心得べし。

二、著座起座の場合、和服にて最も困難を感ずるは袴の思ふやうにならぬことなり、起たんとするとき、袴に足をとらるゝなどは多くある事なり、然らば如何にすべきか、茲に於て袴捌の要生ず、其の方法二三あり、曰く急になり易き場合を緩にし、緩かになり易き場合は急にする事、起つに當り踵と爪先きにて踏めるは一の字の筆法に叶ふ様足にて畫くか、又は片假名の「ノ」の字、或は平假名の「の」の字を畫くこと、膝頭へ袴の皺條の出づる時は爪先きもて後方へはねるべき事、著座の時は袴先きを後方へ扇ぐ事なりとす、但し何れも烈しくすべからず。

三、現今の生徒諸子は、正座に慣れざれば、痺を來たし、起座せんとして倒るゝことあり、尊者の座にて、かかることあらば、その不禮やいかならむ、よくよく心すべきことなり、されば起座せんとする時、俄に起たず、足の痺れ居るや否やを計り、徐に立つべし、痺れ居るとる後、徐に起つべし、俄かに立たぬ様、よくよく心得置くべし。

第四節 建具の開閉、出入

一、出入の心得

他人の室に入らんとする時は、日本室の場合には「御免下さい」と言つて許可を受くべく西洋室の場合には、先づ軽く扉を叩きて應答を俟つべし。

「附記」

一、古くは客室の前に行き少しく足音を高くするか、咳拂ひをなしたりといふ、兎に角何の場合もせず他人の室に入るは無禮のことなり。  
二、長上の室に入るには、闕の所にて一禮して進み、出づる時も闕の所にて一禮して出づべし。

二、扉の開閉

扉を開閉するには、右開きの場合には右手にて把手を把り、之を開くと共に、旋りながら室内に

入り、内側の把手を左手に持ち替へ、静かに正しく閉づべし、但し、左開の場合は此の反對に爲すべし。

三、戸、障子、襖等の開閉

戸、障子、襖等を左に開くには、左手を引手に掛け先づ少しく開き、次ぎに右手にて適度に押開くべし、之を右に閉づるには右手にて引寄せ、左手を引手に掛けて、静かに正しく閉づべし。但し右に開閉する場合は、此の反對に爲すべし。

男子は常には座して開閉するには及ばされども、尊長の居らるる場合は、男子たりとも跪きて開閉すべし。

「附記」

一、扉、戸、障子、襖等の開閉には成るべく静かにし、猥りに開放し、又は「ボタン」と音のせざる様に注意すべし。

四、簾等のかゝりたる所の出入

簾及び幕などの掛りたる所を出入するには、其の一端を向ふの方に押し出して入り、出づる時には一端を手前に引くべし、場合に依りては兩手にて捲き上げ静かに出入すべし。

「附記」

一、簾を巻く前一禮し、出で、一禮すること、室に出入の場合に同じ。

第三章 敬禮

第一節 敬禮の心得

敬禮は他人に對して、尊敬の意を表するものなり、されば恭敬の精神其の内容をなさざるべからず、若しそれなくば即ち虚禮に陥るなり、要は内に恭敬の精神ありて、之を外形に表して始めて禮節を全ふするを得るなり。即ち内心外形共に恭敬を失はざるにあり。

敬禮は尊長者同輩及び下輩に對する時によりて各差あり、されど何れの場合にありても、先方に不快を感せしめざる様注意すること肝要なり。故に敬禮を行ふに節度あるを要す、卑きに過ぐれば諛となり、高きに過ぐれば傲となる、故に其の間適當の度を存すべきなり、よろしく時所位に應ずるの心得なかるべからず。

一、禮をなすに當り、上下相對する時は下より、長幼は幼より主客は客より始め、同輩は同時に



始むべきなり、座せるものには座して、立てるものには立ちて禮すべし、但し玄關にて客に應接する時は、先方は立てるに拘らず座して行ふべし。

二、帽、襟巻、頭巾、外套は敬禮の際脱すべし、但し、途上にては、通例外套手套は脱するに及ばず。

三、總べて敬禮を受くる時は、必ず答禮を爲すべし、是れ禮式の本旨なり。

### 第二節 普通禮

#### 一、立禮

立禮に於ては先づ直立の姿勢を取り、先方の眼に注目し、上體を徐に屈すると共に、兩手は自然に垂下して兩肢につけ、其指尖を膝頭の上に近づくるを度とし、凡一呼吸の後元の姿勢に復し、再び先方の眼に注目すべし、但し殊更らに頸を屈すると膝を折るとは共に宜しからず。

#### 「附記」

一、最敬禮、普通禮を問はず立禮の際注意すべきは、膝を曲げ、又は開かぬこと、即ち直立の姿勢を保つこと、體を屈する間は、凡そ一呼吸位にすること、上體の屈伸は徐々にして緩急

交々來ることなきこと、殊更に曲節を付けぬこと、指尖を開かざること等なり。

#### 二、座禮

座禮に於ては先づ正座の姿勢を取り、先方の眼に注目し、兩手を揃へ、指の間を離さず、左右の指尖を膝の前に八字形に置き、先方の身分によりて、指尖の間を約二三寸乃至七八寸とし徐ろに上體を屈し、頭は座面より凡そ二三寸の所まで下ぐるを度とす、但し、殊更らに、頸を屈すると腰を下ぐるとは共に宜しからず。

#### 「附記」

一、座禮の際注意すべきは、兩臂を張らざること、指を揃ふること、腰の高く浮かざること、頭のみ下げ頸の見ゆるやうにするはよろしからず、上體の屈伸は凡そ一呼吸間を適度とす。

二、我が國禮の輕重は、上體の下體に接すると、手と手との接する程度によりて定まるものなり、接する程鄭重となり、離る程輕くなるなり、故に先方の身分位置により指尖の間及び上體を屈するに程度あるを知るべし、されば二三寸乃至七八寸などと示せるなり。

普通禮は長上、同輩又は下輩に行ふものなるを以て、先方の身分位置等によりて、その間

に輕重の差を附して可なり、尊長者には鄭重に、同輩及び下輩には適宜に略することを得べし。

### 第三節 最敬禮

#### 一、立禮

立禮に於て最敬禮を行ふ場合は、先づ普通禮に準じ先方に注目し、上體を徐に屈すると共に、兩手は自然に下げ、其の指尖の膝頭に達するを度とし、凡そ一呼吸の後、徐に原姿勢に復し再び先方に注目すべし、此の際頸、腰等につきて注意すべきことは普通禮の時と同様なり。

#### 二、座禮

座禮に於いて、最敬禮を行ふ場合は、先づ普通禮に準じ、先方に注意して後兩手を膝の前に下げ、指尖を斜に内方に向け、兩手の拇指と食指とを互に相接せしめ、兩肘を膝側に近づけ徐に俯伏して額の指甲に達する位を度とし、凡そ一呼吸の後徐に原姿勢に復し、再び先方に注目すべし、此の際頸腰の注意は普通禮に同じ。

#### 「附記」

一、最敬禮は、天皇陛下、皇后陛下、皇太子殿下を初め、其の他の皇族に對し奉りて行ふべき敬禮なり、御眞影、神社、御陵墓を拜する時も最敬禮すべきなり。

二、最も重き敬禮なれば、最も崇敬の態度を以てなすべきはいふまでもなし、普通禮と異なる點は、立禮に於て指尖の膝頭に達すると、體を屈する間の長きとの二點にて、座禮に於ては兩手の食指を相接せしむると、額の指甲に達すると、體を屈する間の長きとの三點なれば、こゝに注意すべし。

### 第四節 行幸啓拜觀の場合の敬禮心得

- 一、行幸、行啓を拜し奉る當日は、身體を清潔にし、不敬に涉らざる様相當の服裝をなすべし。
- 二、行幸、行啓を拜し奉るには、豫め路傍一定の場所に整列し、靜肅に儀仗を待ち奉り、前驅見えたる時は、帽、頸卷、外套等を取りて容儀を整へ直立不動の姿勢を保ち、更に天皇旗、皇后旗、皇太子旗等を拜し奉る時は、御車の近づかせ給へるを知り、恭しく敬意を表し奉り、御車の御通過に際し最敬禮を行ふべし。而して儀仗の終るまでは、前の如く靜肅の態度を保ち、其の終りたる後、靜かに退散すべし。

但し雨天の際は、雨具の儘最敬禮を行ふも差支なしと雖も、少し位の事には成るべく雨具を用ひざるべし。

- 三、行幸、行啓の際は、塀越又は高き處より拜觀すべからず。
- 四、拜觀者雜沓の際は、幼者、婦人、老人等には、成るべく前列の位置を譲るの心得あるべし。
- 五、行幸、行啓の際は、官憲の取締あるを以て拜觀者は之に従ひ、苟も秩序を亂し、喧噪に流れ不敬のことなきやう注意すべし。

### 第五節 御陵、神社等に參拜する心得

- 一、御歴代の天皇の御陵、及び神社に參拜するときは身體を清潔にし、不敬に互らざる相當の服裝をなし、盥嗽手水をなしたる後參拜すべし。
- 二、御陵、及び神社に拜するときは最も崇敬の態度を以て最敬禮をなし、拍手二度して再び最敬禮をなすべし。

#### 「附言」

一、我國の神社は、皇祖皇宗又は國家に拔群の勳功ありし人々、或は氏族の祖先を祀れる所に

して、我國民の古來より尊崇の念深く且つ厚き所、この敬神崇祖の精神は國民道德の根源にして、我國民の世界に卓絶せる所以なり、されば此の特長を失墜せざらんことを努むるは、我等の特に深く心掛けざるべからざる所なりとす。

三、神社に參拜するには、先づ由來、縁起等を詳かに調査し置くべし、かくの如くせば、其の崇敬の念一層深きに至るべし。

四、御陵、神社等に參拜する時は案内又は許可なくして、猥りに拜殿に昇り、或は柵内に入るなど不敬に亘るが如き舉動あるべからず。

五、御陵、神社等の境内に入るときは制止札に注意し、境内を汚し或は垣壁等に樂書する等のことあるべからず。

#### 「附記」

一、神社に正式參拜をなさんとする時は、官職名位勳等を記せる名刺を社務所に出し、係員の案内を乞ふべし。かくせばその身分によりて相當の位置にて參拜し得る規定なり。勿論服裝は禮服ならざるべからず。

第六節 通過、行達及び教室内の敬禮心得

一、總て人の前を過ぐる時は、會釋して成るべく靜かに通るべし。

「附記」

一、元來人の前を通過するは失禮なり、されば出來る丈け人の前面を避けざるべからず。併し場合に由りては通過せざるべからざることあり、かゝる場合は「御免下さい」といふて通るか會釋して通るべし。

二、尊長の前を過ぐる時は先方が立ち居るか又腰掛け居る場合には、凡二三歩手前にて斜に先方に向ひ立禮をなし、二三歩の間少しく上體を屈しながら通るべく、若し先方の座せる時は、凡そ二三歩手前にて自分も座り斜に先方に向つて座禮をなし、立ちながら二三歩の間上體を屈しつゝ靜かに通るべし。

三、尊長が我が前を通過せらるゝ時、己れ椅子に倚りたる時は、貴人の姿を見ると同時に起立して貴人より遠き方に避け體を少しく屈めて控へ居り、我が前を通過せらるゝ時、謹みて敬禮し通過せられたる後、椅子につくべし、立てる時、座せる時は、其の儘慎しみたる態度にて控へ

居り、前を通過せらるゝ時、敬禮を行ふべし。

四、我が前を過ぐる人、會釋したる時は答禮をなすべし。

「附言」

一、此の際先方が「御免下さい」と會釋せば、「いえどうぞお構ひなく」とか、或は單に「サアどうぞ」とか答ふべきなり。

二、此方より鄭重に敬意を表したるに對し、答へられぬ程きまり悪く、且つ不快を感ずるものなし、よく世間には目下の者に對しては極めて冷淡にして目上の人に對しては非常に鄭重の態度をなす者あり、かくては其人柄さへ推し量らるゝものなれば假令目下の者に對しても、己れに致せし敬意はこれを尊重して、相當の答禮をなすべきなり。

五、軍旗の通過に出逢ふ時は、道側に避け、謹みて敬禮を爲すべし、但し上覆ある場合には敬禮をなすにも及ばず。

「附言」

軍旗は、天皇陛下の親ら下し賜へるものにして、軍隊の精神とも云ふべきものなれば、軍人たるものは、之を愛護尊重するは勿論、國民も亦、齋しく愛護尊敬せざるべからず。

六、途上にて尊長に出逢ひたる時は、凡そ三四歩手前にて、少しく左方に避け尊長我前を通過せらるゝ時、謹みて敬禮を行ふべし。

又同輩及び同輩以下の知人に逢ひたる時は、別に歩を停むるに及ばず凡そ二三歩手前にて互に左方に避け、一禮して通過すべし。

「附言」

一、途中にて行き逢ひたる時には、何れも左方に避くるを古來よりの禮となせり、此は我邦のみにあらず、大抵世界各國とも同様なりといふ、若し談話する必要ある時は、前述の如く立禮をなしたる後、一二歩の處迄前進し、脱帽の儘談話し別るゝ時は更らに敬禮すべし。

二、同校生徒は知ると知らざるとを問はず、互に敬禮あるは甚だ美風にして、自校の面目を發揚するものなり。

三、車上或は馬上等にて徒歩せる長上に逢ひたる時は、下るを禮とすれども懇ろに會釋して其の儘通り過ぐるも差支なし、見ぬ振りにて過ぎ行くは不禮なり、若し談話せんとする時は必ず車馬より下るべし。

七、途上葬儀の行列に逢ひたる時は、知ると知らざるとを問はず、其の柩に對し敬意を失はざるやうに注意すべし。

やうに注意すべし。

「附言」

一、吾が邦にては、未だ葬儀の行列に逢ひたる時、敬意を表するもの甚だ稀にして、只見物せんが爲めに、殊更らに、寄り集り、又出會したる人も、面白氣に評し合ふなどの惡風習あるは歎はしきことならずや。歐米諸國にては葬列に逢ひたる時は、必ず脱帽して敬意を表せざるはなしといへり、かくてこそ人の道とはいふべけれ、然るを葬列を横斷し、或は面白氣に評し合ふなどに至りては何とや言はむ、古來禮節を重する我國民にしてこのことにのみ意を用ゐざる譯なし、古來武士の習はしとして相當の敬意を表せしものと聞けり、かゝる場合は脱帽して敬意を表することを忘るべからず。

八、通行及び行逢の禮を行ふに際し、携帶品あるときは之を左手に持ち、若くは左腕に抱ふべし。若し兩手に物を持つ時は、便宜の場所に置くべし。

便宜の所なき時は、其の儘敬禮するも差支なし。

九、敬禮すべき人、教室に臨みたる時は、教師先づ教授を中止し、教壇を降りて敬禮し、次に教師又は指揮者の令にて一齊に起立し、敬禮をなすべし。

第七節 著帽したる場合の敬禮心得

- 一、帽を冠りたる時の敬禮は、右手にて脱帽して其の内面を右の外股に向け、軽く之に觸るゝ位の程度にして敬禮を行ふべし。
- 二、室内に入りたる時は、必ず脱帽すべし。
- 三、握手禮を行ふ場合には、右手を出し、先方の眼に注目し、徐かに先方の右手を執り、凡一呼吸の間軽く握るべし。

「附言」

一、この禮は、西洋の禮なれば西洋人に對して行ふことあるべし。西洋にては普通敬禮には、握手の法を取るなり、この禮は互に右手を握りて交情を表するものなり、手を出すは先づ尊より卑に、長より幼に、女より男に、主より客にす、一面識ある位の人に對しては、脱帽敬禮のみにて握手せざるを通例とす、ことに男子は婦人の許可なくば、握手せざる習慣なれば注意すべきなり。

二、握手をなすには、柔に對者の手を握り、靜に軽く振り動かし、先に手を出したるものより手を放つものとする、強く握り振り動かすは親密の間柄に限るものなり。

第四章 服裝

第一節 服裝の心得

諺に「馬子にも衣裳」といへる如く、如何に衣服が人の儀客の上に偉大なる勢力あるかを知るべし、故に服裝の整齊には相當の注意を拂はざるべからず、帽子の歪みたるは心の歪みたるを表はし、帯の弛めるは復心に締りなき兆なり、さればよく服裝に注意し、禮を失はざる様心掛くべし。

一、すべて服裝は身分と場合とを考へて相當のものをを用ひ、年齢に相應すべきものを用ふべし。

二、濫りに流行を追ひ華奢に流れず、端正にして威容を保ち、自墮落の風あるべからず。

三、衣服は清潔にして質素なるべし。殊更に異様の風をなして豪傑を氣取り、破綻を繕はずして磊落を真似るが如きは醜し。

四、人の威儀は、華美なる服裝にあらずして、高尚なる品位にあり、されど衣服と品位とは相伴ひて、初めて眞の威儀を備ふる事を得べし。

五、學校の制服は、生徒の正服にして學校生徒たる名譽と品格とを保つ所以のものなり、生徒は須らく敬意を以て之を着用し、常によく清潔にして破綻を繕ひ、尙も學校生徒たる面目を毀損することあるべからず、必ず制定せられたる服裝規定を遵守し、生徒の本分を守るべきなり。

六、慶弔の儀式、其の他訪問等の場合には、相當の服裝を爲すべし、即ち慶事には優美を旨とし、凶事には地味にして黒味を帯びたるものを用ふべし。

### 第二節 禮服

一、和服の禮裝標準は左の如し。

上着 冬物は黒無地五ツ紋、夏物は無地五ツ紋を正式とす。但し、場合により、縞物等を用ふるも妨なし。

喪服は通例淡黒色無紋のものを用ふ。

下着 冬物白又は鼠色、夏物は白無地を正式とす。但し、冬物には小紋形、更紗形及び縞物等を用ふ。

肌着 襦袢。

帶 角帶を正式とす。

袴 襦高袴を正式とす。

羽織 黒五ツ紋を正式とす。

足袋 白。

#### 注意

(イ) 袴は前を先に著け、後紐は正しく前にて結び、前後不揃ならざるやうに穿つべし。

(ロ) 羽織は襟の打返し、紐の結方を正しくすべし。

二、洋服の禮裝標準は左の如し。

品目	禮服 (晩餐會、夜會又は特殊の場合等に着用す)	通常服 (儀式及び普通の宴會の場合に着用す)
服	燕尾服	フロックコート
帽	高帽	高帽(但し場合に依り黒の山高帽を之に代用することを得)
上衣	無地黒絨	無地黒絨又は紺絨
チョッキ	色及地質「コート」に同じ	「コート」に同じ 夏季は白リンネル等を用ふるも妨なし
ズボン	色及地質「コート」に同じ	目立たざる縞絨を用ふ
シヤツ	白(卸は白)	白(卸適宜)

カラア	立襟又は折襟	立襟又は折襟
ネクタイ	麻地白の蝶形若くは一字結	(適宜、但し白を用ひず)
手 套	白の革製	茶色又は鼠色の革製
靴	黒の革製護謄塗	黒の革製
靴 下	(適宜)	(適宜)
外 套	無地絨形(適宜)	(適宜)

備考

凶事に於ける通常服の場合は、ネクタイは黒、手袋は黒、若くは鼠色のものを用ひ、尙黒紗を左腕に纏ひ、又黒紗を以て帽の中帯を覆ふなどの慣例あれば、相當の注意を爲すべきものとす。

注意

- (イ) 「シャツ」「カラア」は、注意して共に雪白のものを着用すべく、其の下「シャツ」を現はす等のこと無かるべし。
- (ロ) 手袋は両手を穿つか、又は右手のみを脱するも、左手の手袋は之を脱せざるを例とす。
- (ハ) 黒靴は、室の内外共に磨きたるを用ふべく、又室内に入るときは、泥除靴を脱するやう

に注意すべし。

「附記」

一、時計、財布、名刺入、ステッキ等の携帯品は、野卑に流れぬやうにすべし、徒に流行を追ふは男子の本領にあらず、男子の禮容は簡單清潔を尙び、華奢を戒むべし。懐紙及び半巾は、いづれの場合にも必ず携帯すべし、半巾は純白のものを用ひ、垢染みたるものは醜し、絹製のもの、模様あるものなどは男子に相應せず。

第五章 授受進撤

第一節 授受進撤の心得

總て物品の授受進撤には、其の品物を大切に取扱ふことと、客に對して失禮のなきやうに勤むるの二點にあり、然して姿勢に注意するにあり。これは進撤のみならず、一般物品を持ちたる時に心得べきこととす。持ち方に依り品好くも見え、又野卑にも見ゆ、これすべて態度の如何によるなり、物品の形は種々あれば、手先の使ひ方にはそれ／＼少しづつの差あれど、大體物品を



持たば姿勢を正し、兩肘を脇に付けぬ様にし、さればとて餘りに肘を張らず肘を下げぬやうにし、肩より手先まで甚だしき屈曲なく、すらりとして如何にも自然らしく、いつも胸と手先との間には、圓形のものを抱きて居るやうなる形なるをよしとす。未熟の間は兩肘の腋につきいかにも身體のみ堅くなり、必ず常の姿勢よりも、後方に反るものなるが人の體にして一度普通状態を失して中心を失はんか最早少しにても重量のかかりたるものを持つに堪ゆる能はざるものなり、前にもいへる如く禮法の根本は姿勢にありといふをよく味ふべきなり、又品物を大切に取扱はざれば、取り落しなどして思はぬ失禮をなすことあり、丁寧の上にも丁寧に取り扱ふべきなり。千利休の茶道百首に

何にても道具置くとさかへる手は

戀しき人に別ると知れ

何にても道具扱ふ其の時は

取る手は軽く置く手重かれ

といへり、大事の上にも大事を取るべきを教へたるなり、この歌など暗記して粗忽のなきやうすべきなり、これ等のことを知り置きて左に擧げたる條々に従はば大過なかるべし。

一、總て物を授受、進撤するには其時と場合とに應じて相當の敬禮、挨拶をなし、粗忽ならざるやうに注意すべし。

二、物品を進むるには總て先方の便宜を圖るやうにすべし、即ち先方の受取易きやうにし、使用すべきものは直ちに使用するに便なるやうに差出すべきなり。

「附記」

一、物品の授受につきて注意すべき要點は取扱の便利、器物の安全、調製の整備、先方に對する敬意の四點にありとす。

三、總べて物品を進むるには兩手にて差出すべし、但し品物に依りては、片手のみにて差出すも差支なし。

四、物を受取る際は、片手にて受取る場合もあれど、大抵は兩手にて受取るものと心得べし。

五、物品を撤する時は、進めたる時の作法に倣ひて、鄭重に取扱ふべし、而して其の順序は進む時と反對にするものなりとす。

六、物を授受進撤するには、大抵先方に正面して行ふを我國の普通の例とす。

但し卓に向へる人には、場合に依り左側後方より進め、右側後方より撤することあり。

- 七、總て客に進むる器具、物品は、よく注意し清潔にして完全なるものを選び、破損の物、又は不潔の物を出して、先方に不快の感を抱かしむべからず。
- 八、總べて物品を人に進め、或は受くるには、立ちたる人には立ちてなし、座したる人には座して爲すが如く、先方の態度に應じて其の方法を異にすべし。
- 九、物品は其の大小、輕重等により臺又は盆に載せて進むべし、是等のものなき時は扇子に載せて出すことあり、場合によりては手より直ちに進むることあり。

## 第二節 茶菓

- 一、茶を進むる時は、茶托又は茶臺に載せ兩手にて持ち出でて進むべし。但し茶托に載せたる時は其儘進むるを普通とす。

### 「附記」

- 一、進め方にもそれ／＼手續の異なる處あれど、一般に進むるときは、置くべき位置より三四尺前にて足を止め、上座の足より跪き、爪立ちたるまま下座より二膝程進み出で、品物を下に置き三四寸位に進めて、上座より二膝退き廻り還るなり。

- 二、茶を進められたる時は、輕く會釋をなし、茶臺のものは右手を茶碗の中央にかけ左手を茶碗の下にして茶碗のみを取り茶托のものは先方の置くに任すべし、但し場合に依りては、兩手にて受くるもよし。
- 三、茶を飲む時は、茶碗を右手を以て取り上げ、之を左掌に載せ、右手は其儘茶碗に添へて音をたてぬやう、靜かに飲み、右手にて茶碗を元の處に置くべし。  
茶は一口に飲み干さず、二口三口位にて飲むをよしとす。
- 四、總て茶を飲むには、茶碗の底に少しも残すことなく全部飲み干すべし。
- 五、茶を飲み終りたる時、茶碗を俯向けて茶托の上に俯するは宜しからず、是れ往々茶托を汚す恐あればなり。
- 六、茶は二回、多くて三回に止め五回六回も飲むべからず。  
尙茶を換へて出す際、先きの飲み残りある時は之を湯こぼし等の中に捨てて後、代りの茶をくむべし。

### 「參考」

薄茶を茶式によりて出されたる時、他同席の客あるときは他の客に會釋し、亭主に挨拶し、

右手にて茶碗を取り左の掌に載せて右の手にて飲口を廻し右の手にて茶碗を支へ、凡そ三口半に飲み乾し終らば、飲口を懐紙にて拭き、或は右の拇指と食指にて拭ひて其の指を懐紙にて拭ふ、拭ひ終らば右の手にて飲口を向に廻し、右の手にて茶碗を持ち、元の位置或は程よき處に置くべし。

七、珈琲又は紅茶を進むるには、茶碗を受皿の上に置き、匙を添へ、茶碗の把手が客の左、匙の柄が客の右に向くやうにし、受皿を両手にて持出で、徐に客の前に置き、右手を受皿にかけて差出し、直ちに角砂糖及び牛乳を持出で客の取るに任すべし、場合によりては、最初より此等のものを調合して差出すも差支なし。

八、珈琲、紅茶を飲むには、先づ其の内に角砂糖を入れ、牛乳ある時は之れをも入れ、匙にて攪拌し、次ぎに匙を受皿に置き、受皿と共に茶碗を左掌に載せ、茶碗の把手を右手に持ちて靜かに飲むべし、飲み終らば、茶碗は元の位置に復し、匙は茶碗の内に入れ置くを普通の例とす。

九、アイスクリームを進むる時は、其の容器を皿に載せ、匙を添へて差出すべし、但し、ウエツアー若しくはビスケット等を皿に添ふるを宜しとす。

十、アイスクリームを饗せられたる時は、速かに匙を取りて食するを可とす、徒らに遠慮して時間を過すなどは、却つて失禮なり、菓子を添へられたる時は、之れにてあしらひ食すべし。

十一、菓子、果物などを進むるには、之を適當の器物に盛りて盆に載せ、其物に應じ箸、楊枝、匙又は小刀等を添へ、これを客の方に向けて出すべし。

十二、菓子類は箸又は小楊枝にて之を取るべし、各自に對し器物に盛りて出されたる時は、物によりては器を取り上げて食すべし。

十三、干菓子を出されたる時は、箸にて懐紙の上に一二種とり、後之を食ふべし。

十四、一人毎に菓子を進むる時は、紙又は菓子器に載せて進むべし、此の如き場合は、客人の歸らんとする時は、之を紙に包みて送るを宜しとす。尙客に出す時は紙の折目を客に向くべし。

### 第三節 用具

一、座布團を進むるには、兩手にて持ち出で、適當なる位置を見計ひ、客の其上に座しやすき様に置くべし。

二、煙草盆は客の右又は右向ふになるやうに向け、兩手を其の兩側にかけて持ち出で、客の正面

より稍々右方に置き、右手を以て少しく押し進むべし。收むる時は手を前方の兩隅にかけて引寄せ、前の如く持ち退くべし。

「附記」

- 一、煙草盆を持つには、普通の形のものならば、指をよく揃へ、両手にてその兩側を持つ此の時、指は五本共確と付け置き、四指はその横に、小指一つは下部の方に、折り曲る様にす、然し小指を薬指より離すにあらず、小指は薬指につけ置けば、非常に力を添ふるものなれど、一本離れては少しの力をも持たぬものなれば、五指の離れぬ様になし置くべし。
- 二、煙草盆の火入は、客の左方に、煙草入は中央に、灰吹は右に置くべきものなり。小形の角なるものならば、火入は客の左の方に、灰吹は向う側になる様に置くべし。
- 三、火鉢は、両手を兩側の取手又は手掛にかけて持ち出で、其取手又は手掛なき側を先方に向け、正面より稍々右にして進むべし。又椅子に著ける人に火鉢を出すには、相當の臺に据ゑ、先方の右側に出すを例とす。

「附記」

- 一、火鉢、煙草盆は常に塵埃を拭ひ、灰を清め均らし、火の消ゆることなきやうに注意し、火箸を添へて出すべし。
- 二、火鉢、煙草盆を進めたる時は、煙草の吸ひ殻は必ず之を灰吹に入れ、又は火鉢の片隅に置くやうにすべく、火箸を以て火を弄び、灰を亂し、又は吸殻を燃焼するなどは宜しからず。
- 四、扇子、團扇を進むるには、要又は柄を手前にして持出で、適當の場所に至り、要又は柄の方を先方に向け直し、両手を以て渡すか、又は一旦下に置き、右の手を以て押し進むべし。
- 五、料紙、硯箱を進むるには、料紙を硯箱の上に乗せ、左掌に据ゑ、右手を添へて持ち出でて前に置き、墨を磨り、筆を黒汁に浸し、而して後硯箱の向を換へて進め、次に料紙を蓋に載せたるまま向直して硯箱の左(先方より見て)に進むべし。

「附記」

- 一、硯箱には適當の筆二三本の外、墨、水入、小刀等を備へ置き、使ひかけの筆を澤山入れ置くはよろしからず。常に清潔になし置くべし。
- 六、小刀又はナイフ等刃物類を進むるには、柄を先方に向け、柄の附け際の部分を右の手に持ち左の手を之に添へ、先方の受け易きやうに進むべし。
- 七、帽を進むるには、其内面を下にし、前部を前方に向け、両手にて縁を持ちて差出すべし。

之を受くるには、會釋をなし、其手前の部分を右手にて取るか、兩手を以て受け取るべし。

八、傘、杖等を進むるには、兩手にて之を持ち、柄を先方の右手になるやうに向て差出すべし。

「附記」

一、傘や杖の持方は、右手の掌を前にし指先を左に向て、拇指を手前にして拇指とにて、その上方より四五寸ばかりの處を持ち、他の三指は軽く示指につけ、同時に其の下方、五六寸位の處を左手にて上より受け、拇指にて軽く抑へ、傘も杖も下になるべき方を下げて、斜めになる様に持ち進むるなり。杖、傘のみならず細長きものは、總てかく持つものと心得べし。他に渡す時は、左手を放ち、右手にて傘、杖の類を立つる様にし、左手を上げて持ち換へ、右手は品の下より四五寸の處に添へ、初めと反對に左方を上げ、右の方を斜めに下げて進むべし。

九、燭臺、ランプ等は豫め點火し、左の手に燭臺又はランプの桿を持ち、右の手を之にそへて持ち出で、客の左方、適當の場所を見計らひ、燭剪掛或は心揚げの取手を手前にして進むべし。

十、旋風器を進むるには、車翼ある方を前にし、適宜の位置に之を据ゆべし。

「附記」

煙草盆の灰、其他客の前に置きたるものなどの飛ばぬ様に注意すべし。

#### 第四節 文書

一、書翰を進むるには、表面を上にし、手前に向て左の手に持ち、右の手を添へ、字頭を向に直して進むべし。

「附記」

狀箱に入れある書翰は、之を取り出し宛名を調べて進むべし。但し狀箱に封をなしある時、又は蓋の上に名宛ある時は其儘差出すべし。

二、書籍を進むるには、順序を整へ、手前に向て兩手に持ち出で、其冊數少き場合は、其の儘先方に向て直して出すべく。冊數多き場合は一旦之れを己れの前に置き、よく取揃へ兩手にて取廻し、先方に向て直して差出すべし。

三、辭令書、卒業證書を授くるには、之を先方に向て、紙の稍々上部を兩手に持ち渡すべし。但し折りたる場合には、右手に持ち左手を添へて授くべきなり。

四、辭令書、卒業證書を受くるには、卓前凡そ三步前にて兩足を揃へて敬禮し、下座の足より三

歩進み、兩足を揃へ證書を左の掌に受け、右の手を添へて押戴き、上座の足より三步退きて兩足を揃へ、一見して押戴くべし。若し卷かれたるもの、或は疊みて渡されたる時は一見したる上、元の如く卷き或は疊みたる後、敬禮し（此の時左右に立會人あらば立會人にも敬禮すべし）上座に廻りて退くべし。

## 第六章 招待及び應招

### 第一節 招待の心得

人を招待するは、己が眞情を表はすを以て、第一とすべし。故に如何なる種類の招待たりとも唯山海の珍味を列ねたりとて、決して人を満足せしむべきにあらざるべし。宜しく誠意を以て、客を遇し、精神上十分の満足を得せしむる様心掛くべきなり。されば招待の道は、接客の心得を守り、懇切に禮を盡すべし。その心得次の如し。

一、人を招待して斐應せんとするときは、其の趣旨に従ひ、身分に應じて、それ相當の準備をなし、誠意を以て客を待遇すべし。

二、人を招待せんとする時は、其の事由、時日、場所等を明にし、凡そ一週間以前に口頭又は書状を以て案内すべし。

正客ある場合には、其の氏名をも通知するは先方にとりて便宜を得ること尠なからず、時宜によりては相客の氏名をも通知すべし。

#### 「附記」

一、人を招待せんとする時は、其の事由、時日、場所等を明かに記載し、凡そ一週間以前に招待状を發するを正式とす。但し時宜によりては口頭を以て案内することあれども、こは略式なりと心得べし。

二、招待状を發する場合には、宜しく書面の發送及び其の文面等に注意を要す、而して先方の諾否を待ち、其の人数に相當する準備をなすべし。

三、正賓として招待せんとする人に對しては、豫め自身先方の宅を訪問し、其の内諾を請ひたる後、正式の招待状を發するを禮とす。尊長を招待する時も、同様と心得べし。

三、忌中の人に對しては、招待を爲さざるを禮とす。

#### 「附記」

- 一、忌服中の人は、悲しみの中にありて、外出を廢し、談笑を慎しみ、ひたすら謹慎を旨とするものなれば、宴席其の他の會合等へ招待するは遠慮すべきなり。
- 四、人を招待せんとする時は、豫め家の内外を清潔に掃除し、室内の器具を整頓し置くべし。又便所、湯殿、盥漱場等は殊に注意して清潔を旨とし、總て來賓をして快く感じ、満足せしむるやう、諸事に注意を拂ふべし。
- 五、客の席次は、正客を最上席とし、其他は身分、年齢等を考へて定むべし。殊に來賓中婦人ある時は一層注意を要す。

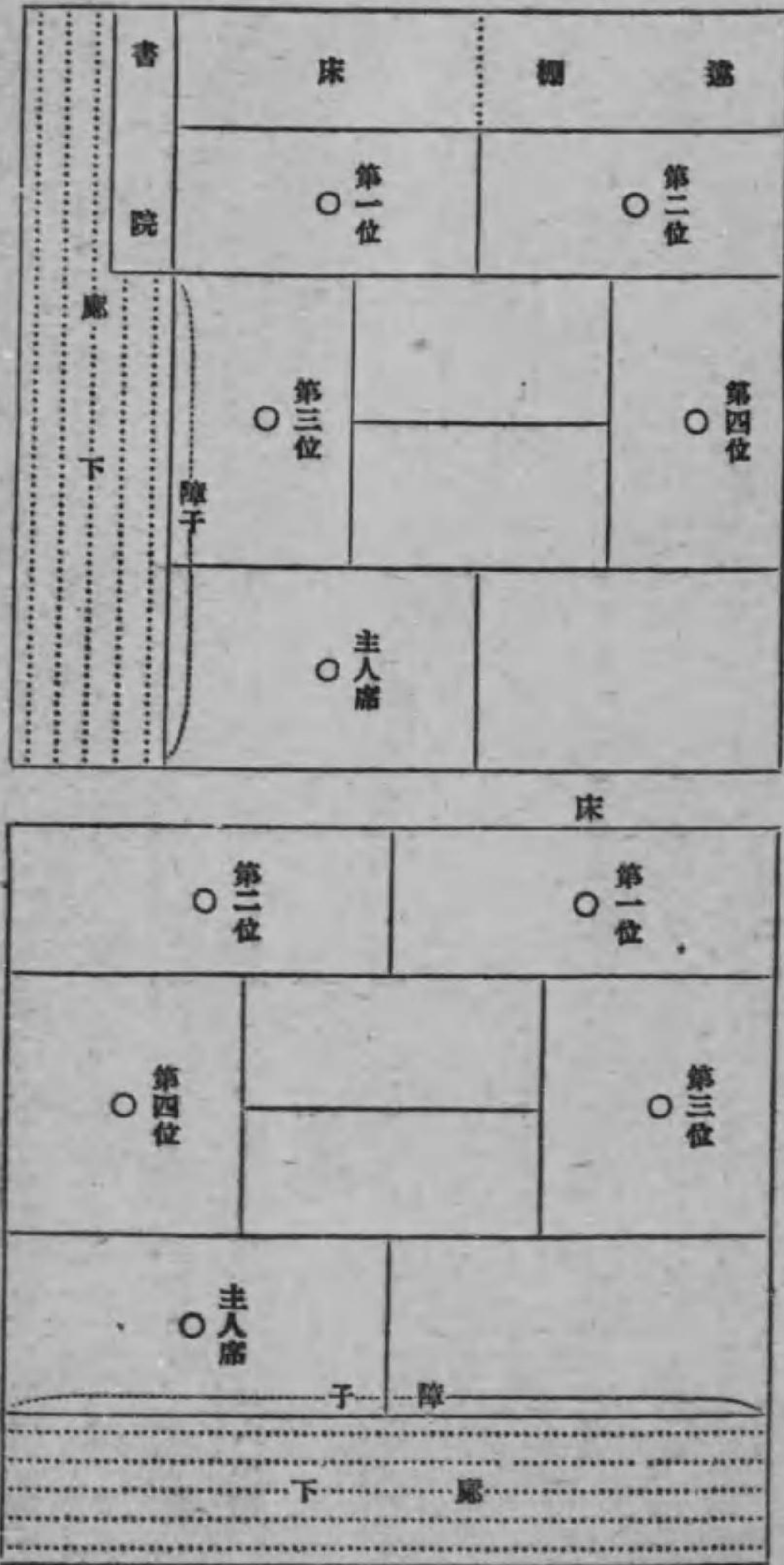
「附記」

一、席次は綿密に考へ、特に注意せざれば、客の感情を害して、歡待の禮を失する恐れあり。注意すべきなり。人数少き時は口頭にて定むるは普通なれども、多人數なる時は一々姓名を紙片に書き記し、座蒲團に挿み置くも可なり、又は席次を客の任意にするは客の感情を全ふするする便あるを以て、之に従ふも可なり。されど多人數にて混雜するやうの場合はこの限りにあらず。

六、座禮に於ける席次は、床前を第一位、違棚などある方を第二位、床脇を第三位とし、床脇の

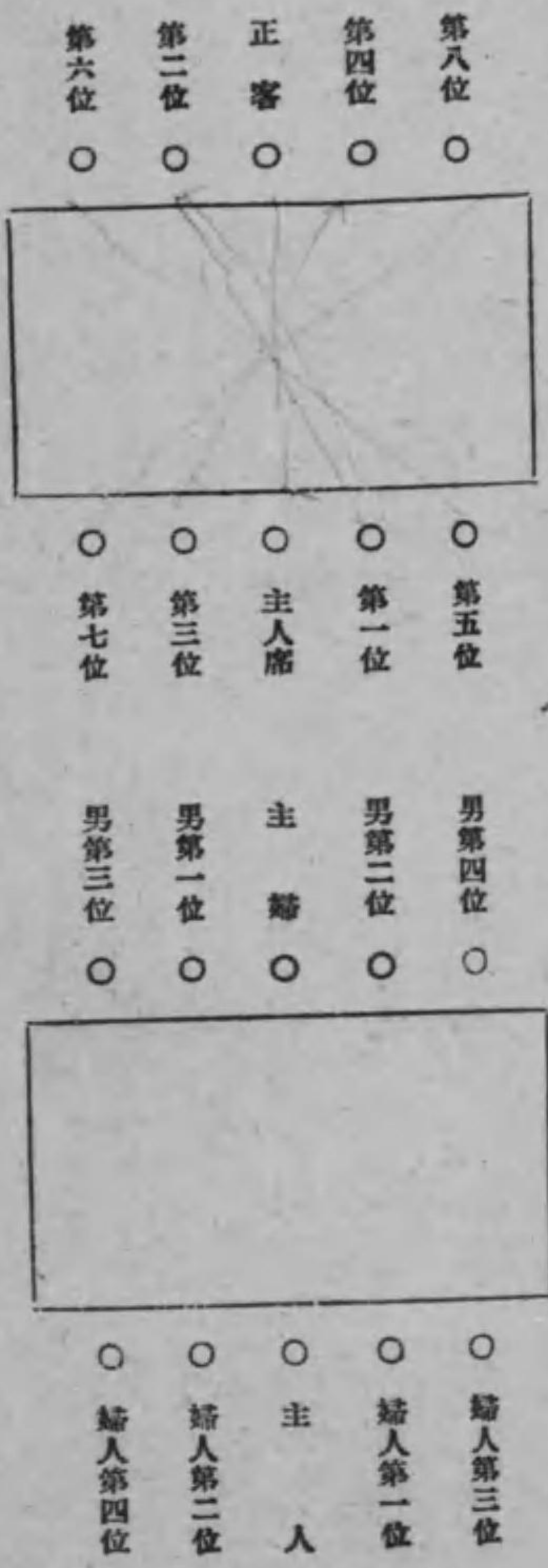
ならびを第四位とす、主人の座は之を最下位に設くるものとす。

七、日本室の上座、下座は通例床ある方を上座とし、床のなき場合は入口より遠き方、若くは入口の正面に當る所を上座とす。



八、立禮に於ける席次は、食卓の長邊の一方の中央席を主人、若しくは主婦の席とし、之に對する中央の席を正客に充て、其の他は主人の右方席を第一位とし、正客の右方席を第二位、主人左方席を第三位、正客の左方席を第四位と定め、以下之に準じて定むるを普通とす。夫妻共に主人として出席する場合には、夫妻は中央席に相對するものとし、主人の右方席を婦人の第一位とし、主婦の右方席を男子の第一位とす。以下之れに準ずるを例とす。

九、西洋室の上座下座を定むるには、通常煖爐、飾棚ある方を上座とし、之なき場合には入口より遠き方、若しくは正面を上座とす。



「附記」

- 一、室内は日本室、西洋室にかゝはらず、適當の裝飾をなすべし、日本室ならば其床に掛くる軸、床置、挿花、額面等に注意を拂ひ、成るべく其の當時の季節、或は當日の趣旨に相當したるものを選ぶべし。又西洋室ならば食堂に花を飾り、香水をまく等その設備に注意し、窓掛、四壁の額面等にも意を用ふべし。總て分に應じ華美を街ふべからず。
- 十、客の著用品(外套、帽子、襟巻、幅幅傘等)若しくは携帶品及び下足は紛失せぬやう充分に注意し、且つ混雜せざるやうに、番號等を以て區別し置くをよしとす。
- 十一、人を招待したる場合には、主人は勿論其の席に出入するものも、相當の服裝をなし、容儀を整へ、且つ特に起居進退に注意すべし。
- 十二、客の參著したる時、又は退出する時は、主人は之を玄關に迎送するを禮とす、往々客を送る時に當り、客の未だ戸外に出でざるに、早くも、戸障子を閉ぢ引込むなどはよろしからず。しばし後を見送るやうの心あるべし。尊者に對しては門までも送るべきなり、迎送の場合、帽子、杖、傘等は授受進撤の條に述べたる通り心得べし。

「參考」



一、よきほどにて出で給ひぬれど、なほ、ことさまの優に、おぼえて、ものゝかくれより、しばし見わたるに、妻戸を、いますこし推しあけて、月見るけしきなり。やがてかけこもらましかば、口惜しからまし。跡まで見る人ありとは、いかでか知らむ、かやうのことは、たゞ朝夕の心づかひによるべし。(徒然草)

## 第二節 應待の心得

招待に應ずるには、亦相當の心得なかるべからず、乃ちその招待さるゝ目的によりて、服装の上にも注意せざるべからず、主人に對しては常に感謝の意を表し、敬意を失はぬやうにし、又同席の人々には既知の人と未知の人とを問はず、常に溫和恭儉の態度を以て、愉快につきあふべきものなり、その心得次の如し。

一、招待を受けたる時は、よく其の都合を考へ、早速書面又は口頭を以て、出席の有無を明確に答へ、且つ其の厚意を深く謝すべし。

「附記」

一、招待する方にては、出席の人員等に依て、夫々準備の都合あれば、早速先方の好意に對し

て謝意を表し、且つ自分の都合をよく考へたる上、出席の有無を答ふべきなり。何の理由もなく回答を怠るべからず、世間往々參否の回答を怠り、先方に迷惑をかくる人あり、これ大に注意を要することなり。

二、出席の旨を答へたる後は、必ず出席すべきものなれども、已むを得ざる故障の爲め、出席し能はざる時は、その旨を速に通じ深く其失禮を謝すべし。

三、服装は招待の趣旨に適するやうに注意すべし、尤も招待狀に特に服装に關して指示せられたる時は、その指定に従ふべし。指定なき時はよく當日の趣旨を考へ、相當と思ふ服装を選ぶべし。(服装に關する心得參照)

四、先方に參著の時刻は、定刻前略十分乃至二十分以内を最も適當とす。

「附記」

若し遅ることあるも、定刻に違ふべからず、由來我國人一般約束の時刻に、違ふことを何とも思はぬ惡風あり、殊に約束の時間に違ふのみならず、甚しきは二三度督促を受けざれば出掛けぬなど、最もよろしからず、こは秩序ある生活をなす上に於て、誠によろしからぬことなれば、改めざるべからず。

五、先方に參着したる時は其の由を告げ、帽、外套、蝙蝠傘等の携帶品は、先方の指圖に従ひ、其指定せられたる場所に正しく置くべし。

六、先方に着して主人、主婦又は其の家族に面會したる時は、當日招待を受けたる厚意を謝すべし。

七、客室に入りたる時、先著の客あらば、知ると知らざるとに拘らず、敬禮をなすべし。

八、著席は主人の指圖に従ふべく。固辭するは宜しからず。其の指圖なき場合に於ては、成るべく下座につくべし。

「附記」

一、主人出で着座を乞ひし時には、客も一同禮を返して、靜肅に座につくべし。動もすれば客は互に座を譲り合ふを以て、一の禮儀と心得るは、管に器々として喧しく、且不秩序となりて宜しからず、宜しく主人の豫め定め置かれしまゝに、著席の時、一寸次席の人に上座することを謝し、靜かに著座すべきものとす。

九、饗應の席に於ては、容儀を整へ、不快の顔色をなし、又は倦怠の態度あるべからず。常に快活の態度を保つべし。

「附記」

欠伸をなし、手足を伸ばし、膝を崩し腕組をなし、或は脚を組み、頬杖をつき、膝を動かすなどのことなき様注意すべし。

十、饗應終りたる時は、相當の時間を見計らひて退出すべし、己れ正賓ならざる時は、正賓の退出を待つを禮とす、但し已むを得ざる用事ありて退出せんとする時は、人目に立たぬやう其の家族或は掛員の一人に、密かに其の理由を告げて退出すべし。

十一、招待に對する答禮は、成るべく速かに自ら往きて謝辭を述ぶるを正式とす。一週間以内自ら往くこと能はざる事故ある時は、禮狀を送るべし。

「附記」

一、招待の翌日に自ら往きて、答禮するを最もよしとす、事故ある時は書狀にても妨げなければ、尊長に對しては自ら往きて謝辭を述ぶるを禮とす。

第七章 食事及び饗應

第一章 食事の心得

總て飲食に關しては、其の人品のよく現るゝものなり。されば人として飲食の奴隸となり、無作法の食事をなすは人たる道にあらず、禽獸は食を選ばず、食ふに法なし、飽食逸居して一生を終る、されど人は萬物の靈長として、必ず禽獸と異なる所なかるべからず、常によく飲食の作法を守るべきなり。

飲食の作法を、少しも心得ずして、他家に客となり野卑輕率なる飲食振をなしたらんには、その人がらのいかに卑しく見え、我が身の恥となり面目を汚すのみならず、延いて我が家庭の裏まで見すかされて、家名をも汚すに至らん、されば日常飲食の作法に慣れ置き、無作法の舉動なきやう心掛くべし。

一、食事中は容儀を正し、從容迫らず緩和なる態度を保ちて、靜かに食すべし。

「附記」

一、食物はあまり噪急に食するは宜しからず、よくおちつきて音たてぬやう、徐かに咀嚼して食すべし。

二、食事の際上體を前に屈し、兩肘を兩膝の上につきて、上體を膳の上又は卓上に近づけ食するなども、無作法にして且つ衛生上にもよろしからず。

三、食べ終りて椀、皿等すべて食器を揺むるは醜し、右は往々子供などによく見る處にして、まことに下品に見へ、且つ人より輕視せらるるものなれば、教育ある者は戒しむべきことなり。

二、食事中器物を手荒く取扱ひ、又は粗忽にして取り落し、器物を破壊し、又食物を散亂する等のこと無きやう注意すべし。

「附記」

一、給仕に食器を渡す時は、よく注意して差し出し、盆又は先方の手にしかと渡してより、自分の手を放すべし。輕率にも給仕のいまだ、しかと受け取らざるうちに、手放などして、不調法を演じ、却つて給仕より粗忽を陳謝せられ、赤面することなきやう、前にあげたる干利休の歌に注意すべし。

三、食器は、成るべく之れを汚さざる様に注意し、又た殘餘の食物を取り亂さざるやうに注意すべし。

四、食事中の談話は、成るべく淡泊なるべし、理窟ばりたる事、或は感情に走るが如き、苟も精神を刺激せしむる様の談話は宜しからず。

五、食物を口の中に入れながら談話し、或は他人の間に答ふる等は宜しからず。

「附記」

- 一、古來の作法に於ては、食事中に談話をなすことは嚴禁せるものなるが、今日は實際に行はれ難き事にして、且つ食事は愉快に食するが、身體のためなれば、無作法に亘らず騒々しからざるやうに、話すは差支なきことなり。
- 六、食事中は成るべく座席を離れざる様に注意すべし、殊に洋風の食卓に就きたる間は、離席するを、無作法の甚だしきものとなせり。
- 七、食事中は四邊を見廻すべからず、殊に人の膳と自分の膳とを見くらべ、又は腕越しに人を眺むるなどなすべからず。

第二節 日本食及び其の饗應

- 一、膳を出さるる時、一同の膳部揃はば、主人より、一應の挨拶あるべし、之れに對して正客離席、又は著座のまま答禮の挨拶あるまでは箸を取るべからず。挨拶終らば乗客始めて箸を取るものと心得べし。箸は箸紙をとりて、膳の左側に置くべし。

同席者ある場合は、尊長の箸を取りたる後に、之を取るべし。

- 二、箸を取るには、右指にて、上より其の中央を持ち、左指を下より差添へて、更に右指にて持ち換ふべし。

箸を膳に置くには、右端を膳の縁にかけて置き、全く食し終らば内に落し入るべし。

- 三、碗の蓋を取るには、片手を碗に添へ他の片手にて取るべし、膳の左方のものは左側に、右方のものは右側に置くを通例とす。

「附記」

- 一、碗の蓋を片手にて取れば、碗を釣り上げ、或は撒す等の不調法を演ずるなり。此際特に注意すべきは、箸を持ちたるまま碗の蓋を取り去り、或は給仕人に箸を持ちたる儘受渡をなす悪弊は、一般に見受くる所なり、心すべきなり。

- 四、食事の順序は、最初飯を食し、次に汁を吸ひ、又飯を食して汁を吸ふべし、其の他は適宜にて可なり。

- 五、汁あるものは勿論、二の膳、三の膳にあるものは汁なきものも、總て食器を取上げて食する

ものと心得べし。

「附記」

一、本式によりて來客に食事を饗する場合は、最初三つ組にて冷酒を出し、次に酒を出し、肴を出し、食事終らば膳を撤き、茶菓子を出すべし、略式の時は吸物膳に吸物及び其の他の酒肴を取揃へ差出し、次に本膳を出すなり。

二、本膳を進むるには、之れを持つに、左右の手にて、兩側を下より受ける様に持ち、(拇指を膳の上の縁にかくるべからず)目通りに捧げ持ち進むべし、次ぎに二の膳、三の膳を進むるなり、進むる位置は次の如し。

六、配膳、給仕は上座の客を先にすべし。又膳を撤する時も同様すべし。

七、臺に据るたる盃を受くるには、臺を己れの前に据えられたる時、一禮して兩手にて之を取り、酌を受け、その飲み終りたる時は、徐に盃を臺に置き、軽く一禮するを例とす。

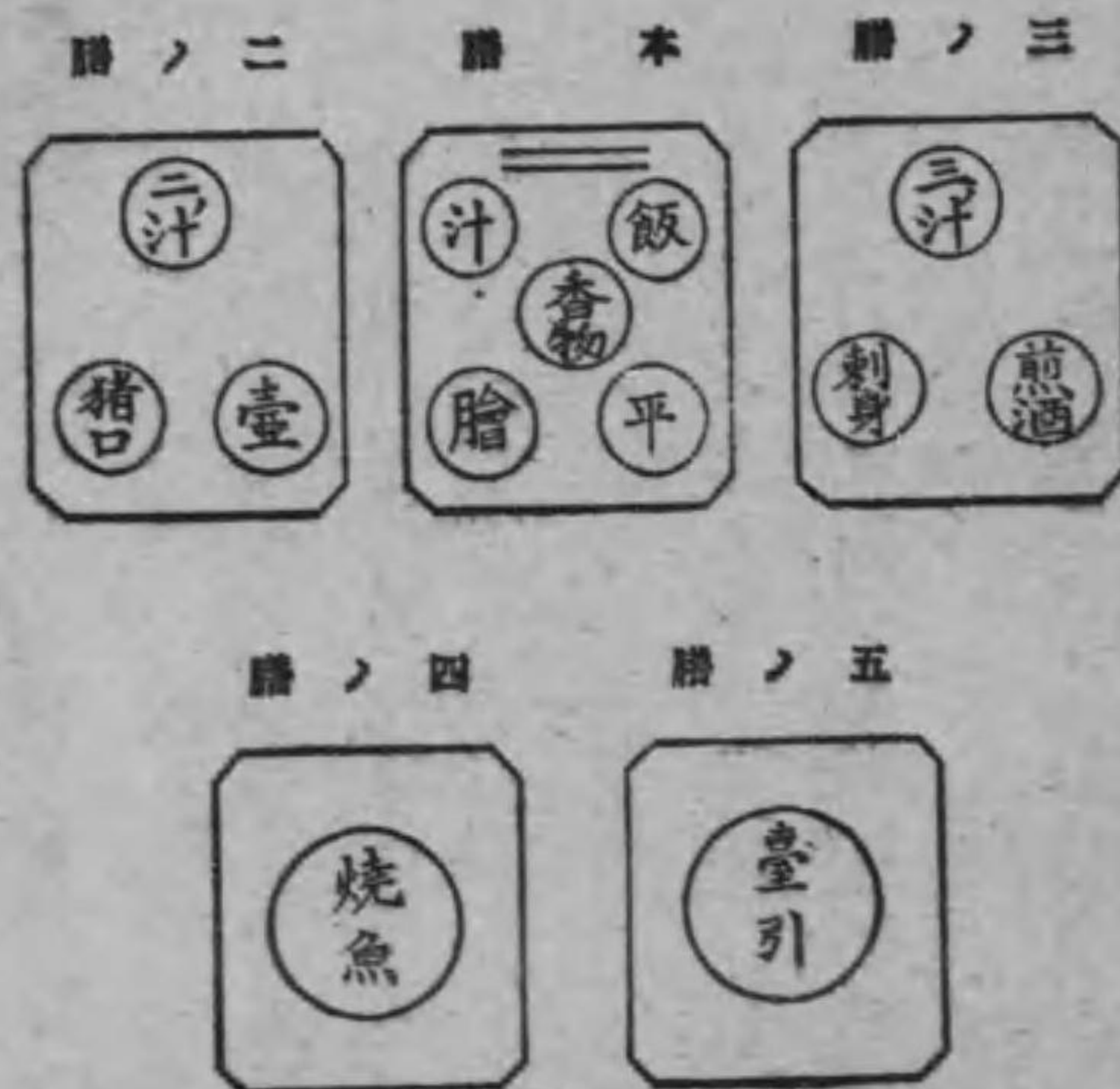
「附記」

一、三つ組の杯を受くるには、次座の人に挨拶し、一番の杯を左の人指指にて、一寸押し、右手にて其の縁を取り、左の手に載せ、右手を添へて戴き、酒を受けて飲み、三寶或は杯臺に

二汁五菜



三汁七菜



載せ主人に渡すべし。

二、盃二つ重ねて出す事は、古來より忌む所なれば、一つか三つ組を出すべし、二獻も忌めり。  
八、盃の獻酬は、地方の習慣に従ふも適宜なるべけれど、なるべく獻酬せぬをよしとす。殊に已

れの健康にさわりある時は然りとす、又尊長に對して、下輩の者より獻盃するは禮にあらず、尊長に對しては下輩の者が頂戴するを禮とす。

九、盃を進むるには、盃を盃洗にて洗ひ、懷紙あらば之を以て拭ひ、右手に持ち左手を添へて進むべし、又之を受くるには、右手にて受け左手を添へて會釋するを禮とす。

十、徳利には袴を用ひ、盆に載せて持ち出で、酌をする時は、右手にて徳利の中程を持ち、左手を添へてなすべし。

十一、給仕をなすには、總て盆を以て客の食器を受け、又食物を盛るには食器の縁に指をかけたやう、左の掌に載せて盛るべし、尙飯の如きは二杓子乃至三杓子程に盛り、一杓子に盛らぬやう注意すべし。

十二、食事の作法につき、古來より禁條として忌むべきことを次に列記すべし。

一、急ぎ食するは宜しからず、餘りに運きも不可なり、同席の人と甚だしく前後せざるやうにすべし。

二、舌鼓を打ち、又は嘔む音、嘔る音を高くするは野卑なり。膳具相觸れて音を立つるは、不快を感せしむ、鼻を嘔るも下卑なり、何れも慎しむべし。

三、咳、嚏などある時は、横に下向き手、半巾又は紙等を以て、鼻口を掩ひて之をなすべし。

四、飯粒其の他を、こぼさぬやうに注意すべし、若し過ちてこぼしたるときは、箸にて拾ひ、膳の一隅又は其の他のものに置くべし。指にて拾ひ直ちに口に入るは野卑なり。

五、汁等を受けて、一旦膳の上に置かず、そのまま吸ふ如きは、受け吸ひと稱して忌めり。

六、口中一杯に頬張り、口より溢れたるを箸にて押し込むを、こみ箸とて忌めり。

七、食せんとて、一旦箸を着けしものを食せず。其儘箸を引くもわろし、之をそら箸と稱す。

八、箸を取りたるまま、何れの菜を食せんかと見廻はすもわろし、之を箸なまりと云ふ。

九、飯汁などを食するとき、碗の上より見廻まして食するも下卑なり、之をならみ食と云ふ。

十、碗中に盛りたるものを、下方より引き出し又は碗の中をさぐりて食するも見にくし、之をさぐり食と稱す。

十一、箸につきたる飯粒、其の他のものを口にもぎ取りて食すべからず、もき食と稱して忌めり、かかる場合は碗の縁にて落すべきなり。

十二、焼物を食して、直ちに煮物等に移るべからず、移り箸とて忌めり。

十三、膳の左右に皿の肴を取上げもせず、あちこちと挟み喰ふを膳越しとて忌めり。

十三、饗宴既に終はりたる時は、一座の様子を見計らひて退出すべし、此の時主人夫婦に對して本日饗宴せられたる厚意を謝して、丁寧に挨拶すべし。

第三節 洋食と其の饗應

- 一、食卓には純白なる布を掛けて、其の上に花を飾るべし、殊に賓客を饗應する時は、美麗にして香氣馥郁たる盛り花を置くべし。
- 二、賓客を饗應する際、食堂の準備整へたる時は、主人は先づ正賓を食堂に案内して着席せしめ、己れも亦賓客一同と共に着椅すべし。
- 三、食堂に入りたる時は、案内者の指圖に従ひ、直ちに著椅すべし、椅子と食卓との距離は成るべく之を接近すべし。
- 四、著椅したる後は、姿勢を正しくし兩手を軽く卓上に置くか、又は股の上に置くを宜しとす。
- 五、著椅したる時は、卓上のナツプキンを取りて、膝上若しくは胸の下に展べ、食事の準備をなすべし、但しナツプキンを餘り高く願下に挟み、又は胸部に懸くるは野卑に見ゆれば、食卓の面上より僅かに現はるるを程度とし、なるべく目立たぬやう注意すべし。

六、ナツプキンを以て顔頭等を拭ふべからず、食事終らば元の通りに疊ます、大きく疊み、之を一寸抓む様にして卓上に置くべし。

七、食器を各自の前に配置せられたる時は、便宜食し始むべし、西洋食は、日本食に於けるが如く總べての人に配置せられて揃ひたる後、主客一同同時に食事するの必要なし。

八、食卓の上には、ナイフを右に、「フォーク」を左に、スプーンは前に並べあり、食事する時はナイフを右手に、フォークは左手に持つべく、スプーンは右手に持つべし、但し魚肉、野菜等はフォークのみを右手に持ちて食するを宜しとす。

「附記」

一、魚肉、其他柔らかなるものは、右手にフォークを持ち、左の手には鮑麵の小片を持ち、その小片にて魚肉を軽くあしらひ、右手のフォークにてよき程にむしりて食すべし、皿の中に骨等を残す場合は亂雑ならぬやうになし置くべし。

二、骨を山にあつむべからず、パンをソースに浸し、野菜をソースに入るなどよろしからず。

九、フォークは其の凹みたる方を、下に向けて用ふべし、又フォーク、スプーン等にて食物を口にする時は、深く口中に入れざるやう注意し、之等を使用する場合は、肘を左右に張らざるや

う、又音のせざるやうに注意すべし、ナイフは決して口中につくべきものにあらず。  
 十、食事中一時ナイフ、フォークを措かんとする場合は、これを八字形に皿縁に掛け置くを通例とす。



十一、皿の食物を食し終りたる時は、ナイフ、フォークは皿の上に揃へて置くべし、但しスープ等において、スプーンを皿の上に仰向置くべし。  
 十二、多衆と會食する場合は、他の談話等に氣を奪はれなどして、己れのみ特に後れざる様に注意すべし、特に早すぎるもよからず、なるべく近隣の人と同一の程度に食了すべし。  
 十三、卓上の菓子、果物は、給仕の進むるを俟ちて之を取るべし。

十四、スープはスプーンに向縁にて掬ひ、手前縁にて音のせぬやうに吸ふべし。

「附記」

一、スープの換りを乞ふなどは、決してなすべきにあらず、但し家族としての食事は此の限にあらず。  
 十五、麩麵はナイフを用ひず、指にてちぎり、適宜にバターを附けて食するを通例とす。  
 バターはナイフを以て適宜に自身の皿に取り置き、それをつけて食すべし。  
 十六、取り廻はしの食品を、給仕の持ちて差出したる時はフォーク及びスプーンを以て適宜之れを取るべし、若し欲せざる時は其の旨を給仕に告ぐべし。

「附記」

一、總て嫌ひなるものは取らぬをよしとす。給仕に之を断るには、軽く右の手を擧ぐるをよしとす。  
 十七、杯を擧げて主客の健康を祝す場合には、主客一同起立して盃を擧げ、互に目禮の後乾盃して著椅するものとす。  
 十八、食後フヒンガー・ガラスを出されたる時は、之にて静かに指頭を洗ひ、又便宜唇をも洗ふ



べし。此の際其の水を以て嗽ぎ、若くは之を器中に吐出すべからず。

十九、食事終りたる時は、客は主人に従ひて、静かに客室若しくは控室に移るものとす。

二十、他人より招待を受けて饗應を受けたる時、食後辭し歸る際は「今日は種々御手厚き御款待に預りまして誠に有難ふ御座います」或は「本日は種々御親切に預り誠に愉快に面白く時を過ごしまして有難う御座います」など陳ぶるをよしとす。

### 第八章 言語應對

言語は心の聲なりといひ、己が心を人に通ずるものなれば、よく之を用ふること極めて必要なり。故に談話に際し言語は明瞭にして、要領を得るものなるべし。曖昧にして要領を得ざる時は十分に思想を發表すること難く、談話の興味を減じ、不快を起さしめ、時には誤解を招くことあり、男子は男子らしき態度をなし、言語も又然らざるべからず、語尾の不明なるが如きことは甚だ面白からず。又言語は叮嚀なるべく、横着なるべからず、上品なるべく、野卑なるべからず。人の品格が之れに依りて察知せらるゝこと、容貌服装座作進退に於けるが如し。古來「口は禍の門」と言ひ、一言の失を以て終生の禍を招くこと少なからず、されど又人に贈るに言を以てする

は金石珠玉よりも重しと云ひ、言を以て國を益し、人を救ひ、又幸を得ること多し。斯く談話は社交上極めて有用なる事柄なるを以て、常に相當の練習を怠らざる様注意すべし。而して練習は交る人の感化を受け易きものなれば、野卑なる言語に染まざるやう注意し、言葉遣のよき人を模範となすは練習の捷徑なり、すべて言語は場合を辨へ、順序を立て、成るべく上品に、而かも解り易きやうにするを良しとす。故に談話の要は二人相對する談話に於ても、數人相會する會話に於ても、等しく常に人の心を樂ましむるものなるべく、人に悪感情を起さしめ、或は自己の品格を下ぐるが如きことをいはざるにあり、此の心得を以て次に擧ぐるが如きことに注意せば、上品なる談話をなすを得るに至らむ。

#### 第一節 稱呼及び敬語

一、皇室に關する事を記述し、或は談話する時は、必ず敬語、敬稱を用ひ、不敬に亘らざるやうに注意すべし。

「附記」

一、皇室に關する談話をなす時は、容儀を正して話すべく、其の言葉は、在らせられ、遊ばさ

れ、在します、仰せらる等の敬語を用ふべし。

二、敬語、敬稱は大抵定まりあれば、一通り心得置くべし、次に普通一般に用ひらるるものを列記せん。

敬稱

天皇、太皇太后、皇太后、  
皇太子、皇太子妃、皇族には

陛下。  
殿下。

敬語

天皇の御事  
天皇の御乗物  
天皇の御言宣  
皇后、皇太子の仰せ  
天皇の御位  
天皇の御徳  
皇后の御徳

天子、御上、至尊、主上、聖上、大元帥。  
車駕、鳳車、鳳輦。  
勅語、勅命、詔勅。  
令詞。  
天位、高御座、寶祚。  
聖徳、乾徳。  
坤徳。

天皇の御住居

天皇の御出

天皇の御還り

皇后、皇太子の御出

皇族方の御出

天皇の御覽せらるること

皇后、皇太子、皇族の御覽せらるる事

天皇の御顔

天皇の御體

天皇の御機嫌を伺ひ奉ること

皇后、皇太子の御機嫌を伺ひ奉ること

皇居、宮城。

行幸、臨幸。

還幸、還御。

行啓。

台臨、御成。

天覽、叙覽。

台覽、御覽。

天顔、龍顔。

玉體、龍體。

天機奉伺。

御機嫌御伺。

二、稱呼、敬語及び口上は先方の地位、身分等によりて、其時と場合とに適當なる言語を用ふることに注意すべし、若し其當を失する時は、先方の感情を害するのみならず、禮を失するものと云ふべし。

三、自稱は通常三種あり、ワタクシ、ワタシ、ワシ等にて、ワタクシは尊長に對して云ひ、ワタシは同輩以下に云ひ、ワシは下輩に對して云ふ、又ワタクシの代りに手前、自分などと稱することあり、同輩に對しては僕と稱するも差支なし。

四、對稱は通常「貴方」とか、「貴方様」とか稱すべし。「アンタ」、「お前」といゝが如きは、横柄なれば同輩以上の人に用ふべからず。同輩に對しては「君」と稱するも差支なし。

五、對話者以外の人に就きて語る場合には、其の人が其の席に居ると居らざるとに關せず、相當の敬語、敬稱を用ふべし。但し自己の家族親戚等につきては、之を用ひざるを禮とす。

「附記

一、人と對話中、第三者を稱する場合に目上の人が目下の者を稱する時は、敬語を用ひずともよき事あれど、同等及び同等以上の人を稱する時は、必ず敬語を用ふべきなり。目上の人にて、少し心ある人は如何に目下の者を稱するにも「誰さん」とか、「誰君」とか相當の敬語を用ふる人もあり、かくの如き人は、誠に奥床しく見ゆるものなれ。

二、地方によりては、他人に對して家族のことを話す際にも、己れより目上の人即ち兄、姉、父母、祖父母等を稱するには、敬語を用ひても差支なきやう思へる所もあれど、こは誤りな

り、家族の者は目上の人にて、他人に對しては「伯父」、「伯母」、「從弟」若しくは「某」と其の氏名或は名を呼びすてに言ふべきなり。

三、普通に用ひらるゝ他稱の重なるものを、次に列記せん。

父 御父上、御父上様、御親父様、御大人、御大人様、殿君、尊大人、父君、おとう様。  
 母 御母上、御母上様、御母堂、御令堂、御母公、北堂、御尊母様、母君、御母君、お  
 かあ様。

祖父母 御祖父様、御大父様、おぢち様、おぢい様、御祖母様、御大母様、おばば様、御隠  
 居様。

兄 御兄上、御兄上様、御令兄、兄君、御兄君、おにい様、兄御。

弟 御令弟、御賢弟、弟御様。

姉 御姉上、御姉上様、御令姉、尊姉、姉君、御姉君、お姉様。

妹 御妹御様、御令妹、賢妹、お妹様。

夫 御良人、御郎君、御令卿、御あるじの君。

妻 奥様、令夫人、令室、御令室、内室、御内室、御令閨、御新造様。

子女

御令息、御子息様、令郎、おむすこ様、若様(華族に)、坊ちゃん。  
御令嬢、御息女様、御娘御様、御令愛、御姫様(華族に)、御嬢様。

六、官公職、爵位、學位等の肩書ある人には、他稱若しくは對稱の場合に於ては、其の人の氏に之等の名稱を附稱して差支なしと雖も、自稱には之れを用ひざるものとす。例へば何知事、何局長、何議長、何伯爵、何博士、何聯隊長、何學校長、何教諭等と稱するが如し。

七、勅任官以上、及び有爵者に對する對稱には通常其の官職名、爵名に閣下を附稱するものとす、但し陸海軍部内に於ては將官以上に「閣下」、佐官以下には「殿」を附稱するを例とす、例へば何大臣閣下、何公爵閣下、何中將閣下の如し。

「附記」

- 一、高貴の方の他稱、及び第三者稱に「御前」といふことあり。
- 二、爵位は其の下に「家」を附することあり、「様」、「殿」を附することもあり、例へば、何侯爵一家、何侯爵様、何侯爵殿の如し、或は正三位とか從三位等の位階を有する方に對しては、正三位様とか、從三位殿とか、單に三位様とかいふが如し。
- 八、人の死亡したる時、其身分の高下により、薨去、卒去、死去等の語を用ふ。一定の用例に従

ひ、之れを誤まらざる様に注意して用ふべし、例へば三位以上の人には薨去、五位以上の人には卒去、其の他を死去、死亡と稱するが如し。

第二節 應對の心得

一、人と應對する時は、容姿を整へて正しく相對し、溫容と誠意とを旨とし、且つ言語は明瞭、快活に談話を交ふべし。

「附記」

- 一、談話する時は、姿勢を正しくし、眼は對者の顔又は胸の邊りにつくべし、伏したるまゝ、又は上向き過ぐるは醜し、勿論高貴の人に對する時は、頭を下げて言上するものなり。
- 二、手にて疊の縁を撈り、頭を掻き、鼻をほじり、口にて爪を噛み切り、膝を揺がすか如きは、無作法なり、溜息をつき、欠伸をなし、鼻を吸るなどもよろしからず。
- 二、人と應對中は、假令長時間に亘るとも、假初にも倦怠の態度を示し、又は倨傲の態度を表すべからず。
- 三、對話中は先方の談話に對しては、敬意を表し、其の要領を聴取し、且つ時々相應の應答をな

し、先方の話の都合に依りては、己れの思ふ所を述べよし、されど先方の談話を途中に遮り、又は己のみ談話をせざるやうに注意すべし。

「附記」

- 一、當り障りなき普通の話は、なるべく先方の好む所を迎へて話さしめ、自分の好める話は避くべし、されど大事なる用談に於ては、自分の所思を述べよし、差支なかるべし。
- 二、多辯に過ぐべからず、沈黙すべからず、自己のみ談じて對者に發言の餘裕あらざるは拙なり、同一の事を繰返すも拙なり、博學を衒ふは陋なり、要心すべきなり。
- 四、應對上の談話は順序及び語調を整へて簡明に發表し、早口冗辯等に涉らざる様に注意し、又餘談等も場合の緩急に應じて斟酌する所あるべし。

「附記」

- 一、言語は明瞭、快活にして、誤解を招き、不快の感を催さしむることあるべからず。
- 二、常に談話する際、小聲に失し、又はグヅ／＼する等のことは最もよろしからず、こは女子に多きことなれど、まゝ、男子になきにあらず、注意すべきなり。
- 三、言葉を慎まざる爲、又は不明瞭の爲め、思はぬ失敗を招きし例少なからず、日常人と對話

する際にも、己れは別に要意なしとも言葉の遣ひ方によりて、對者に不快を感せしめ、又は立腹せしめ、或は意外の誤解を招くことあれば、念にも念を入れて談話すべきなり。

四、談話が他人の興味を催さしめずと思ふときは、程よく他に轉じて話題を變換すべし、是れ談話を巧にする一法なり。

五、普通の談話に用ふる言語は、平易にして且つ野卑ならざるを使用すべく、濫に新語、漢語、外國語、學術語等を用ふるは宜しからず、但し漢語は普通一般に用ひられ居るものは差支なし。

「附記」

- 一、常に野卑の言葉や粗暴の言語を使ふものは、其の心も行も自然、野卑粗暴となりやすく、従つて人より賤しまるゝものなれば、日常の言葉遣ひに注意して野卑なる言葉を遣はぬやう心掛くべし。
- 二、方言、訛言は何れも、或一地方にのみ限り通せざる言葉なれば用ひぬやうすべし。
- 六、應對中屢々傍見をなし、又は新聞雜誌其の他書見をなし、或は中座するが如きは宜しからず、若し已むを得ざる用事起りたる時は、其の旨を述べ若しくは「一寸失禮致します」と會釋して起つべきなり。

「附記」

一、應對中屢々時計を覗くなどもよろしからず、これ其の客との應接に倦怠したるか、他に約束したる時間の切迫せるを氣遣ふかの如き感ありて、人に不快の感を與ふるものなり。  
七、人と對談中はなるべく、咳、嚏、欠伸はせざるやう注意すべし、若し偶然出づる時は手拭又は鼻紙の類を口にあて、下座に向ひて靜に之を爲すべし。

「附記」

一、欠伸の出るときは、なるべく手拭等を以て口を蔽ひ、口の中にて之を吞み殺し、あからさまに爲さざるやう注意すべし。  
八、多人數談話せる際、妄に容喙して他人の談話を妨ぐべからず、但し何か尋ねられし時、又は話しかけられし時は相當の應答をなすべし。  
九、洒落、滑稽、諧謔等は時と場合とに依り、適當の程度に於て多少はよけれども、濫りに之を弄することあるべからず、殊に野卑下劣にして、自己の品格を傷くるが如きこと、又は人の感情を害し、人の品格に影響する如きことは慎むべきなり。

「附記」

手眞似、身振り等は、品よく用ふべく、野卑に流るべからず、笑は適當にすべし、妄りに笑ふは對者に不快を感せしむることあり。  
十、親密の間柄なりとも應對中疎略、若しくは侮蔑の言語を用ふるは宜しからず。  
十一、對話中は常に謙遜を旨とし、苟も自己の才智技能を誇り、或は家の權勢等を誇り顔に語るなどはよろしからず。  
十二、誹謗、嘲笑等を慎むべきは勿論、苟も人の身の上に関する談話は、輕卒に之を爲さざるやうに注意すべし。  
十三、他人の面前に於て、人の過失又は短所を指摘するはよろしからず、慎むべきことなり。  
十四、對話中自己の意に反すること、又は面白からぬ話ありとも忍耐し、一時の感情に驅られ、談話の體を亂し、或は人と衝突することあるべからず。

第九章 訪問の心得

訪問は社交上是非とも爲さざるべからざる事にして、他と種々なる談話をなし、其の交情を暖め、智識を交換するものなれば、社交上に於て必ず行ふべきものなり、訪問を怠るは交際を好ま

ざるに似てよろしからず、されば吉凶其の他事故ある時、又は然らざる時と雖も、親戚知己の間時々訪問して情誼を厚うすべし、特に長者を訪問して談話の際種々の智識、教訓を得るが如きは幼者の忘るべからざることなり、人を訪問するには、其の場合によりて、種々の目的あり、今一例を挙げれば、公式の訪問、返禮の訪問、祝賀の訪問、弔慰の訪問、暇乞の訪問等あり、吉凶、慶弔等に互に訪問して、同情を表し、或は慰籍するは、交際上必要な手段にして、社交の頻繁なるに従つて益々増進するものなり、然るに、之に關する注意を怠る時は、折角訪問するも我が意を先方に通すること能はざるのみならず、先方の感情を害ふことなきにあらず、故に訪問の禮として如何なる心得の必要なるかを知らるの要あり、次に掲げられたる條々によりて、その心得を知るべし。

一、人を訪問するには、成るべく名刺を持參すべし、名刺の紙質及び其の大きさは、身分相應にし、華美なるもの、又は奇異なるものは之を避け、文字は讀み易き書體を用ふべし。

「附記」

一、名刺は、西洋紙、鳥の子紙等に印刷したるものを普通とす、模様入、金縁あるものは下品にして學生の用ふべきものにあらず、印刷せざる名刺を用ひんとするときは、名刺用紙、又

は奉書をよき程に切りて氏名を書くべし、半紙は用ふべからず。

二、名刺は總て身分を考へて調製すべく、大小何れにも過ぐべからず、身分の高き人は大なるも可なれど、學生の用ふるものは通常鯨尺にて長二寸巾一寸内外のものにて可なり。字體は楷書を正式とし、行書、草書は略式なり、肩書は名氏の右肩又は上方に、住所は左下方に入るべし。

三、名刺の隅を折るには種々の意味あり、右の上隅を折る時は、自身訪問したることを表はし、又は告別の意を表はす、其の左の下隅を折る時は弔意を表はし、左の上隅を折る時は祝賀の意を表すものなり、されど實際には、其の煩を避け、右の上隅を折る外は多く用ひずして、名刺の一隅に御悔、御暇乞、御祝賀など記入することとせり。

四、名刺を差出す時は、其の文字を先方に向け、其上邊の中央を右手の拇指と食指の第二の關節との間に挟み、名刺面を平にして差出すべし。

二、同時に數人を訪問する場合は、先方の人毎に名刺を呈すべく、數人にて同時に訪問する場合亦各自の名刺を呈すべし。

「附記」

一、名刺は其の用ひ方を誤らざる様に注意すべし、社交上に於て面識なき婦人に男子より名刺を出すは、恰かも男子より面識なき婦人の家を訪問したると同一の行爲にして、禮にあらざるなり。

三、一面識なき人を突然訪問するは禮にあらす、若し斯る必要生じたる時は、先方の知人、朋友又は其他縁故ある人の紹介を得て訪問すべし。

「附記」

一、知人の紹介を得て訪問する時は、自己の名刺を差出すと共に、紹介者の名刺を差出すべきものなり、若し其の紹介が書翰なる時には、自己の名刺と共に其の書翰をも差出すべし。

四、年若き男女訪問は、濫に之れを爲さざるを禮とす、若し訪問すべき必要ある時には、両親の許諾を経べきは勿論、訪問の際は尊族若しくは先輩の同伴を要す。

「附記」

一、男子の婦人を訪問するは、餘程注意せざるべからず。とりわけ妙齡の婦人は單獨にて、若き男子を訪問し、或は訪問を受くるなどは、世の誤解を招く恐れあれば決してかゝることはなさざるをよしとす、かかる場合には必ず確かなる同伴者を要すべきなり、之等は歐米諸國

にても、極めてやかましき事なれば、注意に注意して人に迷惑をかくるなどは、禮を知れるものの爲すべきことにあらず。

五、濫りに人を同伴して訪問する等、先方に迷惑を及ぼさざるやう注意すべし、但し、同伴者が己れの訪問せんとする人の知己なるか、又は同一の目的にて、同道を約束したる時はこの限りにあらず。

六、訪問は急用の場合を除く外は、成る可く早朝夜分、及び食事の時刻を避くべし。

「附記」

一、訪問の時刻は午前九時より十一時頃まで、午後二時より四時頃までの間を可とす、固より日の長短によりて斟酌すべきものなり、早朝、深夜、食事の刻限又は風雨の強き時などには避けざる可からず、但し、親交の間柄なるか、火急の用事あるか、或は時刻を約したるとき等は此の限りにあらず、又公職を帯べる人を訪問するに、其の人の出勤前にすることあり、要するに先方の隙ならんと思はるる頃を見計らひて訪問すべし、多忙にして豫め面會時日を定めたる人なる時は、其の時刻にすべし。

七、特に面會を要する場合、又は尊長を訪問せんとする場合には、豫め先方の差支なき日時を聞



合はせおき、迷惑とならざるやう注意すべし。

八、人を訪問したる時は、表門より入り、玄關に至り案内を求め、取次の人に挨拶して自分の氏名を告ぐるか、又は名刺を出して簡明に來意を述べべし。

「附記」

一、人を訪問するときには、必ず表門より入りて玄關に至るべく、裏口より入るべからず、しかし親戚知己等、特に親しき間柄ならば場合によりては裏門、裏口より入るも悪しからず。

二、正門と通用門ある場合は、通用門より入るべく、玄關も亦表玄關と内玄關とある時は、内玄關に到りて案内を求むべく、案内を請ふには通例「御頼み申す」、「御免下さい」、「御免下さい」といふべし、玄關に呼鈴、鐘などの設けあるときは、それによりて訪問の意を通すべし、尙地方にては何等の斷りなく、勝手に座敷に通る習慣あり、こは甚だしき悪習なれば必ず改むべきなり。

三、取次の者を輕侮して、不禮なる言葉遣をなし、又は無作法の態度をなすべからず、何人が取次に出でてでも叮嚀にするをよしとす。

九、人を訪問したるとき、先方が他出せんとする場合、又は取込の際ならば、急用の外はなるべ

く面會を求めざるをよしとす。されど、先方の厚意により特に短時間の會見を諾されたる時は簡單に要領を述べ、用談了り次第辭し去るべし。

十、人を訪問したる時は、帽、襟巻、外套等は掛くべき場所にかけて置くべし、帽、靴、風呂敷等は客室に持ち入らざるを禮とす、但し用談上必要な關係品は此の限りにあらず。

「附記」

普通の家には大抵玄關又は控室に帽子掛、外套掛などの設けあれば、帽子、外套などは之に掛け、風呂敷包の如きものは必要なときは其處に整へて置くべし、又帽子、外套掛の設備なき時は、亂雑にならぬやう善く整へて妨とならざる所に置くべきなり。

十一、客室等に案内せられたる際、主人未だ其の室に在らざる時は、相當の位置に著席して待つべく、主人出來りたる時は、椅子若くは座布團を離れて敬禮し、更に主人の進むるを待ちて復座すべし。

客室に入りたる時、座に主人並に先客ある時は、先づ主人に挨拶をなし、その後先客に敬禮をなすべし。

「附記」

- 一、椅子、座布團を薦められたる時、禮をなさずして直ちに之に著きて挨拶するは不遜の態度に見え、最も無作法なれば心すべきなり、凡そ挨拶は、薦められたる座席に著かぬ前になすべし。
- 二、椅子を離れ、座布團をよけて、挨拶するには常に下座の方に離るるにあり、此の際主人はそれに及ばぬ禮を述ぶるを禮とす。
- 三、椅子、座布團に著席したる時は、「著椅の姿勢」、「正座の姿勢」をとり、決して不遜、輕率、野卑なる態度あるべからず。
- 四、先客ある時は、其の人に對して一禮をなし、すすめられたる席に著き、主人の來るを待つべし、時によりては相當の談話を交換するもよし、されど不遜の態度をなし、又は禮なき言葉遣ひ等をなすべからず、人によりては風采、身なりによりて應對を異にする人もあれど、これは甚だよろしからず、かへりて驕傲に見へ、賤しき行爲なれば心すべきなり。
- 五、同席者尊長なる時は、己は必ず下座につくべし。
- 六、客室に入りたる時、その室若し日本風の座敷ならば、先づ室の闊際にて軽く禮をなし、然る後、室内に入り、最初床の前に至り、跪きて掛物、挿花、置物等の裝飾を一見した後、設け

の座席に就くべし、是れ一は主人の心盡しを賞翫し、一は其の嗜好の奥床しきを見て、敬意を表するものにして、客として缺ぐべからざる禮なるを忘るべからず。

十二、人を訪問したる場合には、成る可く長座せざる様にすべし。

十三、用事の爲に訪問したる場合は、速にその用向を述べ、又先方繁忙の場合には、成る可く速に談話を了へて辭し去るべし。

「附記」

一、追々忙はしき世の中となるにつけ、都會にては、時間を惜しみ、用事の爲の訪問ならば直ちに其の用向きを談じ、済み次第歸るといふ美風は次第に行はるるに至れり、之れ實によりこばしき事なり、されど地方にては、今尙用談の前後に無用の雜談を加へて時間を空費する弊風あるのみならず、用事とてなきにも拘らず、自己の無聊を醫せんが爲め訪問をなすものあり、斯かる悪習は戒むべき事なり。

二、普通訪問して退出するまでの時間は、訪問の種類に依りて一定せざれど、通常は三十分内外を度とすべし、先方多忙なる時は、尙是れより短かかるべし、先方より強く留めらるるか或は用談長きに渉るか、又は親友の間柄なる時は、長座も悪しからず、然れども概して長居

は無用と心得べし。

十四、退出の際は主人並に家族、同席者に對し、それ〴〵挨拶をなしたる後徐に起つべく、尙主人主婦等の見送は一應辭退するをよしとす、他に來客ある場合は殊に然りとす、其の際「おさきに失禮致します」、「どうぞ御緩るりと」など相當の挨拶をなすべし。

「附記」

- 一、退出せんとする時は、談話の切目を見計らひ、決して話の中途に暇乞をなすべからず、主人立ちて送る時は一應辭退すべし、送りて玄關に來らば、「誠に恐入ます」など相當の會釋をなし辭すべし。
- 二、訪問中食事の時刻接迫せる時は、機を見て辭し去るべし、然るに往々斯る事に無頓着にして、先方に多大の迷惑を掛くるは、教育あり、而かも禮儀を重んずるものゝ大に心すべきことなり。
- 三、談話中知らぬ間に、御馳走の仕度を整へて持ち出されたる時、又は暇を請ふに當り主人より其旨を話され、強いて引留められたる場合には固辭すべからず。

### 第十章 祝賀、告送別、慰問、弔問等の心得

この章は前章の一節と見なすを至當とすれど文部省教授要項に従ひ章を分てり。誕生、婚姻、新築、長壽等の祝ひ、病氣、怪我、火災等の見舞、死亡のときの悔み等を述ぶるには、わが衷情より出で、眞に先方の人に同情を寄すると同時に十分の誠意を表し、つとめて懇切丁寧を旨とせざるべからず、されば、かゝる場合の訪問は自身にて往き、代理などつかはさぬをよしとす、祝賀の場合には、かりそめにも、人の忌み嫌ふ如き不吉の言語を使はぬ様に心すべきなり、たとへば婚禮の式に「去る」、「歸る」、「返す」、「出る」などの類なり、これ等は甚だ愚なるわざと思はるれども、多年の習慣上人の忌み嫌ふことなれば、今もなほその心得あるべきこと肝要なり、慰問弔問の場合は詞づかひもやさしく、同情同感の思ひやりふかき態度を以て慰問すべきものなり、人の不幸に籠り憂鬱に沈めるを慰むるには、世のはかなさの悲みを述べて、憂は、たれも遁れぬ理などおもむろに諷したらんは、よけれども、あまりに沈める情をおし立てむと欲して、今は歎きても甲斐なし、歸らぬ事を歎くこそ愚なれなど理づめに打毀したらむは却て人の心を痛むるわざなれば、心すべきなり、ことに斯る場合は些細なることをも不快に感ずるものなれば、これを

弔ひ慰むるものも、またその些細の點にまで注意して精神を刺戟せしめぬ様にするは人情の濃かなる所なるべし。次にその心得を擧げん。

第一節 祝賀の心得

一、悪意なる家に、婚禮、誕生、新築落成、開店、賀壽、榮進等のよろこび事ありて、其の通知を受け、又は通知を受けずとも、それを知りたる時は、祝意を表する爲め自身にて訪問するを禮とす。若し止むなき事情の爲め、自身訪問なし能はざる時は、家族に代理せしむるか、又は書面を以て祝意を表すべし。

「附記」

一、親戚又は別戀の人の家に婚禮誕生等のよろこび事ありて、其の通知を受けたる時は、二三日以内か遅くも一週間以内に、祝賀の訪問をなすべし、尤も祝宴の招待と同時に通知を受けたる時は、なるべく招待の前の日に訪問して祝意を述べよしとす、されど招待日迫りて其の以前に訪問して祝意を述べること能はざる場合は、出席せる時述ぶるも感しからず。  
二、祝賀の訪問は、玄關先にて済まさず、座敷に通りて、家人に面接の上述べべし。此の際長

座せぬやうにすべきなり。

三、遠方の人には手紙を以て祝辭を送りてもよし、但し先方が尊長又は特に鄭重にせざるべからざる時は、用紙は奉書を用ひ、文字文章等はつとめて丁寧に認むべし、端書など用ふるはよろしからず。

二、よろこび事ありて祝ひの訪問を受け、又は祝辭を寄せられたる時は早速自身にて答禮の訪問をなすか、又は禮狀を送るべし。

「附記」

一、結婚の時の答禮は、新夫婦打ち揃ふて訪問するを普通とす。  
二、誕生其の他長壽の祝賀に對する答禮は地方に依り、餅、赤飯、するめ等を贈り、其の後主人又は本人の答禮に出向く所もあり、或は自身出向く時持參するなどありて一様ならず、故にその地方の風習に従ひ適宜斟酌するをよしとす。

三、新年祝賀の訪問は、成るべく七日以内に之を成すべし。

「附記」

一、年賀を鄭重にするには、座敷に請せられ、賀詞を述べべきなり、されど現今は玄關に音な

ひて、取次の人に賀辭を述べるか、又は最も略しては名刺を置きて去るもあれば、時宜を考へ、いづれをとるもよろし。

二、新年の祝賀は、家人親しく受くるを禮とす。

三、廻禮は三ケ日間に於てするものなれど、七日以内までは差支なきものなり。

四、新年の祝賀其の他總べて慶事に對する訪問には、祝物を持參するか、又は豫め之を贈るを通例とす、されどこれ等は土地の習慣又は親疎の關係等に依るものと心得べし。

### 第二節 告送別の心得

一、長期の旅行又は轉任等の場合には、親戚、知人及び近隣等に對し、告別、歸宅及び來任の挨拶を爲すべし、此等の挨拶を受けたる時は、速に答禮をなすべし。

「附記」

一、不在中思ひもかけぬことにて、いついかなる世話にならずとも限らざれば、出發に際し近隣及び近所の親族知己等には、「留守中は宜しく頼みます」、「留守中御願致します」、「歸宅せる時は「留守中は格別御厄介になりました」、「留守中は誠にありがたう」とか言ひて挨拶すべし。

べし。

二、轉居の場合には、舊住地の近隣に對して、これまでの禮を述べ、新住地には今後宜しく頼む旨を述べて挨拶を爲すべし、この際普通名刺を持參して挨拶だけにて、よけれど、地方によりは、物を配る習慣ある所あれば、土地の習慣に従ふべし。

二、尊長又は親戚其の他親しき人の長期の旅行又は轉任の爲め、出發する際には停車場、波止場又は村境等に見送り、又其の來着の際には出迎ふるを禮とす、此等の送別を受けたる時は速に答禮をなすべし。

「附記」

一、親戚又は親しき人が長期の旅行に出掛くるか、又は轉任する場合には、其の出發前居宅に行きて荷造り、或は片付け方など手傳ふべし。

二、旅行の際見送りを受けたる時は、行先又は途中より書面を以て答禮を述べべし。

### 第三節 慰問の心得

一、親族又は懇意なる家に病氣、出産、災害等ありて、其の通知を受け、又は通知を受けずとも

それを知りたる時は、自身行きて見舞をなすべし、若し止むなき事情の爲め、自身訪問をなし能はざる時は、家族に代理せしむるか又は書面を以て慰むべし。

二、病氣見舞の際には、特に談話、舉動等を慎むべし、病狀に依りては強いて病牀に臨むべからず。

「附記」

一、病氣見舞に行かば、先づ見舞の詞を述べ、病氣の様子を聞き取り、早速全快を祈る旨を告げ、長座せざして歸るべし。病牀に臨みし際は決して病人の氣にかゝるが如き話、又は心配をかけるやうの話をなすべからず。

二、病氣の種類、又は病氣の程度に依りては、病牀に侍して慰安となるが如き話をなすもよろしけれど、大抵の場合に於ては、病牀に臨まぬをよしとす。

三、病氣見舞の目的は、一は病人の狀態を尋ね、一は家族の心配を慰むるにあるを以て、十分其の勞苦に同情し、猥りに看護の方法、醫藥の効果等につきて、彼れ是れ差出がましきことをいふべからず。

四、病室に出入する時は、戸障子の開閉、其他歩み方等はつとめて靜かにし、苟も荒々しき振

舞あるべからず。

五、病苦を訪問する際、殊更らに華美なる衣服を着用し、或は附屬品に特に人目を惹くべき装飾品を用ふる等無きやうすべし。

三、病氣見舞に對する答禮は、全快の後自身にて廻はるか、又は書狀等を以て爲すを禮とす。

「附記」

一、病氣全快の場合には、「床揚げ祝ひ」と稱し、病氣見舞を受けた人々を招待して祝宴を張り、又は赤飯、するめ、鯉節等を配る事あり、これはその分に應じて、いづれにてもよかるべし、されど必ずかゝる事をせざるべからずといふにあらねば、自身見舞を受けし人を訪問するか、又は遠方の人には鄭重なる禮狀を出して謝意を表すべし。

四、親戚知人の火災、水難等の災害に逢ひたる時は速に訪問し、家人に對して其の安否、被害の有無、程度等を尋ね、同情慰安の言葉を述べ、必要に應じ出來得る限りの援助をなすべく、其必要な時は、長座すべからず。

「附記」

一、火災の跡片付けとか、水難の時の荷物運搬とかいふ場合は、先方の都合を聞いて出來得る

限りの手傳をなすべし、尤も親戚或は別懇の人ならば、先方より依頼せられずとも世話をなすべきなり。

二、又火災の時、親戚、別懇の間柄に於ては、單に勞力の手傳のみならず、食物衣類又は金銭等の助力をなすべきなり、然るを極めて冷淡にして、他人より劣るもの、世間往々にしてあるは誠に歎すべきことなり。

五、火災見舞を受けたる時は、成る可く速に答禮を爲すべし。

「附記」

一、災害の見舞に對する答禮には、成る可く自身出頭して謝意を述べし、この場合には別に物品を持參するに及ばず、又見舞人多數にして氏名の聞き洩し等ある場合には新聞の廣告欄を利用するもよかるべし。

二、見舞人及び貰ひ物等は、帳簿を作りて取り落ちなきやう記載方に注意すべし。

第四節 弔問の心得

一、家族に不幸ありたるときは、親戚、知人等に對して速に通知をなすべし。

「附記」

一、不幸の通知の葉書は、其の周圍に黒框を施したるものを用ふるを禮とす。

二、凶事の知らせをなすには、其の知らせ主は喪主の外に近親の者數名を加ふるを通例とす、場合によりては格別親しき友人を加ふることあり、その形式次の如し。

某儀豫テ病氣ノ處養生不相叶何月何日何時  
死去仕候間此段御通知申上候

葬式ノ儀ハ何月何日何時何所ニ於テ何々式ヲ以テ相  
營ミ可申候

何郡何町村番地

男  
親戚總代  
友人總代

年月日

何何何何何何  
某某某某某某

二、親戚、知人等より、不幸の通知を受くるか、又は通知を受けずとも、知りたる場合は早速訪問し、主人又は其の家族に逢ひて弔辭を述べし、但し格別親厚ならざる間柄にありては喪主及び其の家族に面會を求めざるを宜しとす。

「附記」

一、凶事の報知に接したる時は、直ちに其の家に行きて弔辭を述べし、言語は鄭重にして、静かなるべし、憂愁の態度を以てすべし、其の交際の程度によりては單に弔問のみならず、或は手傳をなすとか、又は通知するとか其の他地方の習慣によりて、弔意を表すべし、殊に親近のものは、萬事に注意して家族の行き届かぬ所を助け、弔問の客に對する挨拶、使用人に對する指圖其の他萬事遺漏なきを期すべし。

二、喪家にては悔帳を作り、弔問者の氏名、贈物等を記録し、後日答禮の場合の參考になすべし。

三、弔問の時の贈物は香奠、香華、御榊料、菓子、果物の類を通例とす、地方によりては蠟燭などを贈ることあるべし、何れも分に應じてなすべく、奢侈に流るべからず。

「附記」

一、遠隔の地にありて、訃音に接したる場合は、其の訃に赴くと赴かぬとに關せず、直ちに書面又は電報にて弔意を表すべし。

高祖父母 忌三十日 服三十日		曾祖父母 忌二十日 服二十日		祖父母 忌三十日 服三十日		父 忌三十日 服三十日		母 忌三十日 服三十日		兄弟姊妹 忌三十日 服三十日		子 忌三十日 服三十日		孫 忌三十日 服三十日	
外高祖父母 忌三十日 服三十日		外曾祖父母 忌二十日 服二十日		外祖父母 忌三十日 服三十日		外父 忌三十日 服三十日		外母 忌三十日 服三十日		外兄弟姊妹 忌三十日 服三十日		外子 忌三十日 服三十日		外孫 忌三十日 服三十日	
高祖父母 忌三十日 服三十日		曾祖父母 忌二十日 服二十日		祖父母 忌三十日 服三十日		父 忌三十日 服三十日		母 忌三十日 服三十日		兄弟姊妹 忌三十日 服三十日		子 忌三十日 服三十日		孫 忌三十日 服三十日	
外高祖父母 忌三十日 服三十日		外曾祖父母 忌二十日 服二十日		外祖父母 忌三十日 服三十日		外父 忌三十日 服三十日		外母 忌三十日 服三十日		外兄弟姊妹 忌三十日 服三十日		外子 忌三十日 服三十日		外孫 忌三十日 服三十日	



四、弔問に對する答禮は、忌明の後之を爲すべし。

「附記」

- 一、弔問に對する答禮には、主人自ら行くを通例とす、止むなき事ある場合は書狀を以てなすべし。
- 二、忌服とは、喪に當りて忌は何日、服は何ヶ月といふ、忌と服との期限をいふ、其の日數は死者に對する親等の關係にありて一様ならず、右に掲ぐる服忌令摘要の如し。  
尙忌明とは以上に示したる忌日の經過せる後をいふ、今は大抵四十九日、若くは三十五日を過ぎて答禮するを通例とせり。
- 三、地方によりては忌明の際、前きに香奠を贈られし人に對し「香奠返し」として相當の物品を贈ることあり、此の際物品の表書は戒名を書くを通例とす。

### 第五節 會葬の心得

一、會葬する時は、成る可く出棺前にその宅に到り、氏名を通じて葬送を爲すべし、但し場合に依り、直に其の式場に到りて葬儀に列するも妨なし。

「附記」

- 一、會葬者祭場に到着したる時は、葬儀係の受附に名刺を差出すべし。
- 二、葬式は現世に於ける最終の大禮なるを以て、之に列するものは充分哀悼の意を表し、死者の家族に對しては深厚なる同情を有し、苟も無作法のことあるべからず。
- 三、會葬する時は、相當の禮服を着用して出棺前に會葬者控所に行きて待ち、出棺の時は脱帽して敬意を表し葬列に従ふべし、服裝に關しては服裝の心得を参照すべし。
- 二、會葬の際は靜肅を旨とし、哀悼の態度を失はざるべし。

「附記」

- 一、會葬者は言語、舉動を慎しみ、談話、笑聲を禁じ、最も謹嚴なるを要す。
- 三、會葬者玉串を奠じ、又は焼香をなす場合には、喪主及び親戚の拜禮終りたる後、順次柩前に至りてなすべし。
- 四、國禮或は神道にて葬式を行ふ際、玉串を捧ぐる作法は、祭員より渡さるゝ玉串を右手に持ち左手を添へ、小禮して進み出で、八足机より凡そ五尺程手前に止まり、小禮して三步進み、玉串の表を上にし、本を靈前に向け案上に奠じ、最敬禮をなしたる後、拍手二つを打ち、小禮し

て三步退き、廻轉して復席すべし、此際祭員立會ひ居らば、退く時其の方に向つて一揖するを禮とす。

「附記」

一、玉串奉奠は内務省告示第七十六號神社祭式行事作法に示されたれば、參考に掲ぐべし、神社參拜、招魂祭、家靈祭に於ける玉串奉奠の作法皆同じ。

玉串の持方 (神社祭式行事作法)

玉串は左手にて上部を右手にて下部を執り左高に捧持し、授くる時は總て反對に持ち換ふべし。

玉串を奉奠するには、左手を右手の元に下し、本を神前に向け其の中程を裏より右手にて持ち左手を添へて案上に置くべし。

玉串奉奠

地方長官(又は次官)玉串奉奠、先づ後取簀薦を鋪き、玉串案を設け、帙を鋪きて復座次に屬玉串を執り長官(又は次官)の座側に就きて之を進む長官(又は次官)受けて案上に奠じ拜座につきて再拜拍手に終りて復座。

五、佛葬式には合掌焼香すべし、焼香をなすには佛靈の前凡そ三尺許りの所にて止まり、後三步進み更らに拜して、懷より香包を取り出して(香包を所持せざる時は、香入の香をとりて)香を捻り、三回香爐に薫べ拜して退くべし、此時上席に控へたる僧あらば其の方に向ひて一禮すべし。

六、祭文朗讀、讀經、玉串、焼香等の場合は特に注意して靜肅を保ち、容儀を亂すべからず。

七、埋葬の場所へは、親族及び格別親密の間柄のものゝみ臨むを普通の禮とす。

八、會葬の際には、其の往復の途中、他人を訪問し、又は遊覽所、飲食店などに立寄るべからず。

「附記」

一、葬式に列せし時、他家に立寄ることは習慣上一般に忌むこととせり、己れの家に歸りし際にも入口にて口を噉ぎ、鹽を蒔き、身體を清めざれば、内に入らぬ習慣とせる所多し。

二、會葬終りたる時は、直ちに自宅に歸るを要す、他家或は娛樂の場所等に立ち寄るは哀悼の意を表する所以にあらずして、誠に同情なき行爲なれば慎むべきなり。

九、會葬に對する答禮は、主人自ら出頭して之を述べるか、又は書面、新聞紙上などにてなすもよかるべし、いづれにしても、時宜を失はざる様注意すべし。

「附記」

一、葬儀を終り會葬者退散する時は、主人及び近親は其の門の内外に於て、一々丁寧に挨拶すべし、書面を以て會葬の厚意を謝するには次の如き形式によるべし。

故某儀葬儀の節は御多忙の慮遠路  
 御會葬被成下御厚意の段難有深く  
 御禮申上候乍略儀書面を以て右御  
 挨拶申上度如斯に御座候 敬具

年 月 日  
 男 何 某  
 親 戚 一 同

第十一章 接遇の心得

客に接遇するには、温容を以て之に接し、客をして愉快に談話せしめ、苟も不快の情を抱きて歸らしむるが如きことあるべからず。故に客に接するには、客を満足せしむべき親切と周到なる

注意とを拂ひ、相當の禮を盡して之を遇すべし。要するに輕侮不快の念を以てし、或は尊大驕傲の態度を以て之に接するは交際の道にあらずと心得べし。その心得次の如し。

一、客室、應接室等は、常に其の清潔整頓に注意し、室内の設備、裝飾は一家の品位を保ち、又之れによりて主人及び主婦の威信をも保つものなれば、身分相應にして、上品たる装置をなすべし。

「附記」

一、玄関は一家の表口なれば、必ず清潔にし、且つ不必要なるものは置くべからず、下足其の他杖、傘等の散亂し居るは見苦しきものなり、下足の整然たる家には賊も入らずといへり、かゝる家は萬事にぬけめなきを諷せるなるべし。心すべきなり。

二、客ありたる時は、取次の者は直ちに出でて敬禮し、先方の名刺を受け、若くは氏名を聞き、誤りなき様に之を主人、又は主婦に取次ぎ、其の指圖を受くべし。

「附記」

一、取次ぎに出づるときは、婦人は袴又は前垂等は之をとり去り、容儀を正して出づべし。

二、客に接するとき、日本間ならば必ず跪き、西洋間ならば姿勢を正しくして起ちたるまゝ、恭

敬の意を以て接し、決して侮蔑の態度あるべからず。

三、平素客の取次を爲さしむるものには、豫め接遇上の心得を知らしめ置き、客に對して無作法に渉るが如きことなからしむべし。

三、取次のもの、客を客室、應接室等に案内するときは、客の約二三歩前に立ちて其の室の入口に至り、西洋間においては入口の片側に立ち、日本間においては跪き、場所によりて右手又は左手にて客を請じて先づ入らしめ、椅子又は座布団を進め、其の著席するを俟ち、一禮して退くべし。

四、客の室に通じたる後にて、其の履物を揃へ直し、杖、傘其の他の携帶品を一定の場所に整へ置くべし。

五、尊長の客あるときは、取次の者に任せず、主人自ら迎へて之を案内し、室に入りて上座に進め、己は下座に就きて挨拶すべし。

六、椅子に凭れるところに、客の入り來りたる時は、起立して迎へ、客を著椅せしめたる後、己も亦著椅すべし。

「附記」

一、目下の者に對しては、椅子を離るゝに及ばず、其の禮を受け直ちに用談にうつりてよろし。

七、人の訪問を受けたる時は、速に面接すべし、故障の爲め面會を爲し得ざる場合、直ちに面接し難き場合、及び長時の談話を爲し得ざる場合には、取次の者をして豫め其の旨を鄭重に告げ置くべし。

「附記」

一、尊長の來訪に對して待たしむるなどは無禮の至りなり、されど、たとひ同輩若しくは目下の者にて何等の理由なく、直ちに逢ふは重みなしとか、或は威嚴を損するなどと誤りたる考へより、久しく待たしむるなどは誠によろしからず、然るに世間にはまゝ勿體ぶりに來訪者を長く待たしむるものあるは、愚の極みといふべし。

二、先客ありて秘密の談話中とか、手ばなし難き用事あるとか、入浴中とか、食事中とかの場合にて止むを得ざる時は、取次の者をして其の旨を鄭重に告げしめ、新聞、雜誌、寫眞帖、繪葉書帖などを進め、禮を失せざる様に心すべし。

八、客を客室に案内せば、先づ煙草盆を出し、次に茶菓子等を進むべし、季節によりては火鉢、團扇等を進むる等相當の注意をなすべし。

「附記」

一、客の煙草を吸ふと吸はざるとに關せず、煙草盆を出すべし、客の煙草を吸はんとして躊躇し居る様を見て、周章て、煙草盆を持ち運ばしむるなどは、誠に家人の注意の足らぬより主人の威信を傷くるものなれば、深く注意すべし、西洋室には常にマッチ、灰皿等を備へ置くべし。茶、團扇、火鉢、煙草盆の持ち方、進め方等は第五章授受進撤の中に述べたれば參照すべし。

九、客來中に新客ありたる時は、主人は之に挨拶をなし、且つ便宜に客相互の紹介を爲すべし。

十、客を接遇するには、窮屈又は其の他不快の感なからしむる様に注意すべし。

十一、客を接遇する際は、家人等に對して怒氣を發せざる様に慎むべし。

十二、客ある時は、家人は漫に其の室に入り、若しくは高聲に談笑叱咤をなすべからず。

「附記」

一、客の前にて家人、小兒、召使を叱咤するは、客に不快の念を抱かしむるものなれば慎むべし。隣室に於て高笑ひ、其の他喧騒のことあるも、同じく客を不快ならしむるものなるを以て、家人は注意して靜肅にすべし。

二、來客ありたる時、家人等の隙見をなし、或は私語せざるやう注意すべし。

十三、客の辭し去るときは、主人は自ら送り出づるを禮とす、但し座に尊長ある場合は、便宜家人をして代り送らしむるも差支なし、されどこの場合は主人は其辭し去る客に對して、「失禮いたします」などと挨拶すべきものとす。

十四、服喪引籠中は遠慮して、自ら送らざるを例とす、此の際主人は一應失禮する旨を告げて謝するをよしとす。

十五、客を送りて、玄關に到りたるときは、先づ客に仕度を整へしめ、其の整ふを俟ちて挨拶し、少時見送りその姿の見えざるやうになりて、後靜かに戸、障子等を閉づべく、客の玄關を出づるや否や戸、障子を閉ぢ、又は荒々しく之を閉づることは、最も之を慎しまさるべからず。

十六、客の外套等を纏はんとするときは、場合により家人は之を手傳ひ、夜分には提灯、雨天には雨具等を貸與し、又老幼婦女には、人を附添へ見送らしむるか、又は車等を用意する等、客の種類、身分等に應じて、相當の注意をなすべし。

「附記」

一、外套を着せしむるには、襟又は肩を兩手にて取り客の後に立ち、客其袖に手を入れたる時

は、之れを引上げ、客をして著衣を容易ならしむるやうに注意すべし。

### 第十二章 紹介の心得

人を紹介するには妄になすべからず、自己の信用せざる人を紹介するは他人に對し禮を失し又は迷惑となるものなり、己れの紹介せる以上は被紹介者と受紹介者との間に起りたる事は、己れも責任を免かるゝこと能はず、故に紹介は責任の伴ふものなり、左に其の心得を述べん。

一、人を紹介するには、其の人の経歴、性行等を熟知せず、又其の他紹介を要するに就きての事情等を詳知せずして輕卒に紹介すべからず。

#### 「附記」

一、其の人物の如何を知らずして妄りに人を紹介し、それが爲め、先方に思はざる迷惑をかけ、又は取り返しのつかざる過なしとも限られず、心すべきことなり。

二、人物性行を詳知せざる人、又は二廻りも三廻りも廻り廻りて頼み來りし人などは、紹介せざるをよしとす。

二、尊長又は婦人に對して人を紹介せんとする時は、紹介者は豫め先方の承諾を得べきものとす。

三、紹介状は鄭重に之を認め、被紹介者の學業、性行、経歴及び自己との關係等を記載し、特に其の紹介すべき用向等は明瞭に記載するを要す。

#### 「附記」

一、紹介状は被紹介者の身分、職業及び自己との關係を書き、何の用向きにて、又單に交際を求めんが爲めに、此の人を紹介する旨を書くべし。すべて鄭重に簡明にかき他の事を書かざるを可とす、先方にて紹介に應ずるや否やは其の任意なるを以て、強うるが如き文句を避け、十分の敬意を表すべし。

四、紹介状を認めたる時は、被紹介者に一應讀み聞かせたる後に授け、或は開封の儘渡すを普通の例とす、尙鄭重を要する場合には、被紹介者に渡したる紹介状の外、別に受紹介者に書面を贈り置くことあり、又紹介状は被紹介者に一讀せしめたる後、直接之を受紹介者に送附するも差支なし。

#### 「附記」

一、名刺を以て紹介する時は、其の名刺に被紹介者及び先方の氏名と紹介する旨とを簡單に記して被紹介者に渡すべし。

五、開封の紹介状を與へられたる時は、一應之を披見し、厚く謝意を述べ、封じて先方に持参すべし。

六、人より紹介状を得たる時は、成るべく速かに先方を訪問して之を差出し、先方の差支なき時間等を聞き置き、後更らに訪問するを禮とす。

「附記」

一、人に紹介せられて先方を訪問する場合は、紹介状若しくは紹介の名刺を差出すと共に、自己の名刺を差出すを禮とす。

七、受紹介者は、特別の事柄なき限りは、成るべく速に紹介者に面接すべし、被紹介者に對する應接は、紹介したる人の面目を汚さざる様注意するを要す。

八、紹介を受けて先方に面會したる時は、其の厚意を謝すると共に、紹介者に向つて速に其の報告をなし、併せて謝意を述ぶるを禮とす。

九、其の場に於て人を紹介するときは、年少者を年長者に、卑者を尊者に引合すを通例とす、但し紹介を悦ばざる事情あるを豫知したる場合等は、之を見合はすをよしとす。

「附記」

一、此の際紹介する者は先づ年少者或は卑者に對して紹介すべし、紹介の際は通例官職名等を告げ、又簡單に被紹介者と自己との關係等を述ぶるもよし。

十、受紹介者多數なる場合は、先づ被紹介者の氏名を通じ、次に受紹介者中地位高き人を引合せ、其の他は列座の順に引合すものとす。

「附記」

一、人を紹介せんとする時は、紹介者は豫め被紹介者より名刺を徴し置き、紹介の場合に於て其の氏名を告げつゝ紹介者に其の名刺を差出すもよかるべく、或は紹介する場合本人より名刺を直接差出さしむるもよろし。

十一、人に紹介せられたる時は、場合に依り名刺を差出すことあるべし、先方の名刺を受けたるときは、答禮として自己亦名刺を差出すべし。

「附記」

一、先方の名刺を受けたるとき、自分の名刺を持ち合せざる時は、そのよしをいひて挨拶すべし、無言にて受取るはわるし。

### 第十三章 贈答の心得

人に物を贈るに種々の場合あり、或は吉凶、禍福を慶弔慰恤するときに用ひ、或は交情の親密を表はす爲にし、又謝禮の意を以てすることあれど、何れの場合に於ても心の誠を盡し、敬意と好意とを表はすことを忘るべからず。然らざるときは假令贈りたりとて却つて禮を失し、交情を冷却せしむるが如きことなきにしもあらず。例へば腐敗物を送るなどは甚だ禮に背きたる事とす、固より贈る人は其の腐敗物たることを知りて贈るにあらざれども、まゝ世間には誤りて腐敗物を送ることあり、そは他所よりの贈物を更らに他處に轉贈する場合に多し、他所より贈られたる菓子類は、何時箱に詰め込みしものなるか明らかならざれば、それを他所に贈物にせんには、必ず中を能く検め、腐敗し居らず新鮮のものなることを確かめたる上贈物となすべし。然るに轉贈の際注意の足らざる處より、禮に背きたることをなして、露知らざるなどは誠意の添はぬものとす、深く意を用ふべきなり。進物を受けたる場合は、返禮するものとす、されど物を受けて直ちに返禮するは、先方の好意を受けざるに似てよろしからず、故に適當の時機に於て當方より相當の品物を贈るべし、又進物を受けても返禮の要なきことあり、斯かる場合には唯謝辭を述べ

るに止むべし、又進物を受けたりとて、形式一片の意にて返禮するは先方の好意を空しくするものと思はるゝを以て、此の邊に注意すべし。

進物は誠意を以て好情を盡すものなれば、物品を贈るは、己の好情を贈るなり、故に返禮を期すべきものにあらず、返禮を期して物品を贈るは、始めより交換的にするものにして好意を表する所以にあらず、況んや返禮なしとて之を以て人に恩を施したる如き振舞あるは卑し、是れ報を思ふ下心にて卑しき根性なり、然れども人より受けたる時は必ず忘れずして謝禮を述べし、苟くも物品を贈りたらば、思ふことなかれ、自ら受けなば忘るゝことなかれ、次に心得の大略を述べべし。

一、人に物を贈らんとするときは、誠意を表することを旨とすべく、身分不相當の贈物をなし若しくは故なく物品を贈るが如きは禮にあらず。

「附記」

一、進物は自己と先方との地位、關係、場合、季節、輕重等を考へ、形式に流れず、誠意の精神を失はずよく禮に適合せんことを期すべし。

二、贈物は例へば國許の特産物なりとか、又は遠方より來れる珍らしき物品とかいふものなら



ば、たとひ些少なりとも、之を分け贈るは、親切なる心づくしも見えて之を受けたる人も嬉しく感ずるものなり。

三、進物は己れの分限に従ふて其の價格を定むべし、身分不相應に高價なるもの、又は鄙吝に過ぎたるものを贈るは禮にあらず、すべて贈物の貴きは、價格によるにあらず、假令輕少なりとも身分に應じて十分の好情を表はすを以て貴しとす、然るに先方の身分に重きを置き、先方は貴き人なればかゝる物品は贈られまじなどためらひ、徒らに先方のみを標準として定むること多し。それも或る部分までは考ふる必要あり。されど、身分相應とは先方の身分相應にはあらず、己れの身分相應なりといふことを忘るゝなかれ。

四、何といふ理由もなきに、度々贈物をなすはよろしからず、貰ふ方にも誠に迷惑を感じ事によりては、怪しき意味にもとらるゝことあり、慎まざるべからず。

二、贈物は其の場合に應じ、或は地方の慣例に従ひ、其の種類、數量等に注意して選定するを可とす。かくせざるときは、圖らずも先方の感情を害し失禮となる事あり、例へば慶賀若くは病氣見舞等に線香、蠟燭等を贈り、しかも其の數人の忌む四或は六なるが如きは禮を失すること甚だしきものと云ふべし。深く注意すべきなり。

「附記」

一、贈り物をなす場合は、大凡婚禮、年賀、誕生、榮進等の祝賀、火災、水難等の見舞其の他弔問、答禮、謝儀、送別、安着等の場合なり、以上の如き場合に於て贈るべきもの、種類を異にするは、勿論其の外地方の習慣、先方の信仰、或は誕生等の場合は、男女の別など種々の事情により其の種類と數量とは自然に異にせざるべからず、そは、地方の習慣及び時と場合とに依りて適當に取り計ふべし。

二、地方の習慣は、善惡は兎も角として實際上極めて重大なる關係あれば、時、所、位に従ひ適宜斟酌すべし。然れども中には取るに足らざることもあるべし、されど世間一般に行はれ居ることはなるべく背かざるをよしとす。

三、贈物は成るべく自作、手製の物品及び我が居住地の特産物に就き、先方の實用又は嗜好に適する物品を選定するを宜しとす。

四、災害、慰問の場合に於ける贈物は、成るべく飲食物、日用器具等實用に供すべきものを選ぶべし。

五、寫眞の贈答は、親密の間柄の外は、濫りに之を爲すべからず、殊に青年男女に於て父母の許

諾なく、寫眞の贈答をなすは良しからず。

「附記」

- 一、寫眞を贈るは親密の情を表すものなれば、下輩より上輩に贈るは禮にあらず、又妄りに人に請求すべきものにあらず、尊長より寫眞を贈られたりとも、自身の寫眞は先方より請求なき時は贈るべきものにあらず。
- 六、花を贈る際は、其の場合を考へ、其の種類等に注意すべきものとす。

「附記」

- 一、青年の男女間に於て花を贈答する等のことは、往々誤解を招ぐことあれば、成るべくこれを避くべし。
- 七、贈物の包紙は、奉書、檀紙、杉原、糊入等を二枚重ねて用ふるを正式とす、但し小さき物品は一枚を二つ折にして之を包むも差支なし。
- 贈物を包むには物品を紙の相當の位置に置き、先づ左方を折り、次に右方を折るべし。
- 金子及び小さき物品等において、左右を折りたる上、更に上下を裏に折返して長方形と爲すべし。

「附記」

- 一、魚鳥類を贈る時、魚類は腹を向合せて臺に載せ、水鳥類及び小鳥等は仰向けにして臺に載すべし、但し鳥類と雖も結婚の場合に贈る時は向合せにするを例とす。
- 八、贈物には物の大きさに相當したる水引を掛け、又は熨斗を添ふるを例とす、但し魚鳥類及び凶事の贈物には熨斗を添へざるを禮とす。
- 九、水引は慶事又は平常の贈物には紅白若くは紅金のもの、凶事の贈物には、黒白若くは白のものを用ひ、之を掛くるには白若くは金を左にし、兩端に結ぶべし、但し婚姻、縁組及び凶事の場合には結切にするものとす。
- 熨斗水引は成るべく形の完全なるものを用ふべし、書熨斗、捻熨斗等は略式なり。

「附記」

- 一、婚禮の場合、誕生の場合其の他鄭重にせざるべからざる場合には、長熨斗を用ふるを正式とす。
- 二、凶事に用ふる水引には黒白及び白の外、青白のものあり、何れも二度ありてはならざるものなれば、結切にせざるべからざる習慣にして、一般かくせざれば忌むこととなし居れば、

注意すべきなり。

三、水引には大中小の三種あれば、品物相當のものを選んで用ふべし、なほ幾度も使ひ古びたるものを用ふべからず。

十、贈物の表書は、場合に應じ包紙の中央上部に其の品目を記し又は「粗品」、「御禮」、「薄儀」、「寸志」、「御祝」、「御年玉」、「御歳暮」、「御餞別」、「土産」、「御見舞」、「御香奠」、「御雲前」、「御一料」等の文字を記すを例とす。

十一、品目を記したる場合は右方上部に「進上」、「贈呈」等と記することあり、又金子を贈る場合には包紙の内部に其の額を記入するものとす、自己の氏名を記せんとする時は、包紙の左下方部若くは中央下部に之を書き加ふべし。

「附記」

- 一、「粗品」、「輕品」など書くは主に歸宅、安着、見舞及び普通の訪問の場合にして、其の他は單に品物の名を書くものとす、今其の場合によりて、書方の重なるものを擧ぐれば左の如し。
- 一御禮、謝儀、寸志、薄謝、志等 (謝禮の場合)
- 一御祝、御祝儀、壽等 (吉事の場合)

一玉串料、御神料、御雲前(神式)等 (凶事の場合)

一御佛前、御香奠、御香料(佛式)等 (年始の場合)

一御年玉、御年賀、謹賀新年等 (餞別の場合)

一御禮、御餞別等 (歸宅、安着の場合)

一御土産等 (病氣其他見舞の場合)

一御見舞等 (中元の場合)

一御中元等 (普通の場合)

一粗品、輕品、進上、進呈、贈呈等 (普通の場合)

「附記」

一、贈物を差出すとき、金子入の包み及び商品切手等の如き極めて小形にして輕きものは、扇子に載せて差出すも差支なし。

二、先方より進物を扇子等に載せて差出されたる時は、之を受取り後疊みて返すべし。

十三、贈物を進むるには、先づ相當の挨拶をなし、品物を出して後、一禮すべきものとす。

其の進め方は、必ず下座より先方に向けて差出し、若くは長きものならば、之を横にし、頭を先方の左方に向けて進むものとす。

十四、贈物を受くる時は、先づ鄭重に之を受けて、上座に直したる後、一禮して先方の厚意を謝すべし、贈物を進められてより、固辭するは禮にあらず、理由なきもの、及び其の他受くべからざるものありては、此の限りあらず。

十五、贈物の袱紗、風呂敷若くは容器等を返すときは、婚禮及び凶事の外移紙を入るゝを禮とす。

「附記」

一、移紙を入れざる場合は、婚禮、凶事の外病氣の全快祝などの時も又然りとす。

二、贈物を進むには、先づ一應の挨拶終りて後、風呂敷を解き、品物のみを進むるなり、但し品物によりては風呂敷に包みしまま、取次の人などに頼みてもよし、されど座敷にて、正式に出すには、風呂敷のまゝ差出すは禮にあらずと心得べし。

三、場合に依りては、移紙の代りに何か多少の品物を入れ、感謝の意を表することあり。

第十四章 集會の心得

集會には、茶話會、懇談會、評議會、演說會、競技會、運動會、懇親會など種々あるべし。是等の集會は相互の交情を温め、或は知識技能を練磨し以て、心身の修養に資するにあれば、いづれの集會に於ても規律を重んじ、禮儀作法を守らざれば、却りて品性の墮落を來し、一種の惡風を馴致するに至るものなり、されば集會に於ける一般の心得を知り置きて、無作法なき様注意すべし。

一、豫め注意を受けたるときは（先方に於て準備を要する場合なるとき）成るべく速に參否を回答し、時刻を違へず出席すべし。

「附記」

一、會衆は必ず定刻參集すべし、然らざるときは、司會者及び他の會衆に大なる迷惑を掛け、貴重時間を徒費せしめ、會の進行を妨ぐるることあるべし、我國の風習として、定刻に參集せず、時間を嚴守せざるは、甚だしき惡風にして必ず改良すべきことなり、又辯士、演技者等も一旦出演を約したる以上は妄りに缺席すべからず、必ず定刻に參集すべし、若し止むを得ざる事故の爲め、缺席せんとする時は、其の趣を豫め通知すべし。

二、出席の旨を通知せし後、出席し難き故障を生じたる時は、速に之を通知して違約を謝すべし。

し、但し不参の爲め、他人に金錢上の迷惑を及ぼさざる様注意すべし。

「附記」

一、缺席すとも、會費其の他何か費用の割當てなどあらば、出席の人と同じく負擔し、決して他人に迷惑をかくべからず。

三、出席したる時は、受附若くは係員等に氏名を通じ、諸事係員の指揮に従ふべく、尙豫め會場の設備、集會の次第等を心得置くべし。

「附記」

一、多數の人、一堂一所に集りし時、各々勝手に振舞はば到底治まりつくべからず、必ず各自一定の規律を守り、何事も司會者の指圖に従ひ、決して秩序を亂すが如き言動あるべからず。

二、休憩室、喫烟室、便所等は何處にあるか、又會場の入口、席順等は如何、次第順序は如何など、豫め知り置かざれば、大に迷ふことあり、故に、此等のことは、早速係員に聞き合せ置くか、又は揭示、印刷物等のある時は、よく讀みて注意し置くべきなり。

三、世間には集會などにて殊更に威張り、或は物知り顔に係員の指圖に従はず、勝手に振舞ひなどするを、一種の誇の如く心得る者なきにあらず、そは甚だ良からぬことなれば、よくよ

く慎しまざるべからず。

四、出入、著席の際には、先を争ふことなく、座作、進退を静かにし、尊長、老幼、婦人、不具者を先にすべし、著席退散の際は隣席の人に會釋すべし。殊に席次の定なき集會に於ては、上席を避くるを可とす。

「附記」

一、會場に席次の定めある時には、勿論それに従はざるべからず。席次の定めなき時に於ては好位置を占めんとし、先を争ふなどは最もよろしからず。老人、子供、婦人などを押しつけて進み、又は尊長の前をも憚らずに振舞ひ、或は老人子供などの困り居るを知りつゝ席を譲らざるなどは甚だよろしからぬことなり。

五、屋内の集會に於ては、帽、外套、襟卷等を着用すべからず、但し會場の都合によりては、之を着用するも差支なきことあり。

六、講話、演説等の際は、行儀を正しくし、静肅に聽くべし、已むを得ざる場合の外は、中座、退出せざるやうに注意すべし、殊に事皇室に關係ある講話なる時は、一層態度を改め、謹みて聽取すべし。

「附記」

一、講話、演説などの終りに近づきたる頃、歸りを急ぎダヤ／＼先を争ふて出づるはよろしからず、よく世間には、未だ全く講話、演説等の終らざる中に、退場する人を見ることあり、かゝる悪風習は、會場の秩序を亂し、會集に迷惑を掛け、且つ講演者に對し甚だ失禮の行爲なれば、是非改めたきものなり。

七、集會の席上に於ては多數の人の解し難き言語を用ひ、若くは他人の悪感を惹くが如き舉動あるべからず。

「附記」

一、集會の席上にて人を指笑し、又は他人の衣服、容貌、態度などかれこれ批評し、又は人の蔭にかくれてクス／＼笑ひなどなすは、最もよろしからず。

殊に附牒、手眞似、目配ばせなどするは己れの品位を下げ、人に疑を受け、且つ人に最も不快を感せしむるものなれば、決してなすべからず。

第十五章 通信及び交通

第一節 通信の心得

談話は、無形の言語を以て、思想を交換するものなるが、書簡は有形の文字を以て思想を交換するものなるに依り、永久に遺存し得るものなり。古人も書は心畫なりといへるが如く、凡そ人の手跡は其の人の品性を表はすものなるを以て、未知の人などは、其の手蹟によりて品性を判断せらるゝことあり、されば書簡は十分の敬意を拂ひ、人と談話する心にて、丁寧之を書き、人に不快の感情を起さしめざる様にすべし。

吾人の生活上通信は一日もかくべからざるものにして、吉事の祝賀、凶事の弔問より始めて、日々の出来事に就きての報知、見舞、紹介、依頼等に至るまで悉くこの通信に俟たざるべからず、故に郵便、電信等に關する事柄も心得置かざるべからず、ことに書簡文には、昔よりの習慣、故實等もあれば、それ等の知識を養ふことの必要なるは勿論なるこなれど、そは作文科に譲りて、こゝには言はず。

一、遠隔の地方にある親戚、故舊又は恩人などには假令別段の用事なくとも、時々書狀を寄せて安否を問ひ、又自己の動靜を報するをよしとす。

二、郵便、電信等に關する、普通一般の規定は心得置き、之に違犯せざるべきは勿論、受信者に迷惑を及ぼさざるやうに注意すべし。

三、小包、郵便、鐵道便又は通運便等によりて物を贈る場合は、別にはかき或は封書等を以て、其品目、數量、發送時日及び其の事由等を先方に通知すべし。

又受取人は、品物の到着せし時は、速に受領の通知を發すべし。

「附記」

一、發送せる方にては。送りしとも、受領せし方にては、届きしとも通知せず、又何の返事を出さず、之を放任し置き、三日も四日も乃至は一週間も経過してより、之を通知するが如きは、常識に缺けたる行爲と謂はざるべからず、深く注意すべし。

二、日進月歩の今日は日一日と通信、交通機關の發達し行く時勢なれば、我々は之を十分に利用して、吾人の幸福を増進し、且つ文明の眞價を十分に發揮すべきなり。

四、人に物を尋ねるとか、又は或事を依頼するとか、其の他先方より、返信を求むる場合、又は先方が其の爲めに何れにか發信する等、總べて先方に多少の費用を負担せしむる如き場合には必ず返信用の切手、葉書等を送り、決して先方に迷惑を及ぼさざる様注意すべし。

五、書狀を認むるには、總て簡單明瞭にして、禮に適ふことを第一とし、文字は成るべく、鄭重に且つ読み易く、文章中相當の個所には、それ／＼適當の敬語を用ひて、粗略ならざるやう注意すべし。

六、郵便物其他遠方に發送すべき物品の包装は、鄭重に且つ堅牢に之を爲すべし、包装の粗雑なる爲め、途中にて破損或は紛失等を惹起することなきやう注意すべし、且つ其の表書は、明瞭にして読み違ひ等の起らぬやう記すべし。

七、尊長の許に電話をかくるには、其の召使若しくは主人、主婦以外の家人等呼び出して其の傳達を依頼すべし、決して直接尊長を電話口に呼び出すべからず、但し尊長自身出でられたる場合は此の限りにあらず。

若し其の反對に尊長より自分の許に電話のありし時は、早速自身出で、答をなすべし。

八、電話の來りし時は、速に自ら出で、應對をなすべく、且つ談話は簡單明瞭を旨とし、用談に止むべし、徒らに必要なき事を長々しく話し合ふは宜しからず、尙用談終らば互に挨拶をなして連絡を切るべし。

第二節 交通の心得

我が國に於ては、家族、親族、知己、朋友間には禮儀作法大に備はれるものあれども、公衆及び公共物に對する禮に缺けたること多し、ことに船車中に於て然りとす。例へば、手荷物を澤山客車に入れ、或は喫煙してその煙を他人の顔に吹きかけ、その灰を他人の衣に落して更に怪ます、或は膝もしくは股をあらはし、恬として顧みざるものあり、或は横臥してその泥靴を他人の前に伸ばすものあり、或は車中に婦人のあるにもかゝはらず、肌を表はし、衣服をあらたむるなど、けしからの振舞をなすものあり、かく數へ來れば、船車中は非禮の共進會ともいふべし、かゝる非禮をなす國民はいづくにありや、一等國民として大に恥づべきにあらずや、社會は一定の秩序を以て組織せらるゝ故に、相識の間に於ては勿論、未だ會て知らざる人及び公共物に對しても相當の禮を守らざるべからず、然らざれば社會組織の結合を破壊し従つて一國の消長に大なる關係を生ずるものなり、夫れ公德の行はるゝと否とは、社會文明の程度如何に關す、宜しく公德及び公共物に對する作法を守り一等國民の體面をけがすなかれ。

一、船車は昇降の際、又は乗車券を求むる等の際には他人と先を争ふべからず。

「附記」

一、停車場、波止場等に於て乗車券を買ふ際、乗客の多き場合は先著順に列をつくらしむることあり、かゝる場合、後より來りて先著の人をおしわけ、其の先にならんとし、或は後より肩越しに、切符を買はんとし、或は老人、婦人、子供などを押しつけて先せんとするものあり、これ等は誠によろしからの風習なり、老人、婦人、幼者等はなるべく之れを先にし、又他人の既に並び居る所に、押し分けて入るなどのことはなすべからず。

二、船車にて旅行する場合は、其の船車の規則を守るべきは勿論、係員の指示等は誠實に之を守るべし。

三、執務中の船員、車員、其の他の係員に對し濫りに話をしかくるべからず、されど乗客の爲めに特に置かれたる係員に對しては此の限りにあらず。

「附記」

一、是非問ひ合ふ必要あるか、或は急用あるときは、先方の都合を見計りて申し出づるか、又は一應其の許諾を得て後話すべし。

四、船車の待合室、客室等に等級あるときは、其の區別を紊すべからず。



五、尊長と船車に同乗するときは、便宜の座位を譲ることに注意すべし。

「附記」

一、尊長と同乗する場合に於て、乗る時己れ最後にし、降るときは己れ先にするやうに注意し車内にて相並ぶときは尊長の席は己れの右になる様にし、又相向つて著席するときは、己れは尊長の反對の位置になる様にすべし。

六、船車中においては謙讓を旨とし、自己の言語若くは携帶品等の爲め同乗者に迷惑を及ぼさざる様にすべし。

「附記」

一、老幼婦人には成るべく席を譲るべし。

二、船車内はよく注意して、室内を不潔ならしめざる様心掛くべし。

三、船車内に於ては、それ／＼自分の荷物は適當の場所に整頓し、他人の物と取り違ひ或は紛れぬやうに注意すべし。

四、同乗者に對し不快の感を懷かしめ、或は己一人の便宜をのみ圖るが如きことあるべからず。

五、車窓より物品を投棄し、又は痰唾を吐くべからず。

六、船車内に於ては、放歌高吟し、又濫りに高聲に談話すべからず。

七、空席ありとも濫りに横臥し、或は他人の前も憚からず、肌をぬき、股を表はすなど凡て見苦しき行儀を慎しむべし。

八、他人の船室を窺ひ、或は立聞するなどの行爲あるべからず。

七、自轉車、人力車、自働車、馬車、乘馬等の便を利用する場合は、街路通行の人に危険及び迷惑を及ぼさざるやうに十分の注意を拂ふべし、萬一事故を生じたる時は、直ちに進行を停止し、相當の處置をなすべきものとす、事故を起したるにも拘はらず、其の責任を逃れんとするが如きは、實に不都合なる行爲と謂はざるべからず。

八、悪臭ある物品を携へ、或は垢浸みたる衣服を著け、同乗者をして不快の感を起さしむるが如き事あるべからず。

九、電車、汽車、汽船等にて、他人より座席を譲られたる時は、丁寧に謝辭を述べ、「有り難う」等の言を以て謝す可し。

## 第十六章 祝祭日の心得

皇室を尊び祭祀を重するは、我國の美風にして、國運の益隆昌たる所以なり、故に此の特徴を失墜することなく、努むべきは我等國民の深思すべきことなり。されば皇室國家の祝祭日にはその如何なる意義ある日なるかをよく辨へ、その意義に適する設備をなし、十分の誠意を表すべきなり。昔の五節句に更ふるに、祝祭日を以てし、家内團樂して祝賀するなどもよき方法なるべし。ざるを只旗日とのみ稱し、いかなる意義の日なるかも知らず。唯國旗を掲げて業を休み、樂しき日ぞと思ふものゝ多きは嘆すべきなり。

祭日中には哀悼の意を表せざるべからざる日あるをも忘るべからず。次に參考の爲め 陛下の皇祖皇宗を尊崇あらせらるゝことは人の熟知する處なれども、念の爲め如何に皇室にをかせられ祝祭日を重んじ賜ふかは皇室祭祀令を見て知りねかし。

皇室祭祀令第二章大祭

第八條 大祭ニハ 天皇、皇族及官僚ヲ率キテ親ヲ祭典ヲ行フ、天皇喪ニ在リ其他事故アルトキハ前項ノ祭典ハ皇族又ハ掌典長ヲシテ之ヲ行ハシム

第九條 大祭及其ノ期日ハ左ノ如シ

元始祭

一月三日

紀元節祭

二月十一日

春季皇靈祭

春分日

春季神慶祭

春分日

神武天皇祭

四月三日

秋季皇靈祭

秋分日

秋季神慶祭

秋分日

神嘗祭

十月十七日

新嘗祭

十一月二十三日ヨリ二十四日ニ亘ル

先帝祭

毎年崩御日ニ相當スル日

先帝以前三代ノ式年祭

崩御日ニ相當スル日

先后ノ式年祭

崩御日ニ相當スル日

皇妣タル皇后ノ式年祭

崩御日ニ相當スル日

第十條 式年ハ崩御ノ日ヨリ三年五年十年二十年三十年四十年五十年百年及爾後毎百年トス

第十一條 元始祭ハ賢所皇靈殿神殿ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 紀元節祭、春季皇靈祭、神武天皇祭、秋季皇靈祭、先帝祭、先帝以前三代ノ式年祭、  
先后ノ式年祭、及皇妣タル皇后ノ式年祭ハ皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ、但シ先帝祭ハ一週年祭ヲ  
訖リタル次年ヨリ之ヲ行フ

神武天皇祭、先帝以前三代ノ式年祭、先后ノ式年祭、及皇妣タル皇后ノ式年祭ノ當日ニハ其  
ノ山陵ニ奉幣セシム

第十三條 春季神殿祭及秋季神殿祭ハ神殿ニ於テ之ヲ行フ

第十四條 神嘗祭ハ神宮ニ於ケル祭典ノ外 賢所ニ於テ之ヲ行フ

神嘗祭ノ當日ニハ 天皇神宮ヲ遙拜シ且ツ之ニ奉幣セシム

第十五條 新嘗祭ハ神嘉殿ニ於テ之ヲ行フ

新嘗祭ノ當日ニハ賢所皇靈殿ニ神饌ヲ奉ラシメ且神宮及官國幣社ニ奉幣セシム

第十六條 新嘗祭ヲ行フ前一日綾綺殿ニ於テ鎮魂ノ式ヲ行フ但シ天皇喪ニアル時ハ之ヲ行ハズ

第十七條 新嘗祭ハ大嘗祭ヲ行フ年ニハ之ヲ行ハズ

第十八條 神武天皇及先帝ノ式年祭ハ陵所及皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ皇靈殿ニ於ケル祭典  
ハ掌典長之ヲ行フ

第十九條 左ノ場合ニ於テハ大祭ニ準シ祭典ヲ行フ

一、皇室又ハ國家ノ大事ヲ神宮、賢所、皇靈殿、神殿、神武天皇山陵、先帝山陵ニ報告スルトキ

二、神宮ノ造營ニ因リ新宮ニ奉遷スルトキ

三、賢所、皇靈殿、神殿ノ造營ニ依リ本殿又ハ假殿ニ奉遷スル時

四、天皇、太皇太后、皇太后ノ靈代ヲ皇靈殿ニ奉遷スルトキ

前項ノ規定ニヨリ祭典ヲ行フ期日ハ之ヲ勅定シ宮内大臣之ヲ公告ス

第三章 小祭

第二十條 小祭ニハ天皇、皇族及官僚ヲ率ヒテ親ヲ拜禮シ掌典長祭典ヲ行フ

天皇喪ニ在リ其他ノ事故アル時ハ前項ノ拜禮ハ皇族又ハ侍從ヲシテ之ヲ行ハシム

第二十一條 小祭及其期日ハ左ノ如シ

歳旦祭 一月一日

祈年祭 二月十七日

賢所御神樂 十二月中旬

天長節祭 毎年天皇ノ誕生日ニ相當スル日

先帝以前三代ノ例祭

毎年崩御日ニ相當スル日

皇后ノ例祭

毎年崩御日ニ相當スル日

皇妣タル皇后ノ例祭

毎年崩御日ニ相當スル日

綏靖天皇以下先帝以前四代ニ至ル歴代天皇ノ式年祭 崩御ニ相當スル日

第二十二條 前條ノ例祭ハ式年ニ當ルトキハ之ヲ行ハズ

第二十三條 歳旦祭、祈年祭、及天長節祭ハ賢所皇靈殿、神殿ニ於テ之ヲ行フ

歳旦祭ノ當日ニハ之ニ先タチ四方拜ノ式ヲ行ヒ祈年祭ノ當日ニハ神宮及ビ官國幣社ニ奉幣セ、

シム但シ 天皇喪ニアリ其ノ他事故アル時ハ四方拜ノ式ヲ行ハズ

第二十四條 賢所、御神樂ハ賢所ニ於テ之ヲ行フ

第二十五條 例祭及式年祭ハ皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ例祭ハ一周年祭ヲ訖リタル次年ヨリ之

ヲ行フ

第十條一項ノ規定ハ前項ノ式年ニ之ヲ準用ス

第二十六條 皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、

女王ノ靈代ヲ皇靈殿ニ遷ストキハ小祭ニ準シ祭典ヲ行フ此ノ場合ニ於テハ特旨ニ由ルノ外拜

禮ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ祭典ヲ行フ期日ハ之ヲ勅定ス

祝日は明治六年一月四日太政官布告第一號を以て、

今般改曆に付八日、上巳、端午、七夕、重陽の五節を廢し、紀元節、天長節を以て自今祝日

と被定候事

と改められたり。

大正元年七月十八日勅令第二百五十九號を以て天長節祝日を十月三十一日と定められたり、即

ち今上天皇陛下の御誕生日八月三十一日には宮中に於かせられては天長節祭のみを行はせら

れ、拜賀の儀及び宴會等は十月三十一日に行はせらるゝことゝなれり。

宮内省告示第十五號

天長節ニ付テハ自今八月三十一日ニアリテハ天長節祭ノミヲ行ハセラレ特ニ十月三十一日ヲ

天長節祝日ト定メ宮中ニ於ケル拜賀宴會ハ同日ニ於テ行ハセラルベキ旨ヲ仰出サル

天長節ニツキ宮中ニ參賀シ又ハ賀表ツ捧呈スルモノハ十月三十一日ニ於テ之ヲ爲スベシ

一、祝日に於ける學校の儀式は左の順序、方式によるべし。

(イ) 職員生徒入場、一同起立。

(ロ) 御影の覆物を撤す、此の時職員生徒一同立禮。

(ハ) 「君が代」の歌合唱二回。

(ニ) 御影に對し奉りて最敬禮。

(ホ) 勅語奉讀、奉讀の始まると同時に上體を少しく前方に傾け謹んで拜聴し奉讀終りたるとき

敬禮を行ひ了りて徐に原姿勢に復す。

(ト) 當該祝日の唱歌合唱。

(ト) 御影に覆物ををなす此の時職員生徒一同立禮。

二、國家の祝日、大祭日には家の内外を特に清潔に掃除し、門戸には必ず國旗を掲ぐべきものとす。

尙ほ國民として其の當日は如何なる謂れの日なるかを一通り知り置くべきやう勤むべし。

三、國家の祝祭日には、宮中を始め諸官衙、學校等に於ては、定りたる順序方法により、儀式を舉行せらるゝを以て、家庭に於ても、其の趣意を承けて、相當の祝意を表すべし。

四、國家の祝祭日には、天皇陛下、皇后陛下の萬歳を祝し奉り、國家の長久を祈り、次に父母、

長者に對しても相當の祝詞を述べべし。

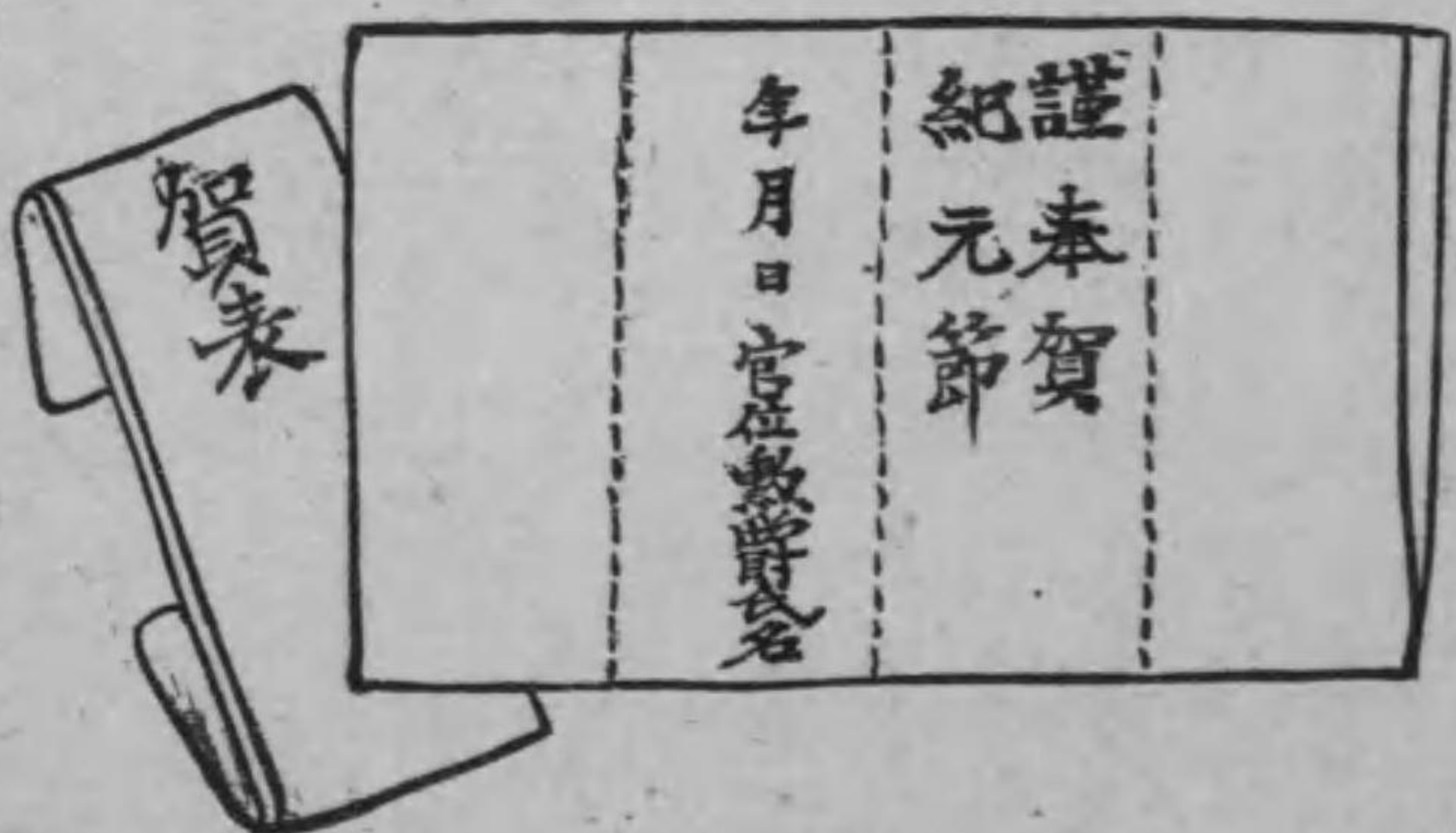
「附記」

一、天皇陛下、皇后陛下の御眞影を藏し奉る、家庭にては三大節の式日には之を床の間に掲げ奉り、家族一同禮服を着し、謹みて拜し奉るべし、御眞影を藏し奉らざる時は、御製、御歌或は宮城圖の軸物、額等を掲げ、之を拜し奉るべし。

二、地位身分等に依りては、皇室に賀表を奉らざるべからず。

賀表書式

明治二十六年十二月宮内省達乙第八號改正  
新年ニ拜賀シ又新年、紀元節、天長節ニ宮中へ參賀スベキモノ地方ニアル時ハ左ノ書式ニ據リ賀表ヲ式部職ニ差出スベシ但シ連名ヲ以テスルモ妨ナシ



用紙大廣奉書ヲ用フベシ、但シ美濃紙薄葉ヲ代用スルハ妨ナシ

五、祝祭日には家庭の神棚に對して禮拜を爲し、又氏神、産土神に參拜するをよしとす。

〔附記〕

一、祖先崇拜、尊皇敬神は我國の美風にして國體の精華なる所以なり。故にこの美風は失はざるやう勤め、一村又は一部落などの祝日、祭日に當れる時、又は一家の祝日、祭日には村の定め、部落の契約又は家の掟、習慣等に従つて神棚に向つて拜禮をなし、又は氏神、産土神等に參詣すべきなり。

二、國家の祝日、大祭日などに當りても、氏神、産土神に參詣して國家の幸福、一村一家の繁榮等を祈願するは、誠に善き美風なり。

三、氏神、産土神等の社殿、境内等は一村一部落又は近隣相共同して、常に清潔にし、尊嚴を保つやうに勤むべきなり。

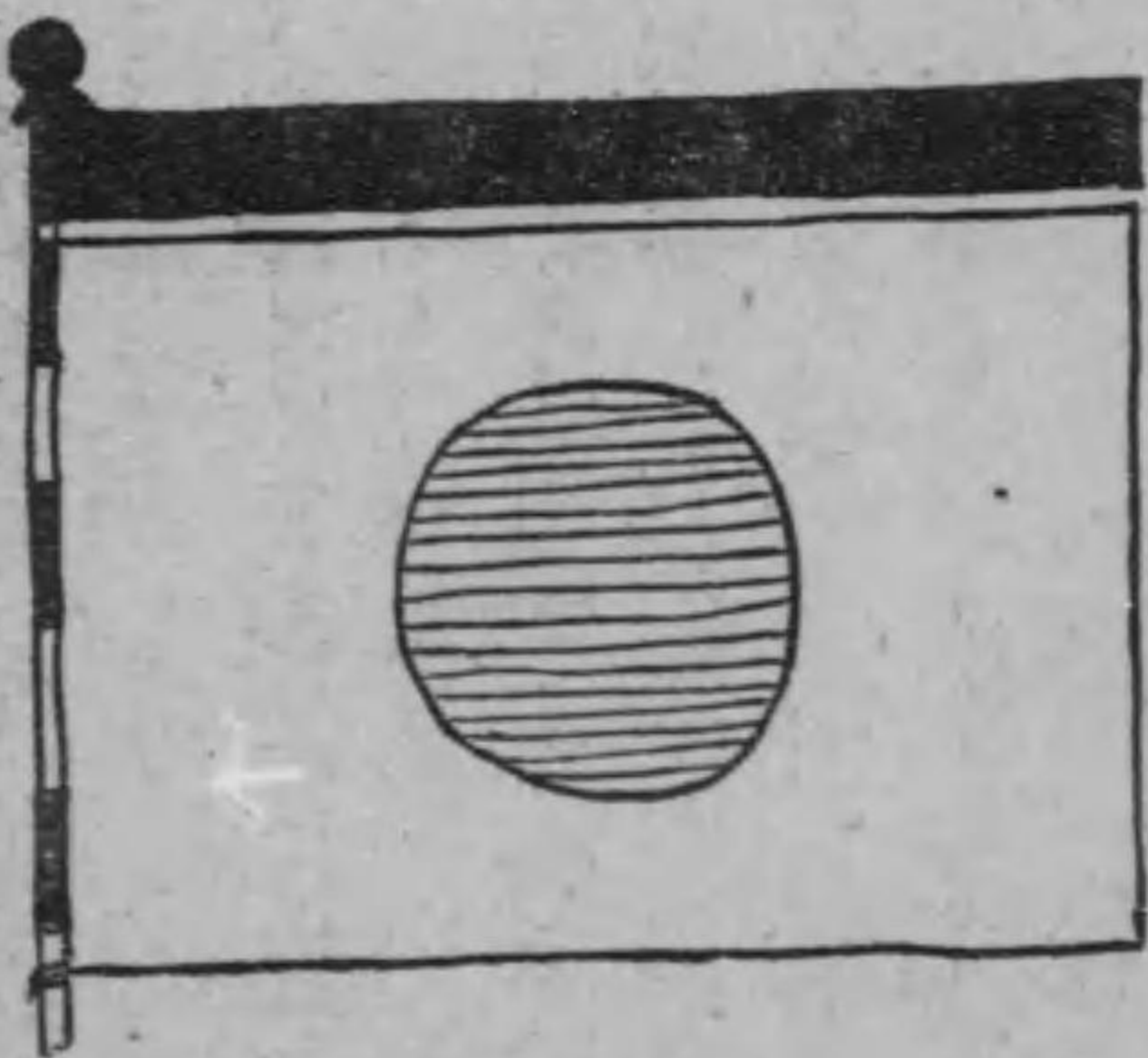
四、氏神とは、己が氏族の祖先を祭れる神にして、藤原氏に於ける春日神社の如きをいひ。産土神とは、己の産れし土地の鎮守の神をいへるなり。

六、敬意を表せんが爲め、外國の國旗と交叉する場合は、門外より見たる右方（即ち旗竿の本は

左方）に我が國旗を掲ぐべし。

〔附記〕

一、外國より貴賓の來朝せられたりとか、又は外國と共同して博覽會を開くとか、或は其の他種々の場合に於て、敬意親交の意を表はす時などに、その國旗と我が國旗とを交叉して掲ぐる場合なり。



七、弔意を表する爲め、國旗を掲ぐる場合には、旗竿の上部に黒色の布片を附すべし。

「附記」

一、黒布を附する時は、玉をも黒布を以て包み、布片は旗の長さと同じ位の物を用ゐ、幅は三四寸位をよしとす。

八、國旗は國家を代表するものなれば、國旗の榮辱は即ち國家の榮辱なり、故に國民は國旗を愛護すると共に、國家を守り大いに其の國旗の光威を輝かさんことを心掛けざるべからず。

九、國旗は皇國の代表物にして、我が國體、國風及び國民の精神、理想等を表章したるものなれば、此の日章の國旗を敬重愛護し、其の尊嚴を保ち、其の神聖を汚さざる様に注意して、常に敬意を拂ふべきは、我が國民たるもの、常に盡すべき義務なり。

「附記」

一、國旗は國家の祝祭日、神社の祭典、公衆の祝賀等の場合には用ゆべけれど、一個人の私用の爲に用ゆべからず。

二、店頭を飾る爲め、其の他鄙俗のことには用ゆべからず。

十、我が國民は日章の國旗に對して敬意を表すると共に、我が締盟條約國の國旗に對しても亦敬意を拂はざるべからず。是れ國際上缺くべからざる禮なり、若し此の禮を缺くときは、些少の行違より、國際上の葛藤を惹き起すに至るべし、深く注意せざるべからざるなり。

### 第十七章 家例及び禁忌

我が國風として家名を潰さず、親の名を落さざるを以て孝子となせり。之れ即ち家例を重んずる所以なり。祖先を崇敬し、神と崇め、佛と尊び、之に仕ふる生けるに仕ふる如く、報本反始の誠をいたす、孝道の至極なり。これ即ち祭忌を尊重する所以なり。この誠ありてこそ眞の大和民族とは云ふべけれ。この誠の發しては忠臣たるべく、殉國の士たるべく、義士たるべし、實に尊重すべきは祖先なるかな。我が歴代の聖上は皆祖宗の遺訓を遵守し賜ひ、下又上に倣ひ奉りて、皇祖皇宗の遺訓と其の祖先の家訓とを恪守して、淨き明き誠の心を以て仕へ奉り、光輝ある國史の成跡は炳として一點の曇りなく、光り輝けるなり、日露戰役當時先帝陛下の御製に

國民は一つ心に守りけり

遠つみおやの神のをしへを

と宣へる如く、我國民は昔より今に至るまでよく祖先の遺訓を守り來れるなり。將來も益々之を

恪守して萍蕩の誠を致し國運の發展を圖らざるべからず、また先帝陛下の御製に  
石の上古きためしを尋ねつゝ、

新き代のこともさだめむ

と訓み賜ひしも同じ聖慮なりと窺ひ奉らる、この御歌を拜察し奉りて祖先の家訓の尊重すべきを  
知りぬかし。

一、我が父祖の定めたる家憲及び家訓は、之れを尊重して遵守實行すべし。

「附記」

一、我が國は肇國以來、家族は義を以て立ちし國柄にして、國の美點、長所等は此所に淵源す  
る所多し、故に吾が國民たるものは、今後と雖も、昔よりかゝることはなす勿れ、かゝるこ  
とはなすべしといふ習慣になり來りしことは、なるべくこれを尊重すべし。但し今日の時世  
と、余りにかけ隔たり居る事にして、而かも如何はしきことは、多少斟酌して改むるも差支  
なかるべし。

二、神棚に對しては、家例に従ひて裝飾をなし、或は供物を捧げ禮拜をなす等其の奉仕を怠るべ  
からず。

「附記」

一、歳暮元旦其他一家に改りたることあるときは、服裝を整へ、神棚及び祖先の靈壇に拜禮  
をなし、父母長上等には、其の場合に應じて相當の挨拶をなすをよしとす。

三、祖先の靈壇に對しては、家例に従ひて篤く祭祀又は法要を營むべく、又時々墓參禮拜を爲し、  
墓地の修理掃除等に注意し、總べて祖先の遺徳を忘れざるやうになすは、子孫たるもの、努む  
べき道なり。

「附記」

一、祭祀と、法要との日は異なれば左に示せり。

神祭に於ける靈祭は、

十日祭、二十日祭、三十日祭、四十日祭、五十日祭、百日祭、一年祭、五年祭、十年祭、  
二十年祭、三十年祭、四十年祭、五十年祭、百年祭、以下百年毎に行ふを普通とす。

佛式に於ける法要は、

初七日、二七日(十四日)、三七日、四七日、三十五日、六七日、四十九日、百ヶ日、一週  
忌、三週忌、七回忌、十三回忌、十七回忌、二十三回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十



- 一回忌、百回忌、以下五十年毎に行ふを普通とす。
- 二、祭祀、法要は其分に應じてこれを營み、祖先を尊び、故人を追慕するを以て主とし、外觀を飾り、奢侈に流れ、世間の人に誇るやうの事あるべからず。
- 三、祖先の墓地は、管に祭祀、法要の時なるのみならず、平素よく掃除を行き届かしめ、苟も荒廢に歸せしむるが如きことあるべからず。
- 四、家に慶凶其の他記念すべきことありたる場合には、祖先の靈壇に報告の祭祀又は法要をなすべし。

「附記」

- 一、吉凶其の他重大なる事ありたる時は、先づ祖先の靈前に報告するをよしとす、但し吉事などの場合は、御供を備へ、謹みて報告し、祖先と共に喜ぶべきなり、凡て生きたる人に事ふるやうにするが我が國の美風なり。
- 二、我が國柄として、總べての事皆 上皇室に習はざるはなし、皇室令を奉讀するもの、いかに祖先を尊崇し賜ひ、事に報告の祭典を躬ら奉仕せらるゝかを知らん、近くは即位の大禮を擧げ給ふや、先づ神宮及び賢所、皇靈殿、神殿等の奉告祭、官國幣社に勅使の參向、大

嘗祭の御親祭、即位大嘗祭後神宮を始め、神武天皇、明治天皇、孝明天皇、光格天皇の四山陵に親調の儀、或は日清、日露等の役に宣戰の奉告の爲め、神宮、三殿を始め、官國幣社に勅使を遣はされし如き、日露の役終るや、戰勝を以て平和克復せる旨を、明治天皇躬ら神宮に御親祭遊ばされし如き、皆範を國民に垂れ給ひしにあらすや。

五、忌服中は、服忌令の精神を體し、謹慎を旨とすべし。

「附記」

- 一、喪中にも、或る期間の外は平常の通り仕事をなして差支なし、只家にありても、酒を飲みて騒ぎ、或は高聲に談笑などするはよろしからず。萬事につけ謹慎の行ひなかるべからず。
- 二、忌服中は、衣服なども黒無地を用ふるが正式なれど、それまでにはせすとも質素を旨とすべし、女は髪飾り化粧等は之を廢し、墓參の外は、なるべく家に居るやうにし、物見遊山をなし、殊に祝の席に臨み、神社に參拜することは遠慮すべし。
- 三、忌服令は第十章に掲げたれば參照すべし。今參考の爲め皇室服喪令を左に示さん。

皇室服喪令(明治四十二年六月十一日皇室令第十二號)

第一章 總則

第十七章 家例及び祭忌

第一條 父、母、夫ノ喪ハ一年トス

第二條 祖父母、夫ノ父母、妻ノ喪ハ百五十日トス

第三條 曾祖父母、母方祖父母、父ノ兄弟姉妹ノ喪ハ九十日トス

第四條 高祖父母、嫡母、繼母、夫ノ祖父母、母ノ兄弟姉妹、父ノ異父兄弟姉妹、異父兄弟

姉妹、子ノ喪ハ三十日トス

第五條 男系ノ孫、父ノ兄弟ノ子、母ノ異父兄弟姉妹、兄弟ノ子、夫ノ嫡母、繼母、妻ノ父

母ノ喪ハ七日トス

第六條 母方高祖父母、母方曾祖父母、男系ノ曾孫玄孫、父ノ姉妹ノ子、姉妹子、異父兄弟

姉妹ノ子、母ノ兄弟姉妹ノ子、女系ノ孫ノ喪ハ五日トス

第七條 七歳未満ノ孺ニハ喪ヲ服セズ (以下略)

六、忌服中の人に對しては相當の遠慮をなすべし。

〔附記〕

一、忌服中の人に對しては、新年の祝賀詞を述べ、或は賀状を送ることを遠慮し、遊樂を旨とする會又は宴會等には誘ふべからず。

七、家に慶凶、其の他の大事ありたるときは、之を親戚、故舊に通知すべし。

〔附記〕

一、慶事にあれ、凶事にあれ、家に大事ありたる時は直に親族及び親しき友人などに通知すべし。一方に通知し一方に通知せざる様のことありては、人の感情を害する例多し、ことに注意すべし。

(をばり)

## 附 録

### 師範學校 中學校 作法教授要項

#### 第一章 居常ノ心得

- 一、常ニ儀容ノ端正ナランコトニ注意シ粗暴ニ涉リ懦弱ニ流ルルガ如キコトアルベカラズ
- 二、起臥、食事其ノ他日常自己ガ爲スベキコトニツキテハ一定ノ規律ヲ守ルベシ
- 三、他人ニ迷惑ヲ及ボシ又ハ己レノ便宜ノミヲ圖ルガ如キ舉動アルベカラズ
- 四、身體ハ常ニ之ヲ清潔ニスベシ
- 五、衣服、履物其他身邊ノ物品ハ常ニ其ノ整頓ニ注意スベシ
- 六、自己ノ服装風采等ヲ街フガ如キコトアルベカラズ
- 七、外出セントスルトキハ豫メ行先、歸宅ノ時刻等ヲ告ゲテ父母又ハ長上ノ許可ヲ受クベシ
- 八、外出、歸宅ノ際ニハ父母又ハ長上ニ挨拶スベシ

九、隙見、立聞、耳語等ヲナスベカラズ

## 第二章 姿勢及ビ進退

### 第一節 姿勢

- 一、直立姿勢  
兩足ノ踵ヲ接シ足尖ヲ凡ソ六十度ニ開キ上體ヲ眞直ニ保チ下腹部ニ稍力ヲ入ル、ヤウニシテ兩手ハ自然ニ垂レロヲ閉ヂ眼ハ前方ヲ正視スベシ
- 二、著椅ノ姿勢  
成ルヘク深く腰ヲ掛ケ足ヲ正シク床上ニ揃ヒ上體及ビ下腹部ハ直立ノ姿勢ニ於ケル如クシ兩手ハ膝ノ上ニ置キ若シクハ輕ク之ヲ組ミロヲ閉ヂ眼ハ前方ヲ正視スヘシ
- 三、正座ノ姿勢  
兩足ノ拇指ヲ少シク重ねテ座シ上體ヲ眞直ニシテ下腹部ニ稍力ヲ入ル、ヤウニシテ兩手ハ膝ノ上ニ置キ若クハ輕ク之ヲ組ミロヲ閉ヂ眼ハ前方ヲ正視スベシ

### 第二節 歩行及ビ廻旋

- 一、歩行ノ際ハ姿勢ヲ正シク歩調ヲ整フベシ
- 二、室内ハ勿論廊下階段等ニ於テモ靜カニ歩ムヘシ靴ノ儘ナル時ハ爪先ニ稍力ヲ入レ音ノセサル様ニ注意スヘシ
- 三、室内ヲ歩行スルトキハ敷居ヲ踏ミ又ハ物ヲ跨キ越エ若クハ器物ニ躓カサル様ニ注意スヘシ
- 四、道路ハ通常左側ヲ歩ムベシ但シ軍隊ニ逢ヒタル時ハ右側ニ避クベシ
- 五、尊長ト同行スル時ハ少シク後レテ隨行スルヲ禮トス隨行ノ際ハ濫リニ他人ト談話等ヲ爲スベカラズ
- 六、老人幼者婦人等ニ遭ヒタルトキハ道ヲ讓リ又同行ノ際ハ成ルヘク之ヲ保護スルヤウ注意スベシ

### 注意

道路歩行中慎シムヘキコト左ノ如シ

(イ) 杖ヲ振り出シ又ハ履物ヲ引摺ルコト

作法教授要項

- (ロ) 人道車道ノ別ヲ紊スコト
- (ハ) 街路ニ佇立シテ他人ノ通行ヲ妨クルコト
- (リ) 街路ニ於テ放歌シ口笛ヲ吹キ其他喧騒ニ渉ルコト
- (ホ) 濫リニ街路ニ痰唾ヲ吐キ又ハ紙屑等ヲ棄ツルコト
- (ヘ) 通行人ヲ凝視シ若クハ其容貌服装等ヲ批評スルコト
- (ト) 歩行中食物ヲ口ニスルコト
- 七、廻旋セントスルトキハ先ツ向ハントスル方ノ足ヲ斜ニ後ニ引クト共ニ其方ニ徐ニ廻ルヘシ
- 八、廻旋スルニハ上座ニ向ヒテ廻ルヲ通例トス

第三節 著椅、離椅並ニ著座、起座

- 一、椅子ニ著クニハ先ツ其ノ左側(左方上座ナルトキハ右側)ニ於テ兩足ヲ整ヘテ敬禮シ右手(又ハ左手)ヲ椅子ニ掛ケ左足(又ハ右足)ヨリ進ミテ著椅ノ姿勢ヲ取ルヘシ

注意

人ト相對シテ著椅セル場合ハ足ヲ組マサルヲ禮トス

- 二、椅子ヲ離ル、ニハ先ツ其ノ前ニ立チ右手(又ハ左手)ヲ椅子ニ掛ケ左足(又ハ右足)ヨリ斜ニ椅子ノ左側(又ハ右側)ニ退キテ敬禮スヘシ
- 三、座ニ著クニハ兩足ヲ揃ヘテ兩手ヲ膝ニ添ヘ左足ヲ少シク引キ先ツ左膝ヲ突キ次ニ右膝ヲ突クト共ニ兩膝ヲ揃ヘテ座スヘシ
- 四、座ヲ起ツニハ兩手ヲ膝ニ置キ先ツ兩足ヲ爪立テ右膝ヲ少シク立テ上體ヲ屈セナルヤウニ徐ニ立上ルヘシ

第四節 建具等ノ開閉出入

- 一、他人ノ室ニ入ラントスル時日本室ノ場合ニハ先ツ許可ヲ受クヘク西洋室ノ場合ニハ輕ク扉ヲ叩キテ應答ヲ俟ツベシ
- 二、扉ヲ開閉スルニハ右開ノ場合ハ右ニテ把手ヲ取り之ヲ開クト共ニ旋リナガラ室内ニ入り内側ノ把手ヲ左手ニ持替ヒ靜ニ正シク閉ツベシ
- 左開ノ場合ハ此ノ反對ニ爲スベシ
- 三、戸障子襖等ヲ右ニ開クニハ右手ヲ引手ニ掛ケテ先ツ少シク開キ次ニ左手ニテ適度ニ押開クベシ

作法教授要項

シ又之ヲ右ニ閉ヅルニハ右手ニテ引寄セ左手ヲ引手ニ掛ケテ静ニ正シク閉ヅベシ左ニ開閉スル  
場合ハ跪キテ之ヲ開閉スベシ

四、簾等ノ掛リタル所ヲ入ルニハ其ノ一端ヲ前方ニ押出シ出ルニハ手前ニ引クベシ場合ニ依リテ  
ハ兩手ニテ捲上げ潛リ入りテ静ニ之ヲ下スベシ

### 第三章 敬禮

#### 第一節 敬禮ノ心得

- 一、總テ敬禮ハ恭敬ノ意ヲ表スルコトヲ旨トスベシ
- 二、總テ敬禮ハ適當ナル場合ニ於テ之ヲ行フベシ
- 三、總テ敬禮ヲ受ケタル時ハ答禮ヲ爲スベキモノトス

#### 第二節 普通禮

一、立禮ニ於テハ先ヅ直立ノ姿勢ヲ取り先方ノ眼ニ注目シ上體ヲ徐ニ屈スルト共ニ手ハ自然ニ下

ゲテ其ノ指尖ヲ膝頭ニ近ヅカシムルヲ度トス但シ殊更ニ頸ヲ屈スルト膝ヲ折ルトハ共ニ宜シカラズ

二、坐禮ニ於テハ正座ノ姿勢ヲ取り先方ノ眼ニ注目シ兩手ノ指ヲ揃へ膝ニ八字形ニ置キテ指尖ノ  
間ヲ約二三寸トシ徐ニ上體ヲ屈シ頭ハ座面ヨリ凡ソ二三寸ノ處迄下クルヲ度トス但シ殊更ニ  
頸ヲ屈スルト腰ヲ上グルトハ共ニ宜シカラズ

#### 第三節 最敬禮

一、立禮ニ於テハ先ヅ直立ノ姿勢ヲ取り先方ノ眼ニ注目シ上體ヲ徐ニ屈スルト共ニ手ハ自然ニ下  
ゲ其ノ指尖ノ膝頭ニ達スルヲ度トシ凡ソ一呼吸ノ後徐ニ原姿勢ニ復スベシ但シ殊更ニ頸ヲ屈ス  
ルト膝ヲ折ルトハ共ニ宜シカラズ

二、座禮ニ於テハ先ヅ最敬禮ニ準シ兩手ノ食指ヲ相接セシメ兩肘ヲ膝側ニ近ヅケ徐ニ俯伏シテ額  
ノ手甲ニ達スルヲ度トシ凡ソ一呼吸ノ後徐ニ原姿勢ニ復スベシ但シ殊更ニ頸ヲ屈スルト腰ヲ上  
グルトハ共ニ宜シカラズ

第四節 行幸啓拜觀ノ場合ノ敬禮心得

- 一、通例行幸啓ヲ拜觀スルニハ豫メ帽、引廻シ、合羽等ヲ脱キ傘ヲ疊ミ容儀ヲ整ヘ御車御通過ノ際最敬禮ヲ行フベシ但シ雨天ノ際ハ雨具ノ儘行フモ差支ナシ
- 二、行幸啓ハ堀越又ハ高キ位置ヨリ拜觀スベカラズ
- 三、行幸啓拜觀ノ際ハ靜肅ヲ旨トシ喧噪亂雜ノ舉動ナク御行列通過ヲ俟テ徐ニ退散スベキモノトス
- 四、拜觀者雜沓ノ際ハ幼者婦人老人等ニハ成ル可ク前列ノ位置ヲ讓ルヲ宜シトス

備考

行幸啓ノ節學生生徒敬禮法(明治四十三年文部省訓令第十八號)

- 一、武裝携銃ノ場合
  - 學校長及職員ハ全體ノ右翼ニ指揮者ハ各中隊ノ右翼ニ位置シ豫メ劍ヲ銃ニ裝セシメ前驅ノ見エタル時「氣ヲ附ケ」ノ號令ヲ下シ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車ガ中隊ノ右翼約十歩ニ近ヅキタル時「捧銃」ノ號令ニテ一齊ニ捧銃ヲナサシメ御車ガ中隊ノ右翼約十歩ヲ過ギタル時元ノ

姿勢ニ復セシム

御車ガ中隊ノ左翼ヨリ通過スル時ハ學校長職員及指揮者ハ左翼ニ位置ス

二、武裝セザル場合(女生徒ヲ含ム)

學校長職員ハ全列ノ右翼ニ指揮者ハ各組ノ右翼ニ位置シ前驅ノ見エタル時「氣ヲ附ケ」ノ號令ヲ下シ一齊ニ脱帽セシメ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車ガ指揮者ノ前ニ達シタル時「禮」ノ號令ニテ敬禮セシメ(體ノ上部ヲ約三十度前方ニ屈セシム)徐ニ元ノ姿勢ニ復セシム

御車ガ組ノ右翼ヨリ通過スル時ハ學校長職員及指揮者ハ左翼ニ位置ス

第五節 通過行逢及ビ教室內ノ敬禮心得

- 一、神社御陵等ノ前ヲ通過スル場合ニハ脱帽シテ敬禮ヲナスベシ
- 二、人ノ前ヲ過グルトキハ會釋スベシ
- 三、尊長ノ前ヲ過グルトキハ少シク體ヲ屈メ凡二三歩手前ニテ斜ニ先方ニ向ヒ場合ニ應ジテ立禮又ハ坐禮ヲナスベシ
- 四、尊長我ガ前ヲ過グルトキハ立チ又ハ座セル儘敬禮ヲナスベシ椅子ニ凭レル場合ハ之ヲ離レテ

作法教授要項

立禮スベシ

五、我が前ヲ過グル人會釋シタル時ハ答禮ヲナスベシ

六、軍旗ニ對スル時ハ脱帽シテ敬禮ヲナスベシ

但シ其上覆アル場合ニハ之ヲ爲スニ及バズ

七、尊長ニ行逢ヒタル時ハ數歩手前ニテ左方ニ避ケ敬禮ヲ爲スベク知人ニ行逢タル時ハ少シク手

前ニテ一禮ヲ爲スベシ

八、途上葬儀ノ行列ニ逢ヒタル時ハ其ノ柩ニ對シ敬意ヲ失ハザル様ニ注意スベシ

九、通過及行逢ノ禮ヲ行フニ際シ携帶品アル時ハ之ヲ左手ニ持チ若クハ左腋ニ抱フベシ

一〇、敬禮スベキ人教室ニ臨ミタル時ハ教師先ヅ敬禮シタル後教師又ハ指揮者ノ令ニテ一齊ニ起

立シ敬禮ヲ爲スベシ

備考

(イ) 教師ハ此際教壇ヲ降ルヲ常トス

(ロ) 敬禮スベキ人教室ニ臨ミタルトキハ教師ハ其人ノ身分氏名等ヲ生徒ニ告グルコトアルベシ

### 第六節 著帽シタル場合ノ敬禮心得

一、帽ヲ冠リタルトキハ敬禮ハ右手ニテ脱帽シ其ノ内面ヲ右ノ外股ニ向ケ輕ク之ニ觸ルル程ニシテ行フベシ

二、尊長ト途上若クハ廊下等ニ於テ對話スル時ハ必ず脱帽スベシ

但シ先方ヨリ著帽ヲ勸メラレタルトキ又ハ對話長時ニ涉ルトキハ會釋シテ之ヲ冠ルモ妨ナシ

三、室内ニ入りタルトキハ必ず脱帽スベシ

附

一、西洋人等ニ對シテハ握手禮ヲ行フコトアリ

二、握手禮ヲ行フ場合ニハ右手ニ先ヅ先方ノ右手ヲ執リ約一呼吸ノ間握ルベシ

三、握手ノ禮ハ尊長主人婦人ヨリ先ヅ其ノ手ヲ出スヲ待チテ之ヲ行フモノトス

## 第四章 服裝

### 第一節 服裝ノ心得



- 一、服裝ハ質素清潔ヲ旨トシ分ニ應ジタルモノヲ著用スベシ
- 二、衣服ハ家ノ内外ヲ問ハズ取亂ササルヤウニ之ヲ著用スベシ
- 三、慶弔儀式其他訪問等ノ場合ニハ相當ノ服裝ヲ爲スベシ
- 四、喪服及ビ喪章ハ一定ノ制規慣習ニ從ヒ之ヲ著用スベキモノトス

### 第二節 禮服

一、和服ノ禮裝標準ハ左ノ如シ

上着 冬物ハ黒無地五ツ紋ヲ正式トス但シ場合ニ依リ縞物等ヲ用フルモ妨ナシ

裏服ハ通例淡黒色無紋ノモノヲ用フ

下着 冬物ハ白又ハ鼠色、夏物ハ白無地ヲ正式トス但シ冬物ニハ小紋形更紗形及縞物等ヲ用フ

肌着 褌袴

帶 角帶ヲ正式トス

羽織 黒五ツ紋ヲ正式トス

足袋 白

### 注意

- (イ) 袴ハ前ヲ先ニ著ケ後紐ハ正シク前ニテ結び前後不揃ナラザルヤウニ穿ツベシ
- (ロ) 羽織ハ襟ノ折返シ紐ノ結方ヲ正シクスベシ
- 二、洋服ノ禮裝標準ハ左ノ如シ

品目	禮服 (晩餐會、夜會又は特種の場合等に着用す)	通常服 (儀式及普通の舞廳の場合に着用す)
服	燕尾服	フロックコート
帽	高帽	高帽(但シ場合ニヨリ黒ノ山高帽)
上着	無地黒絨	無地黒絨又ハ紺絨
衣	色及地質「コート」ニ同ジ	前記「コート」ニ同シ但夏季ハ白、リンネル等ヲ用フルモ差支ナシ
チヨツキ	色及地質「コート」「チヨツキ」ニ同シ	目立タサル縞絨ヲ用フ
ズボン	白(釦ハ白)	白(釦適宜)
シヤツ	立襟又ハ折襟	立襟又ハ折襟
カラア	麻地白ノ蝶形若クハ一字結	適宜(但シ白ヲ用ヒス)
ネクタイ	白ノ革製	茶色又ハ鼠ノ革製
手袋	黒ノ革製護謄塗	黒ノ革製
靴	(適宜)	(適宜)
靴	(適宜)	(適宜)
外靴	無地絨(形適宜)	(適宜)

注 意

- (イ) 「シャツ」、「カラア」ハ注意シテ共ニ雪白ノモノヲ着用スベク其ノ下「シャツ」ヲ現ハス等ノコトナカルベシ
- (ロ) 手套ハ兩手ニ穿ツカ又ハ右手ノミヲ脱ス左手ノ手套ハ之ヲ脱セザルヲ例トス
- (ハ) 黒靴ハ室内ノ内外共ニ磨キタルヲ用フベク又室内ニ入ル時ハ泥除靴ヲ脱スルヤウニ注意スベシ

(注意)

凶事ニ於ケル通常服ノ場合ハ「ネクタイ」ハ黒、手套ハ黒若クハ鼠色ノモノヲ用ヒ尙黒紗ヲ以テ帽ノ中帯ヲ覆フナドノ慣例アレハ相當ノ注意ヲナスベシ

第五章 授受進撤

第一節 授受進撤ノ心得

- 一、物ヲ授受進撤スルニハ相當ノ禮ヲ爲シ粗忽ナラザル様ニ注意スベシ
- 二、物ハ總テ先方ニ向ケ受ケ易キ様ニシテ出スベシ
- 三、物ヲ進ムルニハ兩手ニテ出スベク其ノ手輕ノモノハ右手ノミニテ出スモ妨ナシ
- 四、總テ物ヲ撤スルニハ進メタル時ノ作法ニ準シテ之ヲ行フベキモノトス
- 五、坐禮ニ於ケル進撤ハ著坐ノ後之ヲ爲スベシ
- 六、物ヲ進撤スルニハ正面ヨリスルヲ禮トス但シ卓ニ向ヒル人ニハ場合ニ依リ左側後方ヨリ進メ右側后方ヨリ撤スルコトアルベシ
- 七、總テ客ニ供スル器具ハ特ニ注意シテ之ヲ清潔ナラシムベク又飲食物ハ新鮮ナルモノヲ選ブベシ

第二節 茶 菓

- 一、茶ヲ進ムルニハ茶托又ハ茶台ニ載セ兩手ニテ持チ出デ程ヨキ所ニ至リ出スベシ
- 二、茶ヲ受クルニハ茶臺ノモノハ兩手ニテ茶碗ノミヲ取り茶托ノモノハ先方ノ置クニ任スベシ但シ場合ニ依リテハ兩手ニテ受クルコトアルベシ
- 三、茶ヲ飲ムニハ茶碗ヲ左掌ニ載セ右手ヲ添ヘテ靜ニ飲ムベシ

作法教授要項

- 四、珈琲紅茶等ヲ進ムルニハ茶碗ヲ受皿ノ上ニ置キ匙ヲ添ヘ兩手ニテ持出テ茶碗ノ把手ヲ客ノ左方ニ向ケテ出スベシ
- 五、珈琲紅茶ハ先ツ之ニ角糖ヲ入レ匙ニテ攪拌シ次ニ匙ヲ皿ニ置キ皿ノ儘茶碗ヲ左掌ニ載セ右手ニテ把手ヲ持チ靜ニ飲ムベシ
- 六、菓子、果物等ヲ進ムルニハ之ヲ器ニ盛リテ盆ニ載モ其物ニ應シ箸揚枝匙又ハ小刀等ヲ添ヘテ出スベシ
- 七、菓子類ハ箸又ハ小揚枝ニテ之ヲ取ルベシ各自ニ對シ器物ニ盛リテ出サレタル時ハ物ニ依リテハ器ヲ取上ゲテ食スベシ

第三節 用具

- 一、座布團ヲ進ムルニハ兩手ニテ持出テ適當ナル位置ヲ見計ヒ靜ニ先方ノ側ニ置クベシ
- 二、煙草盆ハ灰吹キヲ客ノ右又ハ右向フニナルヤウニ向ケ兩手ニテ其ノ兩側ヲ持出テテ進ムベシ
- 三、火鉢ハ兩手ニテ持チ出テ手掛アルモノハ其ノ手掛ナキ側ヲ先方ニ向ケテ進ムベシ又椅子ニ著ケル人ニ火鉢ヲ出スニハ相當ノ台ニ据ヘ先方ノ右側ニ置クヲ例トス

- 四、扇子團扇ヲ進ムルニハ要又ハ柄ヲ手前ニシ持出テ向直シテ之ヲ出スベシ
- 五、旋風器ヲ出スニハ車翼(Wheel)アル方ヲ前ニシ適宜ノ位置ニ之ヲ据ユベシ
- 六、燭臺ランプ等ハ豫メ點火シ兩手ニテ持出スベシ
- 七、料紙硯函ヲ進ムルニハ料紙ヲ硯函ノ上ニ載セ手前ニ向ケテ兩手ニテ持出テ先方ノ前ニ至リテ己ノ前ニ置キ料紙ヲ蓋ト共ニ取り先ズ墨ヲ磨リ硯函ヲ先方ニ向ケテ出シ次ニ料紙ヲモ蓋ト共ニ向直シテ硯函ノ左(前方ヨリ見テ)ニ出スベシ
- 八、小刀又ハナイフ等ハ柄ヲ先方ニ向ケテ出スベシ
- 九、帽ヲ進ムルニハ其ノ内面ヲ下ニシ前部ヲ先方ニ向ケ兩手ニテ縁ヲ持チテ出スベシ之ヲ受クルニハ右手ニテ取ルベシ
- 一〇、傘杖等ハ兩手ニテ持チ柄ヲ先方ノ右手ノ方ニ出スベシ

第四節 文書

- 一、書簡ヲ進ムルニハ表面ヲ上ニシ手前ニ向ケテ持出デ向直シテ出スベシ
- 二、書籍ヲ進ムルニハ順序ヲ整ヒ手前ニ向ケ兩手ニテ持出デ其ノ冊數少ナキ場合ハ其ノ儘先方ニ

向ケ直シテ出スベク冊數多キ場合ニハ一旦之ヲ己ノ前ニ置キ兩手ニテ取廻シ先方ニ向直シテ出スベシ

三、辭令書卒業證書等ヲ授クルニハ之ヲ先方ニ向ケ其ノ折リタル場合ニハ右手ニテ開キタル場合ニハ兩手ニテ其ノ上部ヲ持チテ渡スベシ

四、辭令書卒業證書ヲ受クルニハ授クル人ノ前凡ソ三步ノ處ニテ立止マリ敬禮シ再ビ進ミテ兩手ニテ取り其ノ儘三步退キ一見ノ後敬禮シ廻旋シテ退クモノトス

### 第六章 招待及ビ應招

#### 第一節 招待ノ心得

一、人ヲ招待シテ響應セントスル時ハ其ノ趣旨ニ從ヒ分ニ應シテ相當ノ準備ヲ爲シ誠意ヲ以テ客ヲ遇スベシ

二、人ヲ招待セントスルトキハ其ノ事由日時場所等ヲ明ラカニ凡ソ七日前ニ口頭又ハ書狀ヲ以テ案内スベシ

正客アル場合ニハ其ノ氏名ヲモ通スベシ

三、忌中ノ人ニ對シテハ招待ヲ爲サルモノトス

四、客ノ席次ハ正客ハ格別トシ其ノ他ハ身分年齢等ニ依リテ定ムルヲ例トス

五、坐禮ニ於ケル席次ハ床前ヲ第一位遠棚ナドアル方ヲ第二位床脇ヲ第三位主人ノ床ハ之ヲ最下位ニ設クベキモノトス

#### 注 意

日本室ノ上坐下座ハ通例床アル方ヲ上坐トシ床ナキ場合ハ入口ヨリ遠キ方若クハ正面ノ方ヲ上座トス

六、立禮ノ席次ハ食卓ノ長邊ノ一方ノ中央席ヲ主人若クハ主婦ニ之ニ對スル席ヲ正客ニ充ツ以下

主人ノ右方席ヲ第一位、正客ノ右方席ヲ第二位、主人ノ左方席ヲ第三位、正客ノ左方席ヲ第四位トシ以下之ニ準スルヲ普通トス

夫妻共ニ列席スル場合ニ於テハ夫妻ハ中央席ニ相對スルモノトシ主人ノ右方席ヲ婦人ノ第一位主婦ノ右方席ヲ男子ノ第一位トスルヲ例トス

#### 注 意

作法教授要項

西洋室ノ上坐下座ハ通例煖爐飾棚(マントルピース)アル方ヲ上座トシ之ナキ場合ハ入口ヨリ遠  
キ方若シクハ正面ノ方ヲ上座トス

七、客ノ著用品若クハ携帶品ハ紛失等ノ事ナキ様丁寧ニ整理シ置クベキモノトス

八、人ヲ招待シタル場合ニハ主人ハ勿論其ノ席ニ出入スルモノモ亦相當ノ服装ヲナシ且ツ特ニ坐  
作進退ニ注意スベキモノトス

九、客ノ參著シタル時又ハ退出スル時ハ主人ハ是ヲ立關等ニ送迎スルヲ禮トス

### 第二節 應招ノ心得

一、招待ヲ受ケタル時ハ速ニ出席ノ有無ヲ答フベシ

二、出席ノ旨ヲ答ヒタル後止ムヲ得ザル故障ノ爲ニ出席シ難キ時ハ速ニ其ノ旨ヲ通シ深ク之ヲ謝  
スベシ

三、服装ハ招待ノ趣旨ニ適スルヤウニ注意スベシ

四、參着ハ定刻前約十分以内ナルヲ宜シトス

五、客室ニ入りタル時ハ先着ノ客ニ對シ敬禮ヲナスベシ

六、著席ハ主人ノ指圖ニ從フベク固辭スルハ宜シカラズ其ノ指圖ナキ場合ニ於テ同席者尊長ナル  
時ハ己ハ下座ニ着クベシ

七、饗應ノ席ニ於テハ儀容ヲ整へ不快ノ顔色、厭意ノ態度アルベカラズ

八、饗應終リタル時ハ相當ノ時間ヲ見計ラヒ退出スベシ己正客ナラザル時ハ正客ノ退出ヲ待ツヲ  
禮トス

九、招待ニ對スル答禮ハ成ル可ク速ニ自ラ往キテ之ヲ述べ若クバ禮狀ヲ送ルベシ

## 第七章 食事及ビ饗應

### 第一節 食事ノ心得

一、食事中ハ儀容ヲ亂サハル様注意スベシ

二、食物ハ之ヲ噪急ニ食スルコトナク口ヲ閉ヂテ咀嚼スベシ

三、食器ハ手荒ク取扱フベカラズ

四、食事ハ食後器中ノ見苦シカラザル様ニ之ヲ爲スベシ

作法教授要項

五、食事中ハ成ルベク座ヲ離レザルヤウ注意スベシ

第二節 日本食及び其饗應

- 一、椀ノ蓋ヲ取ルニハ片手ヲ椀ニ添ヘ他ノ片手ニテ之ヲ取り膳ノ左方ノモノハ左側ニ右方ノモノハ右側ニ置クベシ又食事了リタル時ハ蓋ヲ爲シ置クベシ
- 二、食事ノ順序ハ先ヅ飯ヲ食シ次ニ汁ヲ吸フベシ其ノ他ハ適宜ニテ可ナリ
- 三、汁アルモノハ勿論本膳以外ノ食物ハ總テ食器ヲ取上ゲテ食スベシ
- 四、配膳給仕ハ上座ノ客ヲ先ニスベシ膳ヲ撤スル時モ亦同ジ
- 五、配膳了リタル時ハ主人ハ客ニ對シテ挨拶ヲナスベシ客ハ場合ニ依リ之ニ對シテ謝辭ヲ述フルコトアルベシ
- 六、客ハ挨拶終リタル後ニ箸ヲ取ルベシ又同席者アル場合ニハ尊長ノ箸ヲ取りタル後ニ之ヲ取ルベシ
- 七、臺ニ据エタル杯ヲ受クルニハ先ヅ一禮シテ兩手ニテ之ヲ取り酌ヲ受ケ其ノ飲ミ終リタルトキハ杯ヲ臺ニ置クヲ例トス

注意

尊長ニ對シテ獻杯スルハ禮ニアラズ

第三節 西洋食及び其饗應

- 一、食堂ニ入りタル時ハ直ニ著椅スベシ椅子ト食卓トノ距離ハ成ルベク之ヲ接近セシムベシ
- 二、著椅ノ後ハ兩手ヲ輕ク卓上ニ置クヲ宜シトス
- 三、著椅シタル時ハ卓上ノ「ナツブキン」ヲ取りテ膝上ニ展ベ食事ノ準備ヲナスベシ

注意

(イ) 「ナツブキン」ハ願下ニ挾ミ若クハ胸部ニ懸グル等ノコトナク目立タヌヤウニ之ヲ用フベシ  
 (ロ) 「ナツブキン」ヲ以テ顔、頭ヲ拭フベカラズ

- 四、食品ヲ各自ノ前ニ配置セラレタルトキハ便宜食シ始ムルモ差支ナキモノトス
- 五、「ナイフ」ハ右手ニ「フォーク」ハ左手ニ持ツベシ但シ「ナイフ」ヲ要セザル魚肉、野菜等ハ「フォーク」ノミヲ右手ニ持チテ食フベシ
- 「スプーン」ハ右手ニ持ツベシ

作法教授要項

注 意

- (イ) 「フォーク」ハ其ノ凹ミタル方ヲ下ニ向ケテ用フベキモノトス
- (ロ) 「ナイフ」ニテ食品ヲ喫シ又「フォーク」「スプーン」等ヲ深ク口中ニ入ルベカラズ
- (ハ) 「ナイフ」「フォーク」「スプーン」等ヲ使用スル際ハ肘ヲ左右ニ張ラザルヤウ又音ノセザルヤウニ注意ニ注意スベシ

六、食事中一時「ナイフ」「フォーク」ヲ指カントスル場合ハ之ヲ八字形ニ皿縁ニ掛ケ置クヲ通例トス

七、一皿ノ食品ヲ食了シタルトキハ「ナイフ」「フォーク」ヲ皿ノ上ニ揃ヒ置クベシ但シ「スプーン」等ニアリテハ「スプーン」ヲ皿ノ上ニ仰向ケ置クベシ

八、多衆ト會食スル際ハ己ノミ特ニ食ヒ後レザル様注意スベシ

九、卓上ノ菓子果物ハ給仕ノ進ムルヲ俟テ之ヲ取ルベシ

一〇、「スプーン」ハ「スプーン」ノ向縁ニテ揃ヒ手前縁ニテ音ノセザルヤウニ吸フベシ

一一、「パン」ハ「ナイフ」ヲ用ヒズ指ニテチキリ適宜「バター」ヲ附ケ食スルヲ例トス

一二、養應ノ際食堂ノ準備整ヘタル時ハ主人ハ先ヅ正客ヲ食堂ニ案内シテ自己ノ席ニ着キ賓客一

同ト共ニ著椅スルモノトス

一三、杯ヲ舉ゲテ主客ノ健康ヲ祝スル場合ニハ主客一同起立シテ之ヲ舉ゲ互ニ目禮ノ後乾盃シテ著椅スルモノトス

一四、食後「フリンガー」ガラスヲ出サレタルトキハ之ニテ指頭ヲ洗ヒ又便宜唇ヲモ洗フベシ此ノ際水ニテ嗽キ若クハ之ヲ器中ニ吐出スベカラズ

一五、食事終リタル時ハ客ハ主人ニ從ヒテ徐ニ客室若クハ控室ニ移ルモノトス

### 第八章 言語應對

#### 第一節 稱呼及ビ敬語

一、皇室ニ關スル談話ニハ必ず敬稱敬語ヲ用フベシ

二、稱呼ハ自他ノ身分ニ相當シ正シクシテ且ツ野卑ナラザルモノヲ用フベク又人ト談話ヲ交フル場合ニハ相當ノ敬語ヲ用フベシ

三、自稱ハ通常「私」ト稱スベシ同輩ニ對シテハ「僕」ト稱スルモ差支ナシ

作法敬授要項

- 四、對稱ハ通常「貴方」ト稱スベシ同輩ニ對シテハ「君」ト稱スルモ差支ナシ
- 五、對話者以外ノ人ニ就キテ語ル場合ハ相當ノ敬稱敬語ヲ用フベシ  
但シ自己ノ家族、親戚等ニツキテハ之ヲ用ヒザルヲ通例トス
- 六、官公職、爵、學位等ハ他稱若クハ對稱ノ場合ニ於テハ其ノ人ノ姓ニ此等ノ名ヲ附稱シテ差支ナシト雖モ自稱ニハ之ヲ用ヒザルモノトス
- 七、親任官其ノ他高貴ノ人ニ對スル對稱ニハ通常其ノ官職名、爵名ニ「閣下」ヲ附稱スルモノトス但シ陸軍部内ニ於テハ將官以上ニ「閣下」、佐官以下ニハ「殿」ヲ附稱スルヲ例トス
- 八、「薨去」「卒去」「死亡」等ノ語ハ一定ノ用例ニ從ヒ注意シテ之ヲ誤用セザルベシ

第二節 應對ノ心得

- 一、人ト應對スル時ハ正シク相對シ溫容ト誠意トヲ旨トシテ成ル可ク明快ニ談話ヲ交フベシ
- 二、對話中ハ倦怠、倨傲等ノ態度ナキヤウニ注意スベシ
- 三、對話中先方ノ談話ニ對シテハ敬意ヲ表シ其ノ要領ヲ聽誤ルコトナク又己ノミ談話セザルヤウニ注意スベシ

- 四、言語ハ順序及語調ヲ整ヘテ簡明ニ發表シ早言冗辯等ニ涉ラザル様ニ注意シ又餘談等モ場合ノ緩急ニ應ジテ斟酌スル處アルベシ
- 五、普通ノ談話ニ使用スル語辭ハ平易ニシテ且ツ野卑ナラザルモノヲ用フベク濫リニ新語、古語、漢語、外國語、學術語等ヲ用フルハ宜シカラズ
- 六、應對中傍見、書見、中坐等ノコトアルベラズ已ムヲ得ザル用務起リタル時ハ其ノ旨ヲ述べ若クハ會釋シテ中座スルモ妨ナシ
- 七、應對中屢々時計ヲ視クガ如キコトアルベカラズ
- 八、應對中咳嗽等ノ起ル時ハ下座ニ向ヒテ靜ニ之ヲナスベシ
- 九、多人數談話セル際安リニ容喙シテ他人ノ談話ヲ妨グベカラズ
- 一〇、對話中ハ徒ラニ談話詭辯ヲ弄セザル様ニ注意スベシ
- 一一、親密ノ間ナリトモ疎略若クハ侮蔑ノ語辭ヲ用フルハ宜シカラズ
- 一二、自己ノ才學技能ハ勿論家ノ權勢等ヲ誇顏ニ語ラザルヤウ注意スベシ
- 一三、誹謗嘲笑等ノ慎ムベキハ勿論苟モ人ノ身上ニ關スル談話ハ輕卒ニ之ヲ爲サルヤウ注意スベシ



- 一四、他人ノ面前ニ於テ人ノ過失短所等ヲ指摘スルハ宜シカラズ
- 一五、一時ノ感情ニ驅ラレ爲メニ談話ノ禮ヲ亂サハル様ニ注意スベシ

### 第九章 訪問ノ心得

- 一、人ヲ訪問スルニハ成ル可ク名刺ヲ持參スベシ

#### 注意

- (イ) 名刺ノ紙質及大サハ身分ニ相應シタルモノナルベシ
- (ロ) 名刺ノ文字ハ讀ミ易キ書體ヲ用フベシ
- 二、同時ニ數人ヲ訪問スル場合ハ先方ノ人毎ニ名刺ヲ呈スベク數人ニテ同時ニ訪問スル場合亦各自ノ名刺ヲ呈スベシ
- 三、知人ノ紹介ナクシテ面識ナキ人ヲ訪問スルハ禮ニアラズ
- 四、年若キ男女間ノ訪問ハ濫ニ之ヲ爲サハルヲ禮トス
- 五、濫リニ人ヲ同伴シテ訪問スル等先方ニ迷惑ヲ及ホサハルヤウニ注意スベシ
- 六、訪問ハ急用ノ場合ノ外成ルベク早朝夜分及食事ノ時刻ヲ避クベシ

- 七、特ニ面會ヲ要スル訪問ハ成ルベク先方ノ都合ヲ聞キ合セタル後ニスベシ
- 八、人ヲ訪問シタルトキハ取次ノ者ニ對シテ氏名ヲ告グ又名刺ヲ出シテ來意ヲ述ブベシ
- 九、先方他出セントスル場合又ハ取次事アル場合ニハ急用ノ外ハ面會ヲ求メザルヲ可トス
- 一〇、人ヲ訪問シタルトキハ帽、外套等ヲ携ヘテ室ニ入ラザルヲ禮トス
- 一一、客室等ニ案内セラレタル際、主人未ダ其ノ室ニアラザルトキハ相當ノ位置ニ着座シテ待ツベク主人出テ來リタルトキハ椅子若クハ座布團ヲ離レテ敬禮シ更ラニ主人ノ進ムルヲ俟テテ復座スベシ

#### 注意

- (イ) 室ニ入りタルトキ座ニ先客アルトキハ其ノ人ニ敬意ヲ表スベシ
- (ロ) 同席者尊長ナルトキハ己ハ下座ニ著クベシ
- 一二、客室等ニ入りタルトキ主人既ニ其ノ室ニアルトキハ先ヅ主人次ニ同席者ニ對シテ挨拶ヲ爲シ然ル後主人ノ指圖ニ從ヒテ着座スベシ主人ト應對中主婦其ノ他家族ノ人其ノ席ニ出來リタルトキハ敬禮ヲナスベシ
- 一三、人ヲ訪問シタル場合ニハ成ル可ク長座セザルヤウニ注意スベシ

- 一四、用事ノ爲メ訪問シタル場合ハ速ニ其ノ用向ヲ述ブベク又先方繁忙ノ場合ニハ成ルベク速ニ談話ヲ了ヘテ辭退シ去ルベシ
- 一五、退出ノトキハ挨拶ヲナシテ静カニ立出ヅベシ主人ノ見送ハ一應辭退スベシ他ニ來客アル場合ニハ特ニ然リトス

### 第十章 祝賀、告送別、慰問、弔問等ノ心得

- 一、祝賀、送告別、慰問及弔問等ニハ成ルベク自ラ訪問スベシ  
此等ノ訪問ヲ受ケタルトキハ答禮ノ訪問ヲナスヲ禮トス
- 二、新年祝賀ノ訪問ハ成ル可ク七日以内ニ之ヲナスベシ

注意

- 新年ノ祝賀ハ家人親シク受ケタルヲ禮トス
- 三、親戚知人ノ家ニ出産、結婚縁組等ノ慶事アリテ其披露ヲ受ケタルトキハ必ず祝賀ノ訪問ヲナシ又ハ祝賀ノ書狀ヲ送ルヲ禮トス
- 四、長期ノ旅行又ハ轉任等ノ場合ニハ親戚知人及近隣等ニ對シ告別、歸宅及來往等ノ挨拶ヲ爲ス

- 一、此等ノ挨拶ヲ受ケタルトキハ速ニ答禮ヲナスベシ
- 二、會長又ハ近親ノ者長期ノ旅行又ハ轉任ノ爲メ出發スル際ニハ停車場、波止場等ニ見送り又其來著ノ際ニハ出迎フルヲ禮トス此等ノ送迎ヲ受ケタルトキハ速ニ答禮ヲナスベシ
- 三、病氣見舞ノ際ニハ特ニ談話舉動ヲ慎ムベシ  
病狀ニ依リテハ強ヒテ病床ニ望ムニ及バズ
- 四、病氣見舞ニ對スル答禮ハ全快ノ後ニ之ヲ爲スヲ禮トス
- 五、災害見舞ノ際ニハ必要ニ應ジテ援助ヲナスベシ
- 六、災害見舞ヲ受ケタル時ハ成ルベク速ニ答禮ヲ爲スベシ
- 七、家族ニ不幸アリタルトキハ親戚知人等ニ對シテ速ニ通知ヲナスベシ  
通知用ノ葉書等ハ其ノ周圍ニ黒框ヲ施シタルモノヲ用フルヲ例トス
- 八、親戚知人等ノ家ニ不幸アリタルトキハ速ニ弔問ヲナスベシ但シ格別親厚ナラザル間柄ニアリテハ喪主及其ノ家族ニ面會ヲ求ムルハ宜シカラズ
- 九、遠隔ノ地ニアリテハ訃音ニ接シタルトキハ電報若クハ郵便ニ依リテ弔意ヲ表スベシ
- 一〇、訪問ニ對スル答禮ハ忌明ノ後之ヲ爲スベシ

作法教授要項

- 一四、會葬スルトキハ成ルベク出棺前ニ其ノ宅ニ至リ氏名ヲ通シテ葬送ヲナスベシ但シ場合ニ依リ直チニ其式場ニ至リテ葬儀ニ列スルモ妨ナシ
- 一五、會葬ノ際ハ靜肅ヲ旨トシ哀悼ノ態ヲ失ハザルベシ
- 一六、會葬者玉串ヲ捧グ又ハ燒香ヲナス場合ニハ順次柩前ニ至リテ敬禮シ少シク進ミテ之ヲ行ヒ再敬禮シテ退クベシ
- 一七、會葬ノ際ハ成ルベク他人ヲ訪問セザルヲ可トス
- 一八、會葬ニ對スル答禮ハ成ルベク速ニ之ヲ爲スベシ

### 第十一章 接遇ノ心得

- 一、客室應接室等ハ常ニ其ノ清潔整頓ニ注意シ且ツ相當ノ裝ヲナシ置クヲ宜シトス
- 二、客アリタルトキハ取次ノ者ハ直チニ出デ、敬シ名刺ヲ受ケ若クハ氏名ヲ聞キ誤リナキヤウニ之ヲ取次グベシ
- 三、取次ノ者客室應接室等ニ案内スルトキハ先キ立テテ其ノ室ノ入口マデ至リ客ヲシテ先ヅ入ラシメ椅子又ハ座布團ヲ進メテ其著席スルヲ俟テテ一禮シテ退クベシ

### 注 意

- 客ノ著用品携帶品ハ之レヲ整ヘ置クベシ
- 四、尊長ノ客アリタルトキハ主人自ラ迎ヘテ之ヲ案内シ室ニ入りテ上坐ニ進メ己ハ下坐ニツキテ挨拶スベシ
- 五、椅子ニ凭レル場合ニ於テ客人ノ入り來リタルトキハ起立シテ迎ヒ客ヲ著椅セシメタル後己モ亦著椅スベシ
- 六、客ニハ速ニ面接スベシ故障ノ爲メ面會ヲナシ得ザル場合及長時ノ談話ヲナシ得ザル場合ニハ取次ノ者ヲシテ其ノ旨ヲ鄭重ニ告ケシムベシ
- 七、平素客ノ取次ヲ爲サシムル者ニハ豫メ接遇上ノ心得ヲ知ラシメ置キ客ニ對シテ不作法ニ涉ルガ如キコトナカラシムベシ
- 八、客ヲ客室等ニ案内セバ冬季ニハ火鉢夏季ニハ團扇ヲ進ムル等相當ノ注意ヲ爲スベシ
- 九、客來中新客アリタル時ハ主人ハ之レニ挨拶ヲ爲シ且ツ便宜客相互ノ引合ヲ爲スベシ
- 一〇、客ヲ接遇スルニハ先方ニ窮屈ノ感ナカラシムヤウニ注意スベシ
- 一一、客ヲ接遇スル際ハ家人等ニ對シテ怒氣ヲ發セザルヤウニ慎ムベシ

- 一、客アリタルトキハ家人ハ濫リニ其ノ室ニ入り若クハ高聲ニ談笑叱咤等ヲ爲スベカラズ
- 二、客ノ辭シ去ル時ハ主人ハ自ラ玄關迄送り出ルヲ禮トス但シ座ニ尊長アル場合ハ便宜家人ヲシテ代リ送ラシムルモ差支ナシ
- 三、服喪引籠中ハ遠慮シテ自ラ送ラザルヲ禮トス
- 四、客ヲ送りテ玄關ニ至リタルトキハ客ノ仕度整フヲ俟テテ挨拶シ少時見送りタル後靜ニ戸障子ヲ閉ヅベシ
- 五、客ノ外套等ヲ纏ハントスル時ハ之ヲ手傳ヒ夜分ニハ提灯、雨天ニハ雨具等ヲ貸與シ又老幼婦女ニハ人ヲ附添へ見送ラシムル等相當ニ配意スベキモノトス

### 第十二章 紹介ノ心得

- 一、經歷、性行等ヲ熟知セザル人ハ輕卒ニ之ヲ他人ニ紹介セザルモノトス
- 二、尊長又ハ婦人ニ對シテ人ヲ紹介セントスルトキハ紹介者ハ豫メ先方ノ承諾ヲ得ベキモノトス
- 三、紹介狀ハ鄭重ニ之ヲ認メ被紹介者ノ經歷性行自己トノ關係用向等ヲ明瞭ニ記載スベキモノトス

- 四、紹介狀ハ開封ノ儘授ケ若クハ一應讀聞カセテ後授クルヲ通例トス猶鄭重ヲ要スル場合ニハ別ニ紹介ノ趣旨ヲ受紹介者ニ通知シ置クベシ紹介狀ニ代フルニ名刺ヲ以テスルハ略式ナリ

#### 注意

紹介狀ハ之ヲ被紹介者ニ一見セシメタル後本人ニ交附セズシテ直接ニ受紹介者ニ送附スルモ差支ナシ

- 五、開封ノ紹介狀ヲ得タル時ハ一應之ヲ披見シ厚ク謝意ヲ述べ封シテ先方ニ持參スベシ
- 六、人ヨリ紹介狀ヲ得タルトキハ成ルベク速ニ先方ヲ訪問シテ之ヲ出シ都合ヲ聞キタル後更ラニ訪問スルヲ禮トス
- 七、受紹介者ハ成ルベク速ニ被紹介者ニ面接スベシ
- 八、其ノ場ノ紹介ハ年少者ヲ年長者ニ卑者ヲ尊者ニ引合ハスヲ通例トス但シ紹介ヲ喜ハザル事情アルヲ豫知シタル場合等ハ之ヲ見合ハスヲ宜シトス
- 九、受紹介者多數ナル場合ハ先ヅ被紹介者ノ名ヲ通ジ次ギニ受紹介者中地位高キ人ヲ引合セ其ノ他ハ列座ノ順ニ引合ハスモノトス
- 一〇、人ニ紹介セラレタルトキハ場合ニ依リ名刺ヲ出スコトアルベシ